

平成28年度

包括外部監査の結果報告書

補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について

奈良市包括外部監査人

公認会計士 前 川 英 樹

目次

I. 包括外部監査の概要.....	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 事件を選定した理由.....	1
4. 監査の視点.....	2
5. 主な監査手続.....	2
(1) 補助金等の概況把握.....	2
(2) アンケートの実施.....	2
(3) 個別検討.....	3
6. 監査対象.....	3
7. 監査の実施期間.....	3
8. 外部監査人及び補助者.....	3
9. 利害関係.....	3
10. 用語の説明.....	4
(1) 監査の「結果」と「意見」.....	4
(2) 表記の方法.....	4
11. その他.....	4
II. 総論.....	5
1. 奈良市の補助金等の概要.....	5
(1) 補助金等の金額の推移.....	5
(2) 各所管課の状況.....	5
2. アンケート結果.....	8
(1) アンケート実施状況.....	8
(2) アンケート結果.....	8
3. 個別の監査結果を踏まえた全体的概観と意見.....	14
III. 補助金等に関する個別結果及び意見.....	20
1. 行政経営課.....	20
2. 危機管理課.....	23
3. 交通政策課.....	25
4. 月ヶ瀬行政センター地域振興課.....	27
5. 都祁行政センター地域振興課.....	31
6. 文化振興課.....	35
7. スポーツ振興課.....	40
8. 人権政策課.....	45

9.	男女共同参画課.....	48
10.	地域福祉課.....	50
11.	保育所・幼稚園課.....	54
12.	子ども育成課.....	56
13.	子育て相談課.....	61
14.	廃棄物対策課.....	63
15.	リサイクル推進課.....	64
16.	土地改良清美事務所.....	67
17.	観光戦略課.....	75
18.	観光振興課.....	78
19.	商工労政課.....	90
20.	農林課.....	99
21.	予防課.....	105
22.	文化財課.....	109
23.	学校教育課.....	112
24.	議会総務課.....	114

I. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び奈良市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

補助金、交付金及び負担金に係る事務の執行について

3. 事件を選定した理由

奈良市は、平成26年度決算において、財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率が99.0%、また、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す将来負担比率が182.9%となっており、いずれの指標も中核市の中で最下位となっている。税収の大幅な改善は見込めず、また、高度成長期に整備されたインフラ資産が老朽化により更新期を迎えていること等を勘案すると、行財政改革を推進されてはいるものの、奈良市の危機的な財政状況は今後も続くものと予想される。このような状況にあっても、魅力ある文化遺産・自然都市として、奈良市は行政サービスを市民や社会のニーズに合わせて提供し続けなければならない使命を帯びており、少ない支出で最大の効果をあげるようヒト・モノ・カネ・情報という経営資源を有効活用することが求められる。

その一助たるべく、平成26年度及び平成27年度の包括外部監査において、一般会計歳出の重要な部分を占める物件費及び人件費（平成26年度決算では、それぞれ一般会計歳出の16.7%及び19.7%）をテーマとし、監査人は、財政健全化のための提言を行ってきたところである。その他の一般会計歳出で重要な割合を占めるものとして、補助金、交付金及び負担金（以下、「補助金等」という。）支出があるが、平成26年度の一般会計歳出決算1,259億円のうち、補助金等支出は113億円、約9%の割合となっている。

補助金等は、公共性の高い事業で、地方自治体の施策実施の一端を担う団体等に交付されるものであり、奈良市では、財政健全化の一環として、社会情勢や住民ニーズの変化等に応じた事業の公益性や実施効果等について検証し、補助金等交付の見直しを図るとしている。しかしながら、補助金等は一度交付されると既得権と化しやすいものである。社会環境に適合した明確な効果指標を設けて必要性を判断する仕組みが整備運用され、補助金等の所管部局による十分な検査が行われなければ、濫費として補助金等交付が過大となり、財政健全化への阻害要因となりかねない。

このようなことから、補助金等に関する財務事務の執行及びあり方に関する問題点・課題を把握して改善案を提示することが財政規律の一助となるものと考え、本年度のテーマに選定することとした。

4. 監査の視点

- ・ 補助金等の要領等は整備されているか。
 - ・ 補助金等の交付に関する事務が、法令、規則及び要領等に基づき執行されているか。
 - ・ 補助金等の使途に関し、適正な報告が行われているかを確認しているか。
 - ・ 公益上の必要性を有しており、行政が補助すべき事業、活動となっているか。
 - ・ 補助金等の交付に関する効果測定がなされているか。
 - ・ 補助対象事業の目的等を勘案し、適切な交付期間の終期を設定しているか。
- 等を主な視点として監査手続を実施した。

5. 主な監査手続

(1) 補助金等の概況把握

奈良市の平成 26 年度及び平成 27 年度における補助金等の支出データを入手し、各所管課における支出の状況について確認した。また、特別会計で計上されている負担金の概況を把握した。

その結果、奈良市の特別会計からの分担金負担金の交付は、国民健康保険及び介護保険等の主に国主導の事業に関するものであり、市の裁量は加わる余地が少ないため、今回の調査対象から除外することとした。なお補助金及び交付金については、特別会計からの支出はなかった。

(2) アンケートの実施

一般会計の補助金等のうち、100 万円以上のものについて全件（184 件）及び 100 万円未満の補助金等のうち、包括外部監査人が任意抽出したものについて、所管課にアンケートへの回答を依頼した（合計 207 件）。

アンケートにおいて確認した主な事項は、以下のとおりである。

- ・ 補助等の目的別分類
団体運営費補助、施設運営費補助、施設整備事業費補助、イベント等補助、利子補給、事業費補助、法令、条例又は規則に基づく負担・分担、契約に基づく負担・分担、会費・参加料の性格をもつ負担・分担、その他（個人に対する補助等）のいずれに該当するか。
- ・ 補助金等事業実施義務の有無（義務的なもの、任意的なものか）
- ・ 補助等事業の概要及び目的について
- ・ 事業開始年度及び事業終了（予定）年度
- ・ 根拠法令等の有無
- ・ 補助等対象経費の範囲
- ・ 交付金額（平成 25 年度から平成 27 年度の実績及び平成 28 年度の予算額）

- ・ 交付要綱または要領等の名称
- ・ 交付対象者の範囲（特定、不特定多数）
- ・ 交付形態（定額補助、補助率及び単価による補助等）
- ・ 財源（市単独、市単独以外（市の上乗せ交付あり）、市単独以外（上乗せ交付なし））
- ・ 交付に関する周知方法
- ・ 交付に関する具体的な審査基準
- ・ 交付先からの実施報告の有無
- ・ 補助等対象事業の実施により生じた余剰金の返還の有無
- ・ 交付先の決算書の余剰金の額と補助金等の額との比較
- ・ 数値に基づく具体的な効果測定指標の有無及び概要
- ・ 交付を終了した場合の影響

（３）個別検討

（２）で実施したアンケート結果を用いて、上記４の視点からリスクが高いと思われる項目について、個別に資料の閲覧及び担当者に対する質問を実施し、検討を行った。

６．監査対象

全部局

７．監査の実施期間

平成 28 年 7 月 19 日から平成 29 年 3 月 29 日

８．外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	前川英樹
補助者	公認会計士	吉岡辰夫
補助者	公認会計士	池田学
補助者	公認会計士	増田千春
補助者	公認会計士	小寺雄二
補助者	公認会計士	久保田浩之
補助者	公認会計士試験合格者	永田祐司

９．利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。

10. 用語の説明

本報告書において記載した監査の「結果」及び「意見」は、次のように定義した。

(1) 監査の「結果」と「意見」

① 結果

- ・ 是正すべき事項（法令、条例、規則及び行政実務上必要なもの）の指摘と改善方法
- ・ 現行制度のもと、運用上改善することが必要な事項の指摘と改善方法
- ・ 改善することが必要だが、条例及び組織体制の変更または会計慣行（ルール）の変更が必要な事項の指摘と暫定的改善方法
- ・ 会計帳簿、台帳証憑の記載不足、不存在及び会計帳簿の記載をめぐる是正事項の指摘と改善方法（これらにより事実が正しく把握できない場合は、財務書類の整備を含め、他の方法による事実の解明ができたかについても指摘）

② 意見

- ・ 事実調査により不正不当とまで言えないが、説明責任上対応することが望ましい事項
- ・ 将来のために改善、改良していくことがより良いと思われる行政組織システムの整備にかかる事項
- ・ 適法性や有効性、効率性、経済性の観点から不当とまで断定しないが、あるべき姿の提言
- ・ 行財政当局、関係部門へ合理化のための参考となる見識ないし提言
- ・ 監査にあたって行政当局の対応、その他要望事項

(2) 表記の方法

監査の「結果」と「意見」は、段落を設け、冒頭に結果または意見として表示し記載している。

11. その他

記載数値未満の端数により、表中の合計と内訳の合計数値とが一致しない場合がある。

報告書内において記載されている金額、実績数値等は、特に断りのない場合、各所管課からの提供資料によっている。

Ⅱ．総論

1．奈良市の補助金等の概要

(1) 補助金等の金額の推移

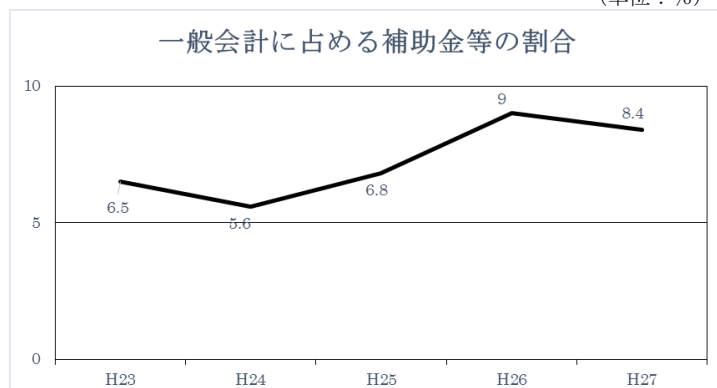
市の平成 27 年度の補助金等の歳出額は 105 億円となっており、一般会計歳出の総額の約 8%の割合を占めている。

過去 5 年間の一般会計及び補助金等の歳出額の推移は以下のとおりである。

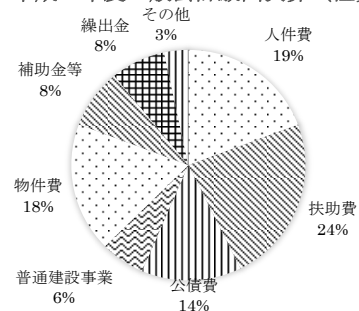
(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
一般会計総歳出額	121,957	139,819	122,051	125,915	125,360
補助金等歳出額	7,934	7,847	8,258	11,347	10,573

(単位：%)



平成27年度一般会計歳出決算（性質別）



長期的には増加傾向を示しており、一般会計歳出額の重要な部分を占めている。

(2) 各所管課の状況

補助金等の事務の執行に関する各部局の予算状況（予算総額 1 百万円以上の課のみ記載）及びその主な内訳（概ね 10 百万円以上について記載）は下記のとおりである。このうち、調査の対象となった補助金等を執行している所管課で、事務執行に関する課題等を本報告書の各論にて記載した場合は、該当ページ番号を記載している。

予算額が一番大きいのは、財務部財政課の 3,209 百万円（補助金等予算の 28%）であり、次に保健福祉部保険医療室福祉医療課の 3,109 百万円（同 28%）、子ども未来部保育所・幼稚園課の 1,161 百万円（同 10%）、保健福祉部福祉政策課 823 百万円（同 7%）の順となっている。

平成27年度一般会計補助金等予算一覧（所管課別）

注 補助金等の予算総額1百万円以上の課のみ記載。主な内訳については概ね10百万円以上について記載。（単位：百万円）

部局	所管課	補助金等 合計	主な内訳（予算額）	各論の 掲載頁
総合政策部	行政経営課	85	【補助金】 ・奈良市総合財団運営補助金 74 ・奈良市外郭団体改革支援補助金 10	P. 20
	危機管理課	28	【交付金】 ・自主防災防犯組織活動交付金 18	P. 23
総務部	人事課	117	【補助金】 ・職員健康診断等助成金 13 【負担金】 ・退職手当負担金 103	—
	管財課	43	【交付金】 ・財産区財産処分金交付金 43	—
	情報政策課	18	【負担金】 ・社会保障・税番号制度中間サーバー利用負担金 14	—
財務部	財政課	3,209	【補助金】 ・下水道事業会計補助金 2,046 ・水道事業会計補助金 637 ・病院事業会計補助金 51 ・簡易水道事業会計補助金 50 【負担金】 ・病院事業会計負担金 406 ・水道事業会計負担金 16	—
	市民税課	11		—
市民生活部	市民課	186	【交付金】 ・個人番号カード交付事業事務委託交付金 186	—
	交通政策課	14		P. 25
	月ヶ瀬行政センター地域振興課	4		P. 27
	都祁行政センター地域振興課	6		P. 31
市民活動部	協働推進課	2		—
	地域活動推進課	118	【補助金】 ・地域集会所建築費補助金 37 【交付金】 ・各地区地域活動推進交付金 12 ・各町自治会交付金 50 ・県民だより奈良配布交付金 16	—
	文化振興課	150	【補助金】 ・ならまち賑わい補助金 28 【負担金】 ・東アジア文化都市事業負担金 98	P. 35
	東アジア文化都市推進課	10	【負担金】 ・東アジア文化都市事業負担金 10	—
	スポーツ振興課	31	【負担金】 ・奈良マラソン開催負担金 25	P. 40
	人権政策課	4		P. 45
	男女共同参画課	1		P. 48
保健福祉部	福祉政策課 (H28は地域福祉課が独立)	823	【補助金】 ・奈良市社会福祉協議会補助金 197 ・臨時福祉給付金 450 ・子育て世帯臨時特例給付金 150	P. 50
	障がい福祉課	8		—
	保護第一課	499	【補助金】 ・保護施設整備費補助金 499	—
	長寿福祉課	22	【補助金】 ・奈良市万年青年クラブ等活動補助金 22	—
	福祉医療課	3,109	【負担金】 ・後期高齢者医療療養給付費負担金 3,109	—
	介護福祉課	325	【補助金】 ・軽費老人ホーム事務費補助金 325	—
子ども未来部	子ども政策課	51	【補助金】 ・小規模保育事業所施設整備費補助 49	—
	こども園推進課	3		—
	保育所・幼稚園課	1,190	【補助金】 ・民間保育所運営補助金 454 ・民間保育所等運営補助金 51 ・私学振興費補助金 25 ・幼稚園就園奨励費補助金 107 【負担金】 ・施設型給付費負担金 534	P. 54
	子ども育成課	4		P. 56
	子育て相談課	27	【補助金】 ・母子家庭等高等職業訓練促進補助金 21	P. 61

(単位：百万円)

部局	所管課	補助金等 合計	主な内訳（予算額）	各論の掲 載頁
保健所	医療政策課	13	【負担金】 ・産婦人科一次救急県負担金 11	—
	生活衛生課	20	【負担金】 ・奈良県動物愛護センター周辺環境整備負担金 20	—
	保健予防課	2		—
環境部	企画総務課 (H28は廃棄物対策課)	40	【負担金】 ・山辺環境衛生負担金 40	P. 63
	リサイクル推進課	1		P. 64
	土地改良清美事務所	22	【補助金】 ・事業推進及び環境保全対策助成金 18	P. 67
	環境政策課 (H28は保健・環境検査課に移管)	24	【補助金】 ・浄化槽設置整備費助成金 22	—
	エネルギー政策課 (H28は環境政策課に統合)	26	【補助金】 ・低公害車導入補助金 14	—
観光経済部	観光戦略課	45	【負担金】 ・（財）奈良県ビジターズビューロー負担金 24	P. 75
	観光振興課	255	【補助金】 ・（社）奈良市観光協会補助金 128 ・なら燈花会開催補助金 10 【負担金】 ・イベント等負担金 37 ・奈良の鹿保護育成事業負担金 14 ・鹿苑整備事業負担金 27	P. 78
	奈良町にぎわい課	125	【補助金】 ・都市景観形成地区保存整備補助金 45 ・奈良町町家建物内部改修モデル事業補助金 35 ・都市景観形成地区保存整備補助金 30 ・奈良町町家建物内部改修モデル事業補助金 15	—
	商工労政課	124	【補助金】 ・奈良市シルバー人材センター運営補助金 11 ・中小企業勤労者福利厚生事業補助金 38 【負担金】 ・中小企業融資保証料負担金 32	P. 90
	農林課	218	【補助金】 ・人・農地問題解決推進事業補助金 65 ・経営体育成補助金 14 ・森林総合保育事業補助金 12 ・鹿害防止対策事業補助金 10 【交付金】 ・中山間地域等直接支払交付金 12 ・多面的機能支払交付金 62	P. 99
都市整備部	都市計画課	3		—
	建築指導課	20	【補助金】 ・耐震診断補助金 15	—
	景観課	4		—
消防局	総務課	49	【負担金】 ・奈良県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金 12 ・消防団員等公務災害補償等共済基金掛金 22	—
	消防課	9		—
	予防課	4		P. 105
教育委員会	教育政策課	1		—
	生涯学習課	3		—
	文化財課	88	【補助金】 ・指定文化財補助金 66 【負担金】 ・世界遺産等文化財保護協力推進事業負担金 11	P. 109
	地域教育課	9		—
	保健給食課	25	【負担金】 ・日本スポーツ振興センター共済掛金 24	—
	学校教育課	11		P. 112
農業委員会	農業委員会事務局	2		—
議会	議会総務課	35	【交付金】 ・政務活動費 32	P. 114

2. アンケート結果

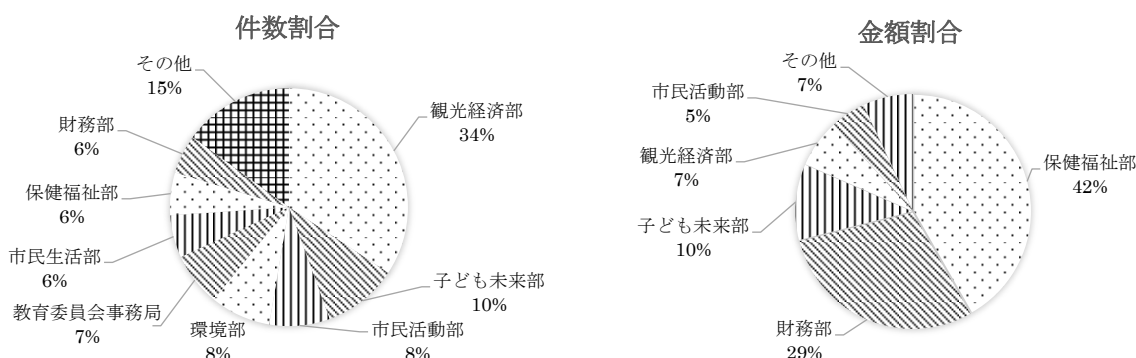
(1) アンケート実施状況

平成 27 年度の一般会計予算における補助金等の節別内訳と、今回アンケートを依頼した件数及び平成 27 年度決算額は、下記のとおりとなっており、ほぼ予算額割合に応じたアンケートの実施となっている。

なお、アンケート結果は各所管課からの回答結果に基づき集計している。

補助金等（節）	一般会計予算額		アンケート発出先		
	予算額 （千円）	割合	平成 27 年度 決算額（千円）	金額 割合	件数
補助金	6,113,077	54%	5,085,510	50%	125
分担金負担金	4,738,536	42%	4,868,141	48%	68
交付金	452,582	4%	261,727	3%	14
合計	11,304,195	100%	10,215,378	100%	207

また、アンケート実施対象となった部局ごとの件数及び金額の割合は下記のとおりである。



件数については、観光振興課、農林課及び商工労政課を有する観光経済部が多くなっている。これは、市が日本を代表する観光都市であるため、観光客を誘致することが必要であること、また、東部地域の自然資源の活用や地域振興等が必要であることから、さまざまな補助金等が交付されていることに起因している。

金額については、保健福祉部及び財務部による決算額が多額となっているが、これは保健福祉部による後期高齢者医療療養給付費負担金 3,109 百万円及び財務部による他会計への繰入金等 2,980 百万円によるものである。過去 3 年の決算額をみると、後期高齢者医療療養給付費負担金は毎年 1.5 億円以上増加している状況にある。

(2) アンケート結果

① 目的別分類

アンケート結果の補助金等の目的別内訳件数及び平成 27 年度の決算額は、以下のとおりである。

目的	件数	件数割合	平成27年度 決算額(千円)	金額割合
団体運営費補助	46	22%	538,002	5%
施設運営費補助	11	5%	766,253	8%
施設整備事業費補助	6	3%	76,436	1%
イベント等補助	17	8%	177,671	2%
利子補給	2	1%	10,846	0%
事業費補助	60	29%	3,825,903	37%
法令、条例又は規則に基づく負担・分担	15	7%	3,683,892	36%
契約に基づく負担・分担	17	8%	656,339	6%
会費・参加料の性格をもつ負担・分担	17	8%	344,673	3%
団体運営費補助及び施設整備事業費補助	1	0%	10,000	0%
その他（個人に対する補助等）	15	7%	125,363	1%
合計	207	100%	10,215,378	100%

件数については、「事業費補助」や「団体運営費補助」の順に多くなっており、決算額でみると、「事業費補助」の次に「法令、条例又は規則に基づく負担・分担」が大きい。

「事業費補助」の中で金額が大きいものは、財務部による他会計への繰入金等 2,520 百万円であり、低所得者や子育て世帯に給付された臨時福祉（特定）給付金 571 百万円が次に続く。

「法令、条例又は規則に基づく負担・分担」の中で金額が大きいものは、前述した後期高齢者医療療養給付費負担金 3,109 百万円であり、次に多いのは認定こども園や小規模保育施設に支払われる施設型給付費負担金 454 百万円であった。

件数の多かった「団体運営費補助」には、奈良市社会福祉協議会補助金 186 百万円、一般社団法人奈良市観光協会補助金 122 百万円、奈良市総合財団運営補助金 73 百万円などが含まれている。

② 交付義務の有無

その補助金等の実施が法令等に基づいて行われている義務的なものであるか、任意的なものであるかのアンケート結果は以下のとおりである。

実施義務	件数	件数割合	平成 27 年度 決算額(千円)	金額割合
義務的なもの	62	30%	7,531,662	71%
任意的なもの	145	70%	2,683,715	29%
合計	207	100%	10,215,378	100%

義務的なものの金額が多いが、一番大きいのが前述の後期高齢者医療療養給付費負担金 3,109 百万円であり、その次には下水道事業会計補助金 1,834 百万円、水道事業会計補助金 623 百万円、臨時福祉（特例）給付金 571 百万円、認定こども園等への施設型給付費負担金 454 百万円と続く。

任意的なもので金額が大きいものは順に、病院事業会計負担金 405 百万円、民間保育所運営補助金 363 百万円、軽費老人ホーム事務費補助金 310 百万円となっている。

件数的には任意的なものが 70% と多くを占めている。

任意的なものについては、財政状況と期待される効果の双方を考慮し、適宜、交付金額やあり方の見直しを行う必要がある。

③ 開始時期別内訳

アンケート結果による、補助等の開始時期別内訳は以下のとおりである。

開始時期	不明	昭和	平成元年～10年度	平成11～15年度	平成16～20年度	平成21～25年度	平成26年度以降	合計
件数	19	42	12	16	39	47	32	207

開始時期については、古いもので昭和 7 年に開始され、85 年も続いている分担金負担金（全国市議会議長会負担金 1 百万円）がある。また、19 件（約 10%）については開始時期が不明となっている。

長期にわたり交付が継続しているものについては、目的が現在の環境に整合するものであるかを検討する必要がある。

④ 終了時期別分類

アンケート結果による、平成 27 年度に交付した補助等の終了時期別の内訳は、以下のとおりである。

終了時期	平成27年度まで	平成28～30年度	平成31年度以降	未定	合計
件数	11	10	4	182	207
割合	5%	5%	2%	88%	100%

補助金等の約 9 割が、終了時期が定まっていない状況である。中には、財政的な負担を解消する観点から、終期の目標を定めるべきものがあると考えられる。

⑤ 交付対象者の範囲

アンケート結果の交付対象者別の内訳は、以下のとおりである。

補助等対象者	件数	件数 割合	平成 27 年度 決算額（千円）
特定	183	88%	9,984,617
不特定多数	17	8%	155,656
その他	7	3%	75,105
合計	207	100%	10,215,378

交付先が特定されている補助金等が、大半を占めている。交付先は特定されていても、効果が多くの者に公平に行き渡るような活用が行われているかを確認することが重要である。

⑥ 交付形態による分類

アンケート結果の算出根拠別の内訳は、以下のとおりである。

交付形態	件数	件数 割合	平成 27 年度 決算額（千円）	金額 割合
定額補助	69	33%	1,396,997	14%
補助率を定め補助	48	23%	893,427	9%
単価を定め数量を乗じて補助	28	14%	1,115,845	11%
その他	62	30%	6,809,109	67%
合計	207	100%	10,215,378	100%

その他には、運営費補助のように、収支の差額について補助金等を交付するものや後期高齢者医療療養給付費負担金が含まれている。

件数については、定額補助が大きくなっているが、過大に交付されていないかに留意を要する。

⑦ 財源別分類

アンケート結果の財源別の内訳は、以下のとおりである。

財源	件数	件数 割合	平成 27 年度 決算額（千円）	金額 割合
市単独	165	80%	8,118,944	80%
市単独以外（市の上乗せあり）	9	4%	537,276	5%
市単独以外（市の上乗せなし）	30	14%	1,558,838	15%

その他	3	1%	320	0%
総計	207	100%	10,215,378	100%

市単独の補助金等が、件数及び金額ともに約 8 割を占めている。市の裁量により、見直しを進めることができる範囲が大きいということである。

⑧ 実績報告の有無

アンケート結果を実績報告の有無で分けると、内訳は以下のとおりである。

実績報告の有無	件数	件数割合
あり	168	81%
なし	39	19%
合計	207	100%

奈良市補助金等交付規則第 14 条は、収支報告書等を添付した実績報告の提出を補助事業者等に義務付けているが、その報告がないままに交付決定されている運用が見受けられるのは遺憾である。実施報告がない場合、規則等により交付決定の取消しと返還命令の実施について検討せねばならず、交付先の補助金等の使途の適正性を慎重に確認する必要がある。

⑨ 具体的な効果測定指標の有無

アンケート結果を具体的な効果測定指標の有無で分けると、内訳は以下のとおりである。

効果測定指標の有無	件数	件数割合
あり	22	11%
なし	178	86%
その他	7	3%
合計	207	100%

大半の補助金等が、具体的な効果測定指標もないままに交付されている。交付に関する効果が検証できていないことを意味し、行財政改革を進める姿勢に大いなる疑問が残るところである。

⑩ 「実績報告の有無」及び「具体的な効果測定指標の有無」での分析

アンケート結果を「実績報告の有無」かつ「具体的な効果測定指標の有無」で分

けると、内訳は以下のとおりであった。

(単位：件)

		効果測定指標			
		あり	なし	その他	合計
実績報告	あり	19	148	1	168
	なし	3	30	6	39
	合計	22	178	7	207

「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」(地方自治法 第2条14項)とあるように、市の補助に対してどれだけの効果が得られたのか、その検証を行うために、市は実績報告を補助先から入手する必要がある。さらに、市は実績報告を設定した効果測定指標に当てはめて、その効果の大小を検証する必要がある。

しかし、上記表からわかるとおり、実績報告を入手しておきながら、それに対する効果測定指標が設定されていない補助金等がほとんどである(148件/168件＝88%)。

一方で、効果測定指標があるとしているが、実績報告を入手していない補助金等も存在する。

いずれも、⑨と同じく、職員の意識改革が必要である。

⑪ 「実施義務の有無」及び「具体的な効果測定指標の有無」での分析

アンケート結果を「実施義務」かつ「具体的な効果測定指標の有無」で分けると、内訳は以下のとおりである。

(単位：件)

		効果測定指標			
		あり	なし	その他	合計
実施義務	義務的なもの	5	52	5	62
	任意的なもの	17	126	2	145
	合計	22	178	7	207

実施義務が任意的なものは、市の独自の判断に基づき補助しているものと考えられるが、このような補助金等は、本当に補助が必要であったのかどうか、事前に効果測定指標を設定し、事後的にその必要性を検証する必要がある。

しかし、上記表からわかるとおり、補助金等の実施義務が任意的なもののうち、具体的な効果測定指標が設定されていない補助金等がほとんどである(126件/145

件＝87％)。補助金等交付について、組織全体として基本ができていないように見受けられる。

3. 個別の監査結果を踏まえた全体的概観と意見

市は、危機的な財政状況にあり、人口減少、高齢化による税収減少や社会保障費用の増加、さらには、高度成長期に整備された多くのインフラ資産が更新期を迎えることに伴い、この危機的な財政状況は、今後も継続すると考えられる。そのような厳しい環境の中で、より一層の収入確保への取組みや限られた経営資源の最適配分は、市民・子ども・産業・まちが元気で、市が将来にわたり発展できるための大前提となっている。このことを踏まえ、市では、過去から重要な経営資源である「ヒト・モノ・カネ・情報」を有効活用するとともに、経費節減及び事業の効率的な執行に取り組むことを、「奈良市行財政改革大綱」の中で繰り返し宣言してきている。

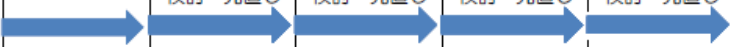
第1次行財政改革大綱は、昭和60年度に策定され、現在は、平成23年度から平成27年度を対象とした「第5次奈良市行財政改革大綱」及び同大綱を具体化するための計画として、「奈良市行財政改革実施計画（以下、「行財政改革実施計画」という。）」が公表されている。補助金の見直しに関しては、第1次行政改革大綱策定時から検討され続けており、行財政改革実施計画における補助金の見直しに関する取り組み内容及び平成26年度末時点における進捗状況は以下のとおりとなっている。

【行財政改革実施計画（平成23～27年度） 計画項目：財政規律の強化（抜粋）】

項目名		補助金の見直し				
取組内容・目標		補助金については、財政状況を踏まえた上で、社会情勢や住民ニーズの変化等に応じた事業の公益性や実施効果等について検証し、その必要性等により重点化を図り、補助の役割が薄れたものについて見直し、終期の設定や縮小等適正な執行を図る。				
年度計画		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
						
		補助金の継続的な見直し				
統括課	財政課	関係課				

【行財政改革実施計画進捗状況（平成 26 年度末時点）（抜粋）】

状況の評価基準
a…実施計画の取組は達成した
b…年度計画は前倒して進捗している
c…年度計画は実施方針どおり進捗している
d…年度計画より進捗は遅れている
e…年度計画より進捗は大幅に遅れている

4	項目名	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	補助金の見直し					
		補助金の継続的な見直し				
	【H24年度変更】		検討・見直し	検討・見直し	検討・見直し	検討・見直し
	【成果指標】					

取組内容・目標	補助金については、財政状況を踏まえた上で、社会情勢や住民ニーズの変化等に応じた事業の公益性や実施効果等について検証し、その必要性等により重点化を図り、補助の役割が薄れたものについて見直し、終期の設定や縮小等適正な執行を図る。
---------	--

年度	状況	取組内容
H23 ～ H27 3月	c	予算要求及び査定の各段階において、団体・事業の公益性や実施効果、さらに決算状況や事業計画について検証を行っている。
H27 (取組予定)		補助金の必要性を、引き続き予算要求及び査定の各段階において検証し、今後も継続的に見直しを行う。

統括課	財政課	関係課	各補助金所管課
-----	-----	-----	---------

過去から継続して財政規律の強化を目標とし、その実現を図る取り組みの一環として補助金の見直しを実施計画の項目に掲げ、行財政改革を遂行してきたはずである。しかしながら、本報告書 III. にあるように、歳出の重要な部分を占める補助金、交付金及び負担金交付に関する事務執行において、種々の課題が見受けられ、平成 16 年度の包括外部監査による指摘への対応が未だに不十分であり、本来すべきことも組織的に徹底されていない実情を目の当たりにすると、市が本気で行財政改革に

取り組んでいたのか甚だ疑問である、という印象を持つに至った。

補助金等の執行事務に関する課題と改善に向けた提言等を以下に示す。

・補助金等に関する検査について【結果】

(課題についての認識)

補助金等については、財源が市民等からの公金である以上、交付対象者によって公益目的のため、かつ、不特定多数の市民に事業の効果が及ぶように使用されなければならない。そのため、交付対象者に使途の適切性を証明するものとして、補助対象事業に関する事業報告や正確な収支報告を提出することが求められている。

他方、補助金等を交付する自治体においては、事業計画を吟味（審査）することにより、本来、行政が行うべき施策の一部を他のものに委ねるべきかどうかを判断する必要がある。また、公金が投入される以上、補助金等交付に関する効果を検証しなければならず、交付対象者の活動をモニタリングすることはもちろんのこと、交付対象者から提出される事業実施報告及び収支報告が正確であることを確認し、今後の事業のあり方や補助金等の交付の要否、金額について検討することが求められる。

しかしながら、市の各所管課への補助金等交付事務に関するヒアリングや関係資料を確認したところ、多くの課で、交付先から提出される収支報告を通覧して異常がないかを確認するのみで、収支報告を作成する基礎となった活動や取引に関する帳簿書類や領収書等を確認することを行っていなかった。また実際、収支報告書は収入額と支出額が一致していれば問題ないとしてその収支報告に疑問を持たずにそれ以上踏み込んだ検査を行わない職員は少なくなく、交付対象となる経費支出が補助金等交付限度額を超過しているために問題ないと認識している例も見受けられた。

このような現状では、補助金等交付の目的に反するような使用が行われていたとしても、把握できないリスクがあり、また、翌年度の補助金等の交付額の設定やあり方の検討が適切に実施できないリスクがある。結果として、改革を真剣に進める気がなかったのではないかという疑念を抱かせる状況であり、行財政改革全体に対する市の姿勢について市民が納得するとは想定できず、市としての信用を失墜しかねない事態であると考ええる。

(改善に向けた提言)

補助金等の見直しを着実に進める大前提として、また、市民に市の行財政改革に対する姿勢が本気であることを理解してもらうため、所管課は、補助金等の交付先による補助金の使途及び収支報告が適正かについて検証することが必要である。

この場合、補助金等交付先による経費支出のすべてについて、証拠書類を確認することは現実的ではないことは理解できる。

補助金等交付に関する検証にあたっては、サンプリングによる抜き取りチェック

を基本とし、

- ・ 金额的に重要な支出からの降順により事業費の一定の割合までカバーする範囲で、証拠書類を確認する。
- ・ 使途の適正性に疑義が生じやすい支出については、金額の多寡にかかわらず証拠書類を確認する。
- ・ 過去の交付において、必要性、補助等対象範囲及び終期の設定等に課題が認識された支出については、慎重に証拠書類等を確認する。

等の検証手続を実施することが効率的、かつ効果的であると考ええる。

また、証拠書類を確認するのみではなく、行財政改革への取組みに関する説明責任を果たすため、どのような検証を行ったのか記録することを徹底する必要がある。

・ 効果測定指標（目標）の設定について【結果】

（課題についての認識）

補助金等の交付は、公益に資する施策の実現のために公金を財源として行われるものである以上、公金投入による効果を検証する必要がある。また、効果測定の客観性を確保するために、定性的なものだけではなく、一定の定量的な指標（目標）を設定する必要がある。そのうえで、補助金等の交付により、市の施策実現に向けた効果があったかどうかの検証を毎年行い、次年度以降の補助金等の交付予算額の決定や補助金等のあり方そのものを決定していくことが非常に重要である。

しかしながら、市の現状に目を向けると、補助金等交付に関する効果測定指標は、大半において設定されておらず、指標による効果検証は行われていない。また、イベント等に交付される複数の補助金等の目的が同一または類似しているものもある。にもかかわらず、行財政改革実施計画にて「事業の公益性や実施効果等について検証」するとしていること、また、平成 26 年度における行財政改革実施計画進捗状況においては、「予算要求及び査定の各段階において、団体・事業の公益性や実施効果、さらに決算状況や事業計画について検証を行っている」として、補助金等の見直しを通じた財政規律の強化は計画どおり、実施方針どおりに進捗しているとしている。このような現状認識の表明は事実とのかい離が大きいため到底容認できるものではなく、誤解を与える説明が行われていると言わざるを得ない。

補助金等の交付による効果が分からない状況で、毎年各所管課から予算要求がなされ、査定されたうえで多額の公金を投入していることは、もはや補助金等を交付すること自体が各所管課の役目となっていると言っても過言ではない。また、このような状況は、市民にとっても理解しがたいものであると考えられる。

近年、総務省より「地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書」が、また、地方制度調査会から「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」が出されており、自治体の自律的なリスク管理

システム（内部統制）を整備し、自らそのシステムを評価して説明することが制度化される予定となっている。民間企業の内部統制評価制度では、財務報告の適正性を確保する仕組みの構築・運用に着目することになっているが、予算や法令・規則・計画に従って確実に業務を遂行することが求められる自治体や公的機関においては、計画・予算の妥当性をチェックする仕組みや、その事務執行が3E（経済性・効率性・有効性）の観点からチェックする仕組みの構築・運用が求められることになる。補助金等の交付事務についても、この内部統制制度の枠組みの中で、執行され、評価されることになると考えられる。

（改善に向けた提言）

危機的状況にある財政状況の中で、補助金等を交付することの合理性を市民に説明するためのみならず、来たる自治法改正による内部統制への対応のためにも、補助金等の交付により期待する具体的な目標を早急に設定し、目標の達成状況を確認するとともに、目標達成に向けた対処方針取り組みや補助金等のあり方を検討するような仕組みを構築し、運用することが急務である。

また、交付目的が同一であるものや類似している補助金等について、役割分担を整理し、その上で重複するものや他の補助金等と明確に異なる役割が設定できないものは、廃止することも含め、見直しを検討されたい。

・職員の意識改革について【意見】

（課題についての認識）

補助金等は、公共性の高い事務又は事業について、地方自治体の施策実施の一端を担うものとして事業者に交付されるものであり、交付すること自体が自治体の目的となつてはならない。しかしながら、各所管課へのヒアリングやアンケートの結果によると、「補助金等の交付がなくなれば、交付先の活動や運営に支障が出る」という旨の回答が複数あった。

繰り返しになるが、このような回答は補助金等を交付すること自体を目的としている意識を示すものと受け止められ、また、交付先が外郭団体で補助金等への依存度が高い場合には、団体の自主事業の創設による自立を阻害するリスクがある。これでは、補助金等の交付目的が本末転倒となっており、真の行財政改革への道は未だ程遠いと感じるところである。

（改善に向けた提言）

補助金等執行事務が適切に遂行されるようなプロセスを構築することはもちろんであるが、市職員一人一人が、危機的な財政状況を認識し、自らが財政規律の強化を図る一員として行動すべきことを十分に自覚しつつ、補助金等事務の執行に従事する必要がある。

・市民の理解について【意見】

(課題についての認識)

日本を代表する文化都市であり、文化・芸術等の伝承が生活に根ざしていることから、各種文化振興に関する催しやイベントに対して、市が財政的な援助をすることは理解できる。また、これからの生産年齢人口の減少、高齢化の進展及びインフラ資産の更新期到来等により財政負担の増大が予想される状況においては、人が地域に定着し協働により発展していくよう、各種団体の活動や地域振興イベント等に財政的な援助をすることも理解できる。

しかし、このような支援は、もともと効果測定指標を設定することが難しいものであり、市民の余暇の過ごし方に関する一面もある。そのため、現在の補助等の範囲については、厳格に見直すべきものとする。今回の監査において個別具体的に補助金等を見ていく中で明らかになった課題を俯瞰すると、上記のイベント等に交付される複数の補助金等の目的が同一または類似し、それぞれの補助金等の使途により果たすべき役割分担が明確となっていないものが数多くある。

(改善に向けた提言)

公金の活用は、現在の危機的な財政状況と補助等の効果を比較考量することにより慎重に判断されるべきものである。そのため、危機的な財政状況にある市が、補助金等を見直す必要があることについて市民に今以上の理解を求めるとともに、財政の健全化のためには官民協働による補助金等の見直しを不断に進めていく必要があると考える。

Ⅲ. 補助金等に関する個別結果及び意見

アンケートを発出した 207 件のうち、下記の抽出基準に全て見合うもの 80 件を抽出し、任意に抽出した 45 件を合わせた 125 件の補助金等の交付事務について、関係書類を閲覧するとともに、必要に応じて所管課にヒアリングを行った。

【抽出基準】

- ・ 5 年以上継続しているもの
- ・ 補助金等の終期が 5 年以降もしくは未定
- ・ 効果測定なし
- ・ 根拠法令なし

その結果検出された個別結果及び意見は以下のとおりである。

1. 行政経営課

(1) 奈良市総合財団運営補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	奈良市総合財団運営補助金
所管課	総合政策部 行政経営課
補助金等の目的	奈良市総合財団に対し、運営に要する経費の一部について補助金を交付することにより、経営の自立に資することを目的とする。
交付対象経費	奈良市総合財団の運営に要する経費（財団事務局経費）のうち、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金並びに公課費
補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	奈良市総合財団運営補助金の交付及び執行に関する要領
補助金等の交付期間	（事業開始）平成 23 年度 （事業終了）未定

（単位：千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 （平成 28 年度は予算額）	48,948	48,560	73,427	62,584
（財源内訳）				
一般財源	48,948	48,560	73,427	62,584
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他（基金繰入）	—	—	—	—

当補助金は、平成 24 年 4 月に 7 つの財団法人（奈良市文化振興センター、ならまち振興財団、杉岡華邨書道美術財団、奈良市都祁地域振興財団、奈良市スポーツ振興事業団、奈良市武道振興会及び奈良市勤労者福祉サービスセンター）を統合して設立された、一般財団法人奈良市総合財団（以下、「総合財団」という。）の事務部門費（主に人件費）を負担するものとして「奈良市総合財団運営補助金の交付及び執行に関する要領」を設定し、これに基づき補助金を交付している。

② 総合財団の状況

直近 3 年間の収支状況は以下のとおりである。

【決算書の概要】

（単位：千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
経常収益	1,568,640	1,617,576	1,607,591
指定管理料	1,246,234	1,259,542	1,266,378
地方公共団体からの補助金	113,647	114,582	138,539
その他	208,759	243,452	202,674
経常費用	1,558,836	1,606,136	1,539,232
事業費	1,512,514	1,557,407	1,465,770
管理費	46,322	48,729	73,462
当期経常増減額	9,804	11,440	68,359
当期一般正味財産増減額	9,804	11,440	68,329

上記のとおり、収入の主なものは指定管理料と市からの補助金となっている。

総合財団の平成 27 年度の指定管理料収入の内訳等は、以下のとおりとなっている。

（単位：千円）

指定管理施設名	指定管理料	公募非公募の別
なら 100 年会館	382,000	非公募
奈良市美術館	37,700	非公募
北部会館市民文化ホール	33,800	公募
杉岡華邨書道美術館	34,400	非公募
勤労者福祉サービスセンター	42,200	非公募
中央体育館等 6 施設	127,000	非公募
西部生涯スポーツセンター等 19 施設	244,500	非公募
南部生涯スポーツセンター等 6 施設(注)	4,000	公募
ならまち格子の家	4,208	公募

ならまちセンター	97,978	非公募
音声館	57,200	非公募
なら工芸館	44,400	公募
入江泰吉記念奈良市写真美術館	99,200	非公募
入江泰吉旧居	10,500	公募
都祁交流センター等 3 施設	47,292	公募
合計	1,266,378	

注 ミズノ・総合財団グループへの指定管理料 22,000 千円のうち、総合財団の受取額

③ 監査結果

・補助金の交付事業に関する収支の確認について【結果】

行政経営課は、総合財団より補助対象事業に関する収支報告及びその内訳明細を入手しているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・補助金額の決定について【意見】

決算書の概要のとおり、総合財団は 3 期連続して利益を計上しており、平成 27 年度は法人税 23,524 千円を計上しながらも、利益(当期一般正味財産増減額)が 68,329 千円となっている。行政経営課の説明によると、自主自立を促すため指定管理料の支払いを平成 27 年度から収支の実績により精算するのではなく、予め決めた額(非精算)としたことから、コスト削減のインセンティブが働き、利益が大きく出たとのことである。

現状、指定管理料収入のうち非公募の金額割合は 88%程度あり、このように市からの実質的支援を継続して受けている状態で、多額の法人税を納めてまで団体運営にかかる経費を対象とする補助金を総合財団に交付することは、経営の自立という目的を超えた補助であると考ええる。

指定管理事業の公募に関しても、補助金により事務費部分のすべてを市が負担するという現状からすれば、指定管理業務に掛かる直接的なコストのみを見込んで応募することが可能である。公募としながらも他の民間事業者との比較においては、不公正な状況と言わざるを得ない。

市の財政負担の軽減及び総合財団の自立を促すためにも、事務費部分を全額補助するのではなく、一定限度を設けた交付方式を採用すべきである。

・中長期計画の策定について【結果】

補助金の支給額は、平成 25 年度 48,948 千円、平成 26 年度 48,560 千円、平成 27 年度 73,427 千円、平成 28 年度 62,584 千円と平成 27 年度から大きく増加している。これは、総合財団の自主自立の体制を作るために、平成 27 年度に業務執行理事として就任した市OBの人件費と、従来、当財団で指定管理業務を行っていた奈良市防災センターが平成 26 年に市の直営となった際に、余剰となった人員 3 名分の人件費相当が増加したことに起因している。

市は、総合財団の自主自立の体制を構築のうえ、指定管理業務も公募化を進めたいという構想をもっている。そのために人員を投入し、また、自立した法人として事業運営の担い手を養成していくとする考え方は理解できる。

しかしながら、総合財団が自立化するための具体的目標が組み込まれた中長期的な経営計画は策定されていない。総合財団が、自主自立を見据えて経営改善に取り組み、これを市として支援していくのであれば、達成すべき具体的な目標数値と期限等を定めた中長期経営計画の提示を求め、その数値目標が達成できなければ、総合財団のあり方を見直すことが必要と考える。

具体的な目標と期限を定めなければ、事業成長のために増員した職員の人件費を市が補てんし続けることとなり、7 財団の統合により目指した「経営健全化」に反する状況が継続することとなりかねない。

市として、今後の指定管理事業の公募化を見据えた中長期経営計画の提示を総合財団に求め、実際の経営が当該計画に沿って進捗しているかをモニタリングし続けていくことが必要不可欠と考える。

2. 危機管理課

(1) 奈良市自主防災防犯協議会

① 補助金等の概要

補助金等の名称	奈良市自主防災防犯協議会交付金
所管課	総合政策部 危機管理課
補助金等の目的	地域の自主的な防災・防犯力として、自主防災・防犯組織の活動を支援するため交付金を交付し、取組の充実や活性化を図る。
交付対象経費	(ア) 自主防災防犯組織相互の情報交換及び活動展開 (イ) 自主防災防犯組織の活動及び運営についての協議、検討等 (ウ) 災害時要援護者への共助体制確立等に関する地域コミュニティを中心とした活動の方策等についての協議、検討等

	(エ) 自主防災防犯組織及び活動についての調査研究 (オ) その他協議会の設立目的を達成するための事業で市長が認めるもの
補助金等の分類	事業費補助
交付要綱・要領等の名称	奈良市自主防災防犯協議会交付金交付要項
補助金等の交付期間	(事業開始) 平成 20 年度 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	18,300	18,525	18,525	18,525
(財源内訳)				
一般財源	18,300	18,525	18,525	18,525
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

当交付金は、市民の防災・防犯意識の高揚と全市域に自主的な防災・防犯体制の充実を図るためのものであり、自主防災・防犯組織の活動に関する事業に要する経費の一部をかつては自治会に交付していたが、平成 20 年度より防災防犯に必要な金額を地区ごとの人口に応じたテーブルに基づいて各地区の自主防災防犯協議会に交付している。

② 監査結果

・補助金の交付事業に関する収支の確認について【結果】

危機管理課は、各地区の協議会より補助対象事業に関する収支報告を入手し、報告内容に疑義があれば個別に照会等を行っているとのことであるが、それ以外の通常の場合には、証拠書類等の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するにいたった過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・事業報告・収支報告の確認について【結果】

各地区防災・防犯協議会は地区自治連合会を中心におおむね小学校区で結成された自主防災・防犯組織である。具体的には 49 地区が各自主防災・防犯組織を結成し

ており、各地区協議会は自主的に防災・防犯のための活動を行っている。

その活動内容は、「奈良市自主防災防犯協議会交付金交付要項」第 9 条により会計年度終了後遅滞なく事業報告書及び収支報告書を市長に提出することとなっている。

しかし、平成 27 年度の各協議会からの実績報告書である「奈良市自主防災・防犯組織活動交付金実績報告書」の日付は、多くの協議会が総会後に提出する慣例であったこともあり、5 月下旬以降がほとんどで、6 月以降のものも 7 件あった。

所管課では、正式の文書である上記の「奈良市自主防災・防犯組織活動交付金実績報告書」を受領する前に見込み額ベースの決算実績等は何ら入手していない。

市の前年度決算に関する出納閉鎖期間が 5 月末であることを考えると、当然にそれまでに事業実績と決算数値を確認し、交付目的外の支出の有無、減額等が必要ないかの判断を行う必要がある。

3. 交通政策課

(1) 違法駐車等防止活動補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	違法駐車等防止活動補助金
所管課	市民生活部 交通政策課
補助金等の目的	奈良市交通安全指導員設置規則に基づき、奈良市長から委嘱された約 145 名の交通安全指導員が交通安全に係る諸活動を行う活動費である。各地域の迷惑駐車及び迷惑駐輪の防止啓発や児童生徒等の交通安全見守り活動、その他交通安全の啓発活動を行っている。 また、奈良市交通安全指導員会は奈良市交通対策協議会加盟団体として、春・秋の交通安全運動期間に積極的に活動参加をしている。
交付対象経費	交通安全活動の推進に要する経費
補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	奈良市交通安全指導員会事業交付金の交付及び執行に関する要領
補助金等の交付期間	(事業開始) 昭和 50 年度 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	1,170	1,170	1,170	1,170
(財源内訳)				

一般財源	1,170	1,170	1,170	1,170
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他（基金繰入）	—	—	—	—

違法駐車等防止活動補助金は、奈良市交通安全指導員会（以下、「指導員会」という。）に対し、交通安全活動の推進に要する経費の交付金を交付することにより、交通事故のない明るく住みよい地域社会をつくることを目的とする。

交付金交付の対象となる経費（以下、「交付対象経費」という。）は、交通安全活動の推進に要する経費のうち、会議費、活動費、消耗品費、通信運搬費、報償費、事務費である。なお、交付金の額は、予算で定める額の範囲内となっている。指導員会は、奈良市補助金等交付規則に従い、市に対し、実績報告を行っている。実施報告として提出された、指導員会の収支決算書の内容は以下のとおりである。

平成 27 年度 奈良市交通安全指導員会収支決算

【収入の部】

（単位：円）

項目	決算額	説明
市交付金	1,170,000	奈良市交付金
繰越金	154	前年度繰越金
雑入	27	預金利息
合計	1,170,181	

【支出の部】

項目	決算額	説明
活動費	1,160,000	分会活動費@8,000 円×145 名＝1,160,000 円
通信運搬費	10,000	事務連絡用切手・はがき購入費 10,000 円
合計	1,170,000	

【差引残額】

項目	決算額	説明
差引残額	181 円	収入 1,170,181 円－支出 1,170,000 円

上記の収支報告にあるように、市からの補助金のほぼ全額を活動経費の財源として活用している。

② 監査結果

・指導員の活動の実施確認について【結果】

上記の収支決算のとおり、市から支出された交付金は、指導員会ではそのほとん

どが分会活動費として支出されている。この分会活動費は、「奈良市交通安全指導員名簿」の人数に単価 8,000 円を乗じることにより算定される。この分会活動費は、市から一旦指導員会に支出され、指導員会から各分会に名簿の人数に従って配分される。各分会では、指導員会からの活動費を各指導員に支給するか、あるいは分会全体の活動費に充てるかは、各分会の運用方法に任せている。

市では、各分会の活動実績を各分会から活動報告書を入手することにより把握しているが、すべての活動結果について報告書を入手しているのではなく、重要な活動に限って報告書の提出を要求していた。また、活動報告書には、実際に活動に参加した指導員の氏名が記載されているが、市では当該指導員の氏名と名簿との照合を行ってはいなかった。このため、名簿に記載されている指導員のうち何名が実際に活動している指導員かどうかの把握もできていない。

指導員会からは指導員の活動費として分会に支出しているが、仮に、分会が各指導員に 8,000 円を支給する運用方法であれば、実際には活動していない指導員に活動費が交付されている可能性がある。

公金が有効に利用されるよう、市は、どのような活動に対して活動費を交付するかを明確にする必要がある。各指導員に活動費を交付する場合は、実際に活動している指導員がどれほどいるかを確認したうえで活動費を交付するよう改める必要がある。

・効果測定指標について【意見】

本補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。交付先より、活動実績の報告を受けているものの、違法駐車の数台がどれほど削減された等までは報告されておらず、活動の実施がどれほど違法駐車の数削減に寄与したかが明らかとなっていない。

公金を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが求められるところである。違法駐車削減台数等に関する目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。

4. 月ヶ瀬行政センター地域振興課

(1) 月ヶ瀬ふるさと振興会補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	月ヶ瀬ふるさと振興会補助金
所管課	市民生活部 月ヶ瀬行政センター地域振興課
補助金等の目的	月ヶ瀬地域の産業の育成振興を図り、地域経済の活力ある発展により、明るく住みよい地域づくりに寄与する。
交付対象経費	団体の活動事業費又は補助対象事業の執行に直接必要な

	経費
補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	月ヶ瀬ふるさと振興会補助金交付要領
補助金等の交付期間	(事業開始) 平成 17 年度 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	1,600	1,600	1,440	1,400
(財源内訳)				
一般財源	1,600	1,600	1,440	1,400
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

月ヶ瀬ふるさと振興会補助金は、月ヶ瀬地域の産業の育成振興を図り、地域経済の活力ある発展により、明るく住みよい地域づくりに寄与するため、月ヶ瀬ふるさと振興会（以下「振興会」という。）に対し、その経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するものである。

補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、振興会が行う次に掲げる事業である。

- (ア) 地域特産品の生産振興及び新規特産品の開発に関する事業
- (イ) 地域特産品の加工及び販売に関する事業
- (ウ) その他市長が必要と認める事業

② 監査結果

・補助対象事業に関する収支の確認について【結果】

交付先から収支の報告を受けているが、収入に関する証拠書類を確認していない。
適切な補助金額がいくらであるのかを判断するため、収入が正しく報告されていることを証拠書類にて確認するとともに、実際に必要な支出額を交付先に報告させる必要がある。

公金が投入されている事業である以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・補助金使途の透明性の確保について【意見】

振興会にて地域の特産品が商品として販売されているが、販売する商品の仕入先である地元住民には理事長及び理事が含まれる。

理事長及び理事が自己の生産物を自己が運営する団体に有利な条件で販売するような場合は、振興会と理事の利益が相反する関係となり、補助金の使途の透明性が図れない。

振興会は、組織内部の者と取引するにあたっては、利益相反となりうる関係とならないかに留意し、補助金活用に関する説明責任を果たすため、取引を正当とした判断過程を記録にて残す必要がある。

また、地域振興課は、補助金の使途が特定の者の利益のためとなっていないかを確認する必要がある。

・効果測定指標について【意見】

当該補助金に関して、具体的な効果測定指標が設けられていない。

過去実績に基づいた販売目標個数や新規商品の開発目標等を効果測定指標として設定し、次年度以降の対処方針の策定や補助金額の決定の基礎とすることを検討すべきである。

(2) まちづくり振興事業補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	まちづくり振興事業補助金
所管課	市民生活部 月ヶ瀬行政センター地域振興課
補助金等の目的	月ヶ瀬地域のまちづくりについて協議を行い、地域イベント等の企画実施、産業の育成振興と地域経済の発展の促進及び文化の発展を促進することで地域の活性化を図り、奈良市の発展に資する。
交付対象経費	団体の活動事業費又は補助対象事業の執行に直接必要な経費
補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	地域振興事業補助金交付要領
補助金等の交付期間	(事業開始) 平成 17 年度 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	3,900	3,900	3,510	3,350
(財源内訳)				
一般財源	3,900	3,900	3,510	3,350
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

まちづくり振興事業補助金は、月ヶ瀬地域振興協議会（以下、「振興協議会」という。）に対し、振興協議会が主催するまちづくり振興事業に要する経費について補助金を交付することにより、地域経済の活力ある発展、明るく住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

補助対象事業は、マラソン大会、駅伝大会、体育祭、球技大会、盆踊り大会、その他目的を達成するために必要な事業であり、補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、団体の活動事業費又は補助対象事業の執行に直接必要な経費である。なお、振興協議会が実施する活動はすべて補助対象事業であるため、団体で発生した費用はすべて補助対象経費となる。

平成 27 年度 収支決算書

【収入の部】

(単位：円)

科目	予算額	決算額
奈良市補助金	1,800,000	1,800,000
自治連合会補助金	30,000	30,000
助成金	100,000	390,000
繰越金	24,439	24,439
マラソン大会参加料	1,210,000	928,681
マラソン協力金	0	234,972
預金利子	561	210
合計	3,165,000	3,408,302

【支出の部】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	補助対象事業費
事業費	3,145,000	3,315,526	3,389,374
会議費	20,000	73,848	
合計	3,165,000	3,389,374	3,389,374

② 監査結果

・補助対象経費の見直しについて【結果】

振興協議会が受け取る収入には、市からの補助金のみでなく、自治連合会からの体育祭助成金、マラソン大会の参加料、マラソン協力金等の様々な収入がある。しかし、補助金交付要綱によると、補助金の額は補助対象経費の実支出額及び予算の範囲内で決定されることから、予算の範囲を上限として発生した費用はすべて市からの補助金で賄われることになる。各種イベントの規模が大きくなるほど経費がかかることになるため、市の負担が大きくなる可能性がある。

市の厳しい財政状態からすれば、振興協議会が補助金以外からの収入があるにも係わらず、支出した事業費のすべてを市が負担する合理的な理由はないと考える。月々瀬振興協議会の費用のうち、補助金以外の収入から支出した費用額を差し引いた金額を補助対象経費とするよう、要綱の見直しが必要である。

・効果測定指標について【意見】

本補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。交付先より、活動実績の報告を受けているものの、イベントへの参加人数やまちづくりを行うことによる地域外からの転入者がどれほど増えたのかまでは報告されておらず、活動の実施がどれほど本市の地域振興に寄与したかが明らかとなっていない。

公金を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが求められるところである。イベントへの参加人数や地域外からの転入者数等に関する目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。

5. 都祁行政センター地域振興課

(1) 都祁まちづくり協議会補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	都祁まちづくり協議会補助金
所管課	市民生活部 都祁行政センター地域振興課
補助金等の目的	平成 17 年合併協定により、協議会が設置され、旧都祁村の区域におけるまちづくりについて、協議を行うほか、

	地域の振興等を図り、もって奈良市の発展に資することを目的とする。
交付対象経費	団体の活動事業費又は補助対象事業の執行に直接必要な経費
補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	都祁まちづくり協議会補助金の交付及び執行に関する要領
補助金等の交付期間	(事業開始) 平成 17 年度 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	4,000	4,000	3,600	3,500
(財源内訳)				
一般財源	4,000	4,000	3,600	3,500
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

都祁まちづくり協議会補助金は、都祁まちづくり協議会 (以下「協議会」という。) に対し、協議会が主催するまちづくり振興事業に要する経費について補助金を交付することにより、旧都祁村の区域におけるまちづくりについて協議を行うほか、地域の振興を図り、もって奈良市の発展に資することを目的とする。

補助金の交付の対象となる事業 (以下「補助対象事業」という。) は、次に掲げる事業である。

- (ア) 地域のまちづくり及び新市建設計画の進捗に関すること。
- (イ) 住民要望の取りまとめに関すること。
- (ウ) 地域伝統文化の保存及び振興に関すること。
- (エ) 地域イベント等の企画及び実施に関すること。
- (オ) その他、目的を達成するために必要なこと。

補助金交付の対象となる経費 (以下「補助対象経費」という。) は、補助対象事業に要する経費のうち、団体の活動事業又は補助対象事業の執行に直接必要な経費である。

平成 27 年度都祁まちづくり協議会の決算書は次のとおりである。

(収入の部)

(単位：円)

科目			決算額	割合
款	項	目		
補助金	市補助金	市補助金	3,600,000	78%
繰入金	基金繰入金	まちづくり協議会 基金繰入金	500,000	11%
繰越金	繰越金	繰越金	164,011	4%
雑入	雑入	雑入	352,448	8%
合計			4,616,459	100%

(支出の部)

(単位：円)

科目			決算額	割合
款	項	目		
事務費	事務費	事務費	1,022	0%
事業費	スポーツ振興事業	マラソン大会費	3,700,000	83%
	地域発信事業	情報紙作成費	148,553	3%
	まちづくり協議会 交流事業	農業体験交流事業	569,591	13%
	地域振興事業	布目川を美しくする会 運営補助費	20,000	0%
合計			4,439,166	100%

市からの補助金 3,600 千円のうち、3,100 千円 (86%) がスポーツ振興事業のマラソン大会費に支出されている。

マラソン大会とは都祁高原マラソン大会のことであり、平成 27 年度の大会費用総額は 10,638 千円であったから、大会費用の約 30%を市からの補助金で賄っていることになる。平成 27 年度においては 11 月 15 日に実施され、種目は、ハーフマラソン、10km、3km の 3 種目である。なお、平成 25 年度までは、この 3 種目に加えて 5km の種目もあった。

参加料は、一般ハーフは 5,000 円、一般 10km は 4,000 円、一般 3km は 3,500 円、高校生は 3,000 円、小・中学生は 2,000 円 (奈良市内の小・中学生は 1,000 円)、ファミリーは 3,000 円 (2 名分) である。平成 25 年度までの参加料は、一般 3,500 円、高校生 2,500 円 (市内在住 2,000 円)、小・中学生 1,500 円 (市内在住 500 円)、ファミリー 4,000 円 (市内在住 3,500 円) であった。

各年度の参加者は次のとおりである。

(単位：人)

種目	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
ハーフ	571	703	712	594	542	470
10km	321	390	313	342	328	317
5km	173	172	153	—	—	—
3km	565	593	513	525	452	525
合計	1,630	1,858	1,691	1,461	1,322	1,312

上記のとおり、平成 24 年度をピークにマラソン大会への参加者は減少傾向にあるが、大会は 500 人余りの地元住民を中心に運営していることから、あまりにも参加者が増加しても、マラソン当日のコース誘導や交通整理等、対応には限度があり、市は現在が適正規模であると考えている。市では、参加者を増加させるよりは、現在の参加者に満足してもらうことで、都祁地域のイメージアップと認知度アップに繋がたいと考えている。

具体的には、地元企業、ボランティア、地元応援者が地域の一大イベントと位置づけ、地域が一丸となり、マラソン大会を盛り上げ、参加者に心温まる応援やおもてなしを実施している。

このような参加者への特別な配慮に、高原の自然環境と地形を生かしたアップダウンのあるコースの特殊性が加わり、マラソン大会へのリピーター率は約 70% と高い水準を維持し、平成 28 年度で第 37 回を迎えている。

② 監査結果

・効果測定指標について【意見】

都祁まちづくり協議会補助金は、都祁地域におけるまちづくりについて協議を行うほか、地域の振興等を図ることを目的とした補助金である。

当補助金の大半が都祁高原マラソン大会運営の委託に使われ、マラソン大会の実施を通して、都祁地域を知ってもらい、地域振興に繋げることを期待しているが、その効果測定指標は設けていない。

公金を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが求められるところである。マラソン大会参加者に対し、大会参加への満足度、都祁地域に対する意見等のアンケートを実施することで、補助金の効果を測るべきである。また、マラソン大会が地元住民にとっての一大イベントとなっており、大会運営に直接間接に関わることで一体感と郷土愛が醸成される効果も大きいと思われることからすれば、大会運営や沿道応援に関わった住民数を把握するのみならず、

それら地元住民にもアンケートを実施して参加意識や満足度等についても、補助金の効果として測ることを検討されたい。

6. 文化振興課

(1) 文化振興事業

① 補助金等の概要

補助金等の名称	(ア) 入江泰吉記念写真賞実行委員会負担金 (イ) 奈良オリエンタルフェスティバル事業補助金 (ウ) 市民フェスティバル開催補助金 (エ) トスティ歌曲コンクール事業補助金 (オ) ならまち賑わい補助金 (カ) 文化振興事業補助金（劇団「良弁杉」記念公演に係る補助金） (キ) 文化振興事業補助金（春日野音楽祭開催補助金） ※ 平成 27 年度の名称を記載している。
所管課	市民活動部 文化振興課
補助金等の目的	(ア) 奈良を代表する写真家入江泰吉氏を顕彰し、世界的に活躍する写真家を発掘・育成すること。 (イ) 奈良に根付く精神性や創造性を、寺社を会場とした文化事業を実施することで国内外へ発信すること。 (ウ) 市民が有する技術や能力により地域文化・芸術の向上及び生涯学習の構築を目指し、その成果を発表する場を提供すること。 (エ) 有能な若手音楽家を広くアジアから発掘し支援するとともに、日本とイタリアの文化交流を深めること。 (オ) ならまちに賑わいを創出すること。 (カ) 奈良市音声館所属の市民劇団による、東大寺を題材にしたミュージカルの上演。 (キ) 春日大社第 60 次式年造替を記念し、音楽によって市民みんなでお祝いするとともに、多種多様な音楽文化の振興に寄与すること。
交付対象経費	補助対象事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、広報物作成費）、役務費（広告料、通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃

	借料、会場設営費、雑費とし、過去の交付実績と交付先の予算を基礎として金額が決定される。
補助金等の分類	(ア) 会費・参加料の性格をもつ負担・分担 (イ)～(キ) 事業費補助
交付要綱・要領等の名称	(ア) なし (イ) 奈良オリエンタルフェスティバル事業補助金の交付及び執行に関する要領 (ウ) 市民フェスティバル開催補助金の交付及び執行に関する要領 (エ) トスティ歌曲コンクール事業補助金の交付及び執行に関する要領 (オ) ならまち賑わい補助金の交付及び執行に関する要領 (カ) 文化振興事業補助金(劇団「良弁杉」記念公演に係る補助金)の交付及び執行に関する要領 (キ) 文化振興事業補助金(春日野音楽祭事業開催に係る補助金)の交付及び執行に関する要領
補助金等の交付期間	(事業開始) (事業終了) (ア) 平成 25 年度 (ア) 未定 (イ) 平成 26 年度 (イ) 平成 27 年度 (ウ) 平成 23 年度 (ウ) 未定 (エ) 平成 19 年度 (エ) 未定 (オ) 平成 25 年度 (オ) 未定 (カ) 平成 27 年度 (カ) 平成 27 年度 (キ) 平成 27 年度 (キ) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額	(ア) 2,000	(ア) 5,000	(ア) 4,000	(ア) 3,310
(平成 28 年度は予算額)	(イ) —	(イ) 4,200	(イ) 4,200	(イ) —
	(ウ) 2,000	(ウ) 2,000	(ウ) 2,000	(ウ) 2,000
	(エ) 1,000	(エ) 1,000	(エ) 2,000	(エ) 1,000
	(オ) 27,497	(オ) 26,264	(オ) 26,370	(オ) —
	(カ) —	(カ) —	(カ) 500	(カ) —
	(キ) —	(キ) —	(キ) 2,500	(キ) 3,000

(財源内訳)				
一般財源	(ア) 2,000	(ア) 5,000	(ア) 2,000	(ア) 2,000
	(イ) -	(イ) 4,200	(イ) 4,200	(イ) -
	(ウ) 2,000	(ウ) 2,000	(ウ) 2,000	(ウ) 2,000
	(エ) 1,000	(エ) 1,000	(エ) 2,000	(エ) 1,000
	(オ) 27,497	(オ) 26,264	(オ) 26,370	(オ) -
	(カ) -	(カ) -	(カ) 500	(カ) -
	(キ) -	(キ) -	(キ) 2,500	(キ) 3,000
国庫	-	-	(ア) 2,000	(ア) 1,310
県	-	-	-	-
その他（基金繰入）	-	-	-	-

(ア) 入江泰吉記念写真賞実行委員会負担金

平成 25 年 10 月の市長決裁により、入江泰吉記念写真賞実行委員会と市が協働して、世界的に活躍する写真家を発掘・育成するための写真賞を実施することとし、その経費の一部を分担金として負担している。

実行委員会から、決算報告とともに領収書の提示を受け、使途に不合理なものがないかを文化振興課にて確認している。

【応募点数推移】

	第 1 回	第 2 回
応募者数	154 点	101 点

(イ) 奈良オリエンタルフェスティバル事業補助金

奈良に根づく精神性や創造性を国内外に発信するために、奈良オリエンタルフェスティバル実行委員会が、アーティストによる展示、奈良を題材にした映像作品の上映、講演等を行っており、その活動経費の一部を市が補助している。

実行委員会から、決算報告とともに領収書の提示を受け、使途に不合理なものがないかを文化振興課にて確認している。

【参加者数推移】

	第 1 回 (H26)	第 2 回 (H27)
参加者数	1,200 人	3,100 人

(ウ) 市民フェスティバル開催補助金

地域文化・芸術の向上及び生涯学習の構築のために、市民フェスティバル運営委員会が、コンクール形式の発表会（音楽部門、ダンス部門、舞踊民舞部門）や

市の様々な場所でコンサート（タウンコンサート）を実施しており、その活動経費の一部を市が補助している。

運営委員会から、決算報告とともに領収書の提示を受け、使途に不合理なものがないかを文化振興課にて確認している。

【参加者数推移】

	第 1 回（H25）	第 2 回（H26）	第 3 回（H27）
参加者数	4,280 人	2,919 人	3,003 人

（エ）トスティ歌曲コンクール事業補助金

有能な若手音楽家の発掘とイタリアとの交流を深めるために、特定非営利活動法人奈良芸能文化協会が、世界的に著名なイタリア人作曲家トスティの楽曲を盛り込んだコンクールを 3 年に 1 回実施しており、その活動経費の一部を市が補助している。

協会から、決算報告とともに領収書の提示を受け、使途に不合理なものがないかを文化振興課にて確認している。

【平成 27 年度参加者数】

	1 次審査	2 次審査	最終審査
参加者数	103 人	39 人	10 人

（オ）ならまち賑わい補助金

一般財団法人奈良市総合財団が行う「ならまちわらべうたフェスタ」をはじめとした地域活性化事業や市民や学生を対象に夜に文化講座を開催する「ならまちナイトスクーリング」等の文化振興事業の活動経費に対する補助金である。

文化振興課は、財団より決算報告とその内訳に関する報告を受けているが、領収書等の確認により報告の正確性を検証していない。

【参加者数推移】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
参加者数	19,725 人	33,857 人	35,592 人

（カ）文化振興事業補助金（劇団「良弁杉」記念公演に係る補助金）

一般財団法人奈良市総合財団が管理する奈良市音声館で活動する劇団良弁杉の 100 回記念公演に関する補助金であり、公演を企画した財団に交付されている。劇団良弁杉は、創作ミュージカルの公演を通じて、奈良に伝わる民話の保存・継承を行っている。

財団から、決算報告とともに領収書の提示を受け、使途に不合理なものがないかを文化振興課にて確認している。

【参加者数】

	東大寺公演	ならまちセンター公演
参加者数	274 人	271 人

(キ) 文化振興事業補助金（春日野音楽祭開催補助金）

春日大社第 60 次式年造替を音楽によって市民で祝うとともに、音楽文化の振興のため、春日野音楽祭実行委員会の行う JR 奈良駅から春日大社一帯の各所でのコンサート開催経費の一部に関する補助である。

実行委員会から、決算報告とともに領収書の提示を受け、使途に不合理なものがないかを文化振興課にて確認している。

【参加者数】

	平成 27 年度
参加者数	10,000 人

② 監査結果

・補助対象事業に関する収支の確認について【結果】

文化振興課は、いずれの補助金等も、交付先から収支の報告を受けているが、収入に関する証拠書類を確認していない。また、各交付先からの収支は一致と報告されているが、各補助金等は、補助対象事業の活動経費の一部であり、超過することがないため問題としていない。

適切な補助金額がいくらであるのかを判断するため、収入が正しく報告されていることを証拠書類にて確認するとともに、実際の支出額を交付先に報告させる必要がある。

ならまち賑わい補助金については、交付先より決算報告を受けるものの、支出に関する証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている事業である以上、使途が適切かどうかを確認することは必要であるため、証拠書類等により使途を確認し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・分担金等の役割の明確化について【意見】

文化振興のために補助金等が交付されているが、補助金の目的及び交付先の行っている事業が類似している部分もあり、個々の事業の役割が明確となっていない部分があると考ええる。

類似の活動を行う複数の団体に同じ目的で補助金を交付することは、際限なく負担が必要となる可能性がある。

財政状況が厳しい市においては、個々の補助金等の拠出の目的・範囲を明確とし、重複がないよう補助金のあり方を見直すことを検討されたい。

・効果測定指標について【意見】

いずれの補助金等も、具体的な効果測定指標が設けられていない。

市民の各種のイベントへの参加を促し、文化的な向上を図る事業に対する補助である以上、目標の参加人数等を効果測定指標として設定し、次年度以降の対処方針の策定や補助金額の決定の基礎とすることを検討すべきである。

7. スポーツ振興課

(1) 奈良マラソン開催負担金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	奈良マラソン開催負担金		
所管課	市民活動部 スポーツ振興課		
補助金等の目的	奈良マラソンを円滑に開催するために、必要な事業を推進すること。		
交付対象経費	奈良マラソン開催の運営経費に関するもので、奈良県及び天理市とともに負担する。		
	【平成 27 年度】		
	奈良県	奈良市	天理市
	75,853 千円	25,000 千円	3,000 千円
補助金等の分類	会費・参加料の性格をもつ負担・分担		
交付要綱・要領等の名称	—		
補助金等の交付期間	(事業開始) 平成 23 年度 (事業終了) 未定		

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	25,000	25,000	25,000	25,000
(財源内訳)				
一般財源	25,000	25,000	25,000	25,000
国庫	—	—	—	—

県	—	—	—	—
その他（基金繰入）	—	—	—	—

奈良マラソンは、平成 22 年の平城遷都 1300 年記念行事の一環として開催され、1300 年記念事業協会が 5,000 万円を、翌平成 23 年度からは市として 2,500 万円を、当事業を企画・運営する奈良マラソン実行委員会に拠出している。以来、観光オフシーズン対策として「冬の奈良のスポーツイベント」として定着させるとともに、沿道での応援・ボランティアによる支援等「スポーツによるにぎわいのあるまちづくり」に繋げていくことを目的として継続開催されており、市は 2,500 万円の負担金拠出を継続している。

奈良マラソン実行委員会事務局は、市の職員 4 名、奈良県、天理市の職員及び民間の人員で構成されている。

奈良マラソン実行委員会の運営経費は、奈良市、奈良県及び天理市からの負担金の他に、ランナーの参加料や企業からの協賛金等により賄われている。

奈良マラソンの大会規模及び過去 3 か年の収支状況は、以下のとおりとなっている。

【奈良マラソン大会規模】

回数	開催年度	種目	定員（人）	エントリー数 （人）	出走者数 （人）
第 1 回	平成 22 年度	マラソン	10,000	10,997	9,991
		10 キロ	4,000	4,481	3,698
		5 キロ	2,000	2,282	1,917
		3 キロ	1,000	1,181	1,097
		合計	17,000	18,941	16,703
第 2 回	平成 23 年度	マラソン	10,000	10,890	9,564
		10 キロ	4,000	4,653	3,910
		5 キロ	1,000	1,199	1,009
		3 キロ	1,000	1,089	1,009
		合計	16,000	17,831	15,492
第 3 回	平成 24 年度	マラソン	10,000	11,406	9,905
		10 キロ	4,000	4,771	4,015
		3 キロ	1,000	1,204	1,085
		合計	15,000	17,381	15,005
第 4 回	平成 25 年度	マラソン	10,000	11,435	10,380
		10 キロ	4,000	4,548	3,989

		3 キロ	1,000	1,302	1,212
		合計	15,000	17,285	15,581
第 5 回	平成 26 年度	マラソン	12,000	13,031	11,593
		10 キロ	4,000	4,526	3,904
		3 キロ	1,500	1,308	1,187
		合計	17,500	18,865	16,684
第 6 回	平成 27 年度	マラソン	12,000	13,413	12,211
		10 キロ	4,000	4,567	4,024
		3 キロ	1,500	1,452	1,316
		合計	17,500	19,432	17,551

【奈良マラソンの過去 3 か年の収支状況】

科目	第 4 回 (H25)	第 5 回 (H26)	第 6 回 (H27)	備考
【収入の部】	270,125	305,761	314,779	
参加料	112,256	127,889	131,099	
負担金	94,000	109,000	103,852	奈良県、奈良市、天理市負担金
協賛金	39,357	39,397	42,343	H25 : 82 社 H26 : 82 社 H27 : 111 社
EXPO 出展料	9,849	12,064	11,824	H25 : 66 ブース H26 : 78 H27 : 79
諸収入	2,043	2,933	4,297	専用振込用紙による申込みに伴う抽選事務手数料等
繰越金	12,620	14,478	21,364	
【支出の部】	255,646	284,397	287,200	
企画費	18,594	19,071	18,997	大会企画費、協賛募集企画費
主会場設営費	34,598	40,349	39,332	
大会運営費	112,589	128,596	133,803	競技運営費、備品消耗品費、車両費等
安全対策費	29,281	30,419	31,220	警備費、救護費等
沿道対策費	20,174	22,730	21,107	コース監視費、交通規制広報費
広報関係費	7,862	10,566	9,075	広報・催事企画費、テレビ番組費等
催事式典費	14,188	15,322	14,516	事前イベント費、主会場催事費等
事務局関係費	18,360	17,344	19,150	光熱水費、通信費等

人気のあるイベントとなっており、規模が大きくなってきている。第 6 回大会（平成 27 年度）の経済波及効果は、国内で約 25 億 900 万円、奈良県内で約 11 億 8,100 万円あったと試算されている。

② 監査結果

・負担金交付事業の収支の確認について【結果】

奈良マラソン実行委員会より収支報告を受けている。しかし、市の職員が事務員として派遣されていること、県の監査を受けていること及び監事の監査を受けていることから、負担金の使途が目的に沿うものであるかどうか、証拠書類を確認することにより検証していない。

複数の地方自治体が負担金を拠出していることから、市のみが証拠書類の確認を行うことは、現実的ではないことは理解できる。しかしながら、各種実行委員会及びその事務局は組織の外部にある団体であり、監督機能が十分に発揮できない場合があると議論されることもある。公金が投入されている以上、当事業を所管するスポーツ振興課と奈良県の協力により証拠書類の確認により使途の適切性を検証するとともに、どのような検証を行ったのか記録することにより、市民に負担金拠出に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・負担金の見直しについて【意見】

平成 23 年度から 2,500 万円の負担金の拠出を継続しており、負担金額の見直しは行われていない。本大会は、毎回定員を超えるエントリー数があり、認知度は高まっている。

自治体として職員の実行委員会への派遣や消防局による救護支援等のような資金以外の支援を行っていることからすれば、今後は、実行委員会及び市民による自立したマラソン大会の開催を目指すこと及び行政による負担金のあり方を検討していくべきである。

(2) 奈良市体育協会運営事業補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	奈良市体育協会運営事業補助金
所管課	市民活動部 スポーツ振興課
補助金等の目的	市内のスポーツ、社会体育の発展を図り、市民の体力向上及び闊達明朗なる気風の醸成に寄与すること。
交付対象経費	奈良市体育協会の運営に要する経費で、前年度の交付実績と交付先の予算を基礎として金額が決定される。
補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	奈良市体育協会に係る事業運営補助金の交付及び執行に関する要領
補助金等の交付期間	(事業開始) 昭和 40 年度 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	3,300	3,300	3,300	3,000
(財源内訳)				
一般財源	3,300	3,300	3,300	3,000
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

奈良市体育協会は、市民に体育・スポーツを普及奨励し、健康で友情に結ばれた明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的として設立された団体である。事務に従事する職員は臨時職員 1 名のみであり、事務局がスポーツ振興課内に設置されている。なお、理事等の役員は無報酬となっている。

当協会の平成 27 年度の決算は、以下のとおりとなっている。

科目	金額 (千円)	備考
【収入の部】	5,236	
前年度繰越金	12	
加盟金	1,330	38 団体からの加盟金 (@35,000 円)
奈良市補助金	3,300	
その他	594	
【支出の部】	5,215	
賃金	1,203	臨時職員賃金
加盟団体育成費	1,710	38 団体への助成 (@45,000 円)
青少年スポーツ振興 事業特別会計繰出金	1,000	奈良市スポーツ少年団に対する拠出金
その他	1,302	会費、会議費、消耗品費等

② 監査結果

・補助金のあり方について【意見】

当協会が収受した補助金 3,300 千円は、職員 1 名の給与 1,203 千円及び協会内に本部を置く奈良市スポーツ少年団の特別会計へ拠出する 1,000 千円の前金となっている。

さらに、各種競技協会より 1,330 千円 (38 団体×35,000 円) の加盟金を収受し、1,710 千円 (38 団体×45,000 円) を同じ各種協議会に育成費として交付している。

このような収支の外観上は、当協会を存続させるために補助金を交付しているように思われ、当協会に補助金を交付することの意義は乏しいと考える。市民の理解が得られるように効果が明確に示されない限り、廃止も含めて補助金のあり方を検討する必要がある。

8. 人権政策課

(1) 人権啓発事業

① 補助金等の概要

補助金等の名称	(ア) 奈良県市町村人権・同和問題「啓発連協」分担金 (イ) なら・ヒューマンフェスティバル・プロジェクト会議等市町村分担金 (ウ) 奈良人権擁護委員協議会負担金 (エ) 奈良市人権教育推進協議会運営補助金
所管課	市民活動部 人権政策課
補助金等の目的	(ア) 及び (イ) 奈良県において部落問題解決に向かった取り組みの積み重ねに学び、部落差別撤廃等あらゆる人権侵害の解決に向けた行政啓発活動の推進体制を確立し、実践活動の強化を図ること。 (ウ) 地域住民の基本的人権の擁護を推進し、自由人権思想の普及高揚を図ること。 (エ) すべての人々の人権が真に尊重される自由で平等な社会を実現するために人権教育を推進し基本的人権の確立をめざす地域社会づくりを目的とする。
交付対象経費	(ア) 及び (イ) 奈良県市町村啓発連協の運営経費の分担金であり、金額は、奈良県の構成市町村の規模及び人口により決定される。 (ウ) 奈良人権擁護委員協議会の運営経費の負担金であり、金額は奈良県内の構成 9 市町村で、人権擁護委員委員数及び人口により決定される。 (エ) 奈良市人権教育推進協議会の運営経費の補助金であり、金額は前年度の決算額を基礎として決定される。
補助金等の分類	(ア) ～ (エ) のいずれも団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	(ア) 及び (イ) 市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会規約 (ウ) 奈良人権擁護委員協議会会則

	(エ) 社会教育関係団体に係る補助金の交付及び執行に関する要領
補助金等の交付期間	(事業開始) (ア) ～ (ウ) 昭和 63 年度 (エ) 昭和 49 年度 (事業終了) いずれも未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額	(ア)(イ) 1,143	(ア)(イ) 1,136	(ア)(イ) 1,133	(ア)(イ) 1,130
(平成 28 年度は予算額)	(ウ) 1,214	(ウ) 1,214	(ウ) 1,214	(ウ) 1,214
	(エ) 3,620	(エ) 1,458	(エ) 1,458	(エ) 1,458
(財源内訳)				
一般財源	(ア)(イ) 1,143	(ア)(イ) 1,136	(ア)(イ) 1,133	(ア)(イ) 1,130
	(ウ) 1,214	(ウ) 1,214	(ウ) 1,214	(ウ) 1,214
	(エ) 3,620	(エ) 1,458	(エ) 1,458	(エ) 1,458
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他(基金繰入)	—	—	—	—

(ア) 奈良県市町村人権・同和問題「啓発連協」分担金及び(イ)なら・ヒューマンフェスティバル・プロジェクト会議等市町村分担金

人権啓発に関する研究・研修会の開催、街頭啓発及びインターネットでの差別的な書き込みの調査及びなら・ヒューマンフェスティバルの開催等を行っている奈良県市町村啓発連協の運営に関する分担金で、奈良県内の各市町村長が本部長を務めている。

協議会事務局に事務局長及び事務職員がおり、その者が会計事務を行っている。また、決算に関する監査については、奈良県内の市長が持ち回りでやっている。

(ウ) 奈良人権擁護委員協議会負担金

地域住民の基本的な人権の擁護を推進し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的とした奈良人権擁護委員協議会の運営に関する負担金である。

同協議会は、奈良県内の 9 市町村の人権擁護委員から構成されており、委員は市町村の議会で指定され、国から任命された者となっている。決算に関する監査については、監事である人権擁護委員が持ち回りでやっている。

(エ) 奈良市人権教育推進協議会運営補助金

すべての人々の人権が真に尊重される自由で平等な社会を実現するために人権教育を推進し、基本的人権の確立をめざす地域社会づくりを目的とした奈良市人権教育推進協議会の運営に関する補助金である。

協議会事務局に市の嘱託職員が派遣されており、その者が会計事務を行っている。また、決算に関する監査は、監査担当役員が行っている。

② 監査結果

・分担金等の交付事業に関する収支の確認について【結果】

いずれの分担金等も、決算報告を入手している。(ア) 奈良県市町村人権・同和問題「啓発連協」分担金、(イ) なら・ヒューマンフェスティバル・プロジェクト会議等市町村分担金及び(エ) 奈良市人権教育推進協議会運営補助金については、職員が団体に派遣され、その事務の中で分担金等の使途が適正であるかを確認しているとのことであるが、(ウ) 奈良人権擁護委員協議会負担金については、決算報告を受けるものの、証拠書類等の確認は行っていない。

分担金等については、拠出を行っている関係団体が複数となるため、市のみが証拠書類等の確認を行うことは、現実的ではないことは理解できる。しかしながら、公金が投入されている以上、使途が適切かどうかを確認することは必要であるため、拠出している団体の持ち回りにより証拠書類等を確認するとともに、どのような検証を行ったかを記録することにより、市民に分担金等拠出に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・分担金等の役割の明確化について【意見】

人権啓発に関して、4つの分担金等が交付されているが、分担金等の目的及び交付先の行っている人権啓発に関する事業が類似しており、個々の役割が明確となっていない。

市民のすべてが公平に扱われ、尊重される社会の実現に関する活動は今後の市の発展のためにも重要なものであり、補助等を行うことが必要であることは理解できる。しかしながら、類似の活動を行う複数の団体に分担金等を交付することは、際限なく負担が必要となる可能性がある。

財政状況が厳しい市においては、個々の分担金等の拠出の目的・範囲を明確とし、重複することがないように分担金等のあり方を見直すことを検討されたい。

・効果測定指標について【意見】

いずれの分担金等も、具体的な効果測定指標が設けられていない。交付先から活動実績の報告を受けているものの、人権啓発の研修やイベント等に参加した人数がど

のようになっているかまでは報告されておらず、活動の実施がどれほど人権啓発に寄与したかが明らかとなっていない。

研修やイベントの開催回数や、そこへの参加人数に関する目標を設定し、分担金等の効果測定方法とすることを検討すべきである。

9. 男女共同参画課

(1) 男女共同参画施策推進事業

① 補助金等の概要

補助金等の名称	(ア) 奈良市地域婦人団体連絡協議会運営補助金 (イ) 奈良市女性ボランティア協会運営補助金 (ウ) 奈良市国際女性交流協会運営補助金
所管課	市民活動部 男女共同参画課
補助金等の目的	女性団体に対し運営に要する経費の一部について補助金を交付することで組織の拡大を図り、地域社会の発展と女性の地位向上を目指す。
交付対象経費	補助対象事業に要する経費のうち、会議費、総会費、研修費、啓発広報費、負担金、渉外費、補助金、旅費、通信費、事務費、事業費等が対象とされ、前年度の交付実績と交付先の予算を基礎として金額が決定される。
補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	(ア) 奈良市地域婦人団体連絡協議会運営補助金の交付及び執行に関する要領 (イ) 奈良市女性ボランティア協会運営補助金の交付及び執行に関する要領 (ウ) 奈良市国際女性交流協会運営補助金の交付及び執行に関する要領
補助金等の交付期間	(事業開始) (ア) 昭和 25 年度 (イ) 昭和 51 年度 (ウ) 昭和 51 年度 (事業終了) (ア) ～ (ウ) いずれも未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額	(ア) 1,530	(ア) 1,530	(ア) 1,500	(ア) 1,500

(平成 28 年度は予算額)	(イ) 100 (ウ) 100	(イ) 80 (ウ) 80	(イ) 80 (ウ) 65	(イ) 80 (ウ) 65
(財源内訳)				
一般財源	(ア) 1,530 (イ) 100 (ウ) 100	(ア) 1,530 (イ) 80 (ウ) 80	(ア) 1,500 (イ) 80 (ウ) 65	(ア) 1,500 (イ) 80 (ウ) 65
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他（基金繰入）	—	—	—	—

(ア) 奈良市地域婦人団体連絡協議会運営補助金

飛鳥地区、大宮地区、鼓阪地区及び佐保北地区の婦人会から構成される奈良市地域婦人団体連絡協議会（以下、「地婦連」という）の運営に対する補助金である。

地婦連は昭和 23 年に女性の地位向上及び地域社会の発展と環境美化を図るために組織化された団体であり、地域での各種行事への参加や機関誌の発行による啓発及び地婦連ふれあいフェスティバルの開催等を行っている。

平成 27 年度と同団体の活動に関する支出規模は約 170 万円であり、補助金に大きく依存している。当団体より決算とともに領収書の提示を受け、使途が補助の目的に整合するものであるかどうかを、男女共同参画課の職員が確認している。

(イ) 奈良市女性ボランティア協会運営補助金

男女共同参画センターで行うセミナーの開催時の託児、病院での介助等のボランティアを行っている奈良市女性ボランティア協会の運営に関する補助金である。

平成 27 年度と同団体の活動に関する支出規模は 16 万円程度であり、その半分ほどが補助金を財源としている。当団体より決算とともに領収書の提示を受け、使途が補助の目的に整合するものであるかどうかを、男女共同参画課の職員が確認している。

(ウ) 奈良市国際女性交流協会運営補助金

日本女性会議への参加等による女性の地位向上に関する自己啓発を行うとともに、市民講座の開催や留学生等との交流を行っている奈良市国際女性交流協会の運営に関する補助金である。

平成 27 年度と同団体の活動に関する支出規模は 26 万円程度であり、3 分の 1 ほどが補助金を財源としている。当団体より決算とともに領収書の提示を受け、使途が補助の目的に整合するものであるかどうかを、男女共同参画課の職員が確認している。

② 監査結果

・効果測定指標について【意見】

いずれの補助金も、具体的な効果測定指標が設けられていない。

(ア) 奈良市地域婦人団体連絡協議会運営補助金の交付先である地婦連のような地域団体は、構成員の高齢化により次世代住民の参加が課題となっていることが多い。女性の地位向上のための補助金に意義を持たせるためには、毎年度の活動実績の報告を受けるのみではなく、活動の参加者数や新規に構成員となった者がどれほどいたかについても効果測定の対象とすることを検討すべきである。

(イ) 奈良市女性ボランティア協会運営補助金及び(ウ) 奈良市国際女性交流協会運営補助金についても、活動実績の報告を受けるのみではなく、目標の参加人数等を効果測定指標として設定し、次年度以降の対処方針の策定や補助金額の決定の基礎とすることを検討すべきである。

10. 地域福祉課

(1) 奈良市社会福祉協議会補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	奈良市社会福祉協議会補助金
所管課	保健福祉部 地域福祉課
補助金等の目的	地域福祉活動等に係る人件費及び地域拠点事業所の入居に係る費用を補助し、社協活動を行政支援する。
交付対象経費	地域福祉活動等に係る人件費及び事業所の入居に係る費用
補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	奈良市補助金等交付規則
補助金等の交付期間	(事業開始) 昭和 58 年以前 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	172,819	196,083	186,532	173,752
(財源内訳)				
一般財源	172,819	196,083	186,532	173,752
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他(基金繰入)	—	—	—	—

当補助金は、社会福祉法に基づき設置している奈良市社会福祉協議会の運営を補助するために人件費、賃借料、消費税について補助を行っているものである。

② 監査結果

・補助金の交付事業に関する収支の確認について【結果】

地域福祉課は、奈良市社会福祉協議会より補助対象事業に関する収支報告を入手しているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・要綱等の策定について【結果】

補助金の決定については、前年度実績と奈良市社会福祉協議会から提出を受ける当年度の予算額をもとに、交付金額を決定している。

社会福祉法により設置が義務付けられている社会福祉協議会への必要な補助は、昭和 58 年以前から継続され、高額となっているが、補助金の交付に関する要綱等が設けられていない。

具体的な要綱がない状況では、使用目的が不明確となり、また、補助目的以外の事業に補助金が使用されていたとしても、容易には判別できない状況となっている。

補助金交付に関する透明性・公平性を確保するため、交付先の事業ごとに、補助目的、補助対象範囲（使途）、補助金額の決定方法、報告方法及び検査方法等を個別の補助金要綱にて定め、要綱に従った補助金交付事務の遂行が必要である。

・補助金の対象経費について【結果】

補助金は、本来、地方公共団体の政策上の目的を達成するために交付されるものであり、その交付目的や対象範囲等は、限定される必要がある。

しかしながら、非営利法人として市と共に地域福祉に取り組んでいる奈良市社会福祉協議会の職員の人件費相当額及び一部家賃と法人として納めるべき消費税額が、補助対象経費とされている。具体的には、同社会福祉協議会の平成 27 年度の事業活動計算書によれば、サービス活動収益計 1,093,441 千円のうち市からの収益は、受託金収益 93,611 千円及び指定管理料収益 512,476 千円であるが、指定管理事業も含めた全事業に伴う消費税相当を市が補助金により負担している。新たな業務や現在の指定管理業務が公募とされた場合に、本法人は消費税を事業コストとして負担することがないため、他の社会福祉法人等が同じ条件で応募しようとしても、収支面で不利となり、公平な選定を行うことが難しい状況となっている。現状では補助

金が過大に交付されているように見受けられる。

補助金の使途の適切性、業務委託及び指定管理業務の選定の公平性の観点から、市民への説明責任が十分に果たせるよう、同協会の事業全体に関する納付消費税額相当を補助金の対象経費項目から除外する必要があると考える。

・効果測定指標について【意見】

本補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。交付先より、活動実績の報告を受けているものの、福祉サービスの提供人数等がどのようになっているかまでは報告されておらず、活動の実施がどれほど本市の福祉施策に寄与したかが明らかとなっていない。

公金を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが求められるところである。福祉サービスの提供人数等に関する目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。

(2) 民生委員活動経費

① 補助金等の概要

補助金等の名称	奈良市地区民生児童委員協議会活動補助金
所管課	保健福祉部 地域福祉課
補助金等の目的	地区民児協活動に要する経費を補助する。
交付対象経費	奈良市地区民生児童委員協議会活動に要した経費
補助金等の分類	事業費補助
交付要綱・要領等の名称	奈良市地区民生委員・児童委員協議会活動補助金交付内規
補助金等の交付期間	(事業開始) 平成 14 年度 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	9,200	9,200	9,200	9,200
(財源内訳)				
一般財源	9,200	9,200	9,200	9,200
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他(基金繰入)	—	—	—	—

当補助金は、市の地区民生児童委員協議会の活動を補助するために交付されているものであり、「地区民生児童委員協議会収支決算書」上の「会議費」、「事業費」、「負担金」を補助対象経費としている。

② 監査結果

・補助金の交付事業に関する収支の確認について【結果】

地域福祉課は、市の各地区民生児童委員協議会より補助対象事業に関する収支報告を入手しているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・補助対象項目について【結果】

補助金の対象経費を会議費、事業費、負担金の3つとしている。ほぼ全地区の協議会の決算書において、和楽園見舞金（慰問金、関係費等）が事業費あるいは負担金に（雑費、その他項目に入れている地区会もある）計上されており、委員一人当たり1,500円となっている。

和楽園は地区民生児童委員の有志により設立された経緯を有することから、年末年始に和楽園で行われる催しの会費相当として各地区協議会がまとめて支払う慣習が残っているとのことである。しかし、内容的には、各民生児童委員によるべき任意の寄付あるいは懇親会費であって、業務に直接に関係する内容とは言いがたい。

また、一部の地区協議会の決算書には、補助金の対象経費である負担金の中に地区自治連合会交流懇親会会費10,000円という内容の支出があった。

補助金の目的はあくまで地区民生児童委員の活動経費を対象とすべきであって、個人の負担すべき支出あるいは飲食費が入ることは許されない。

地域福祉課にて、每期、各地区民生児童委員協議会の収支報告を確認し、使途が適切かどうかを精査しているとのことであるが、このような支出項目をそのまま認めている現状は、精査が十分に行われていないと言わざるを得ない。

補助対象経費にどのようなものが含まれるのかを改めて検討し、交付要領等にて明確にする必要がある。

・効果測定指標について【意見】

本補助金についても、具体的な効果測定指標が設けられていない。

上記に記載のとおり、具体的な補助金額は、委員数を基礎に算定される。また、現状では清算を前提としていないため、この算定方法であれば、委員が活動するほど資金が不足する一方、委員が活動しなければ資金が余ることになる。

補助金額の算定において、過年度の活動規模及び活動内容を加味した算定方法に改めるべきである。また、定額の支給ではなく、実績報告に基づいて精算する方法について検討されたい。

1 1. 保育所・幼稚園課

(1) 奈良市私立幼稚園運営費補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	奈良市私立幼稚園運営費補助金
所管課	教育委員会 教育総務部 教育総務課 子ども未来部 保育所・幼稚園課（補助執行）
補助金等の目的	私立幼稚園の教育条件の維持及び向上並びに私立幼稚園の幼児にかかる就園上の経済的負担の軽減を図るとともに私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、補助金を交付する。
交付対象経費	事業を実施するために必要な経費
補助金等の分類	施設運営費補助
交付要綱・要領等の名称	奈良市私立幼稚園運営費補助金交付内規
補助金等の交付期間	（事業開始）昭和 47 年以前 （事業終了）未定

（単位：千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 （平成 28 年度は予算額）	25,474	24,663	24,441	24,800
（財源内訳）				
一般財源	25,474	24,663	24,441	24,800
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他（基金繰入）	—	—	—	—

当補助金は、私立幼稚園の教育条件の維持及び向上並びに私立幼稚園の幼児にかかる就園上の経済的負担の軽減を図るとともに私立幼稚園の経営の健全性を高め、もって私立幼稚園の健全な発展に資するため、私立幼稚園の設置者に対し、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号。以下「法」という。）の規定に基づき補助金を交付するものである。

補助対象者は、法第 2 条第 2 項に規定する学校法人（法附則第 2 条第 1 項に規定

する学校法人以外の私立の学校の設置者を含む。)で幼稚園を設置するものとなっている。

また、補助金の交付の対象となる経費は、補助事業者が設置する幼稚園における教育にかかる経費のうち、人件費経費及び幼稚園の管理運営に関する経費である。

具体的な補助金額は、「園児数割（8,500 円×市内在住の園児数）＋教員数割（35,000 円×教員数）＋園児数（市外在住を含む）に応じた基礎額（一定額。下表参照）」で算出される。

基礎額

園児数	金額
0 名 ～ 100 名	316,000 円
101 名 ～ 150 名	356,000 円
151 名 ～ 200 名	406,000 円
201 名 ～ 250 名	466,000 円
251 名 ～ 300 名	516,000 円
301 名 ～	566,000 円

② 監査結果

・補助金額の算定方法の見直しについて【意見】

上記算定方法によれば、市内在住の園児数を一定とし、市外在住の園児数が増えれば増えるほど、園児数に応じた基礎額、及び教員数も同様に増加し、幼稚園に対する補助金額が増加することとなる。この結果、市外在住園児に対する補助金相当額が増加することになる。（補助金総額に、園児数に占める市外在住園児の比率を乗じて求められた金額を、市外在住園児に対する補助金相当額としている。）

市内にある私立幼稚園 15 園のうち、平成 27 年度の実績額を参考に、幼稚園の園児数に占める市在住の園児数が 1 番多い幼稚園（A 幼稚園）と 1 番少ない幼稚園（B 幼稚園）を比較すると以下のようになる。

法人名	園児数	園児数 (市内)	教員数	補助金額	市外在住園児 に対する補助 金相当額
A 幼稚園	168 人	168 人	10 人	2,184,000 円	0 円
B 幼稚園	135 人	51 人	9 人	1,104,500 円	687,244 円

以上のとおり、市外在住園児に対する補助金相当額が、A 幼稚園では 0 円であるのに対し、B 幼稚園では 687,244 円となっており、他市の園児の教育に本市の財源

が活用されていることになる。

市には、有名な私立学校があり、そのような学校法人は財政的に比較的潤沢な傾向にあるにもかかわらず、市外在住の生徒数が増えれば増えるほど、市外在住園児に対する市の補助金額が増えていくという算定方法となっている。

市内にある幼稚園を補助するという趣旨から始まったものであるにしても、市の財政が逼迫している現下において、広く市外からも園児を集める財政潤沢な幼稚園を補助するよりも、財政に困窮している幼稚園や、市内在住の園児割合が高い幼稚園へ、より傾斜した配分を検討することが必要である。

・補助対象事業に関する使途の確認について【意見】

幼稚園から決算書を入手しているが、支出に関する証拠書類を確認していない。

本補助金の補助対象経費は、人件費経費及び幼稚園の管理運営に関する経費とされていることから、市からの補助金がどの使途に使われたのかを具体的に確認するのが困難である。

しかし、市は決算書をもとに、具体的な証拠書類等を確認することで、無駄な支出がなかったかどうかを確認することは可能である。確認にあたっては、私学振興助成法による公認会計士又は監査法人の監査報告書の提出を求め、決算書の適正性を確認した上で、勘定科目の明細やその具体的な証拠書類等を確認するなどの方法が考えられる。

12. 子ども育成課

(1) 奈良市民間児童館活動事業費補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	奈良市民間児童館活動事業費補助金
所管課	子ども未来部 子ども育成課
補助金等の目的	民間児童センターを運営する福祉団体の運営費の一部を補助することにより、児童の健全育成及び資質の向上に寄与する。
交付対象経費	民間児童館活動事業に要する経費のうち、賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、食料費、修繕料、通信運搬費及び使用料・賃借料とする。
補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	奈良市民間児童館活動事業費補助金交付要項
補助金等の交付期間	(事業開始) 平成 19 年度 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	2,978	2,978	2,978	3,000
(財源内訳)				
一般財源	2,978	2,978	2,978	3,000
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

奈良市民間児童館活動事業補助金は、民間児童館を設置する社会福祉法人等に対し、民間児童館の活動事業に要する経費の一部について補助金を交付することにより、児童の健全育成を促進し、福祉の増進に寄与することを目的とするものである。

補助対象事業は、社会福祉法人等が設置する民間児童館の活動事業である。補助対象経費は、民間児童館活動事業に要する費用のうち、賃金、報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、食料費、修繕料、通信運搬費及び使用料・賃借料であり、この補助対象経費の総額の 2 分の 1 (限度額は 3,178,000 円とし、1,000 円未満の端数を切り捨てる。) を基準とし、予算の範囲内で交付されることになっている。

現在、補助金の対象となっているのは平城児童センターのみで、当センターは昭和 55 年に開設され、約 35 年が経過していることから、建物の老朽化が進んでおり、近い将来、大規模な修繕が必要となることが予想される。平成 27 年度においても、集会室の床の修繕、事務室の網戸修繕、集会室・廊下壁面塗装など修繕費として 1,456 千円を支出しており、当該費用は補助金の対象経費に含まれていた。

「奈良市民間児童館活動事業費補助金交付要項」(以下、「要項」と言う。)では、施設整備を目的とする事業(土地や既存建物の買収、土地の整備、職員宿舍の整備等を含む。)は補助の対象としないことになっている一方、施設の修繕費は、補助対象経費となっており、現状、近い将来の大規模修繕の負担関係については、市と社会福祉法人の間で明確な取り決めがない状態になっている。

なお、平城児童センターの利用実績は下表のとおりである。

(単位：人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
サークル活動参加者	3,054	3,612	2,472	1,706
キャンプ場利用者数	1,336	666	695	1,627
合計	4,390	4,278	3,167	3,333

② 監査結果

・補助金の交付事業に関する収支の確認について【結果】

子ども育成課は、社会福祉法人より補助対象事業に関する収支報告を入手しているが、証拠書類の提出を求めている。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・平城児童センターの今後の運営方針について【意見】

平城児童センターの収支状況は以下のとおりである。

(単位：円)

収入	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
市補助金	2,978,000	2,978,000	2,978,000	2,978,000
寄附金	453,000	0	0	36,200
利用者負担金	2,284,835	2,662,650	2,121,300	2,085,200
雑収入	1,884,169	1,359	457	465
合計	7,600,004	5,642,009	5,099,757	5,099,865

支出	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
事務費支出	2,143,298	2,120,595	2,229,036	2,125,618
需用費	3,275,651	8,544,929	2,851,110	2,977,136
通信運搬費・役務費	450,213	348,200	224,600	229,128
使用料・賃借料	1,499,335	1,547,739	728,425	707,033
役務費・保険料	0	0	781,997	840,196
備品購入費	755,635	180,000	0	0
合計	8,124,132	12,741,463	6,815,168	6,879,111

収支差額	△524,128	△7,099,454	△1,715,411	△1,779,246
------	----------	------------	------------	------------

平城児童センターの利用実績は、減少傾向にあり、施設自体の運営は厳しい状況にある。市の財政状況も厳しい状況の中で、施設の必要性及び事業自体の継続廃止等を含めて、今後、平城児童センターの運営をどのように見直すのか、市が主体となって社会福祉法人と検討していく必要がある。

施設運営のための補助金交付を継続するのであれば、現状、その負担関係が曖昧となっている大規模修繕に掛かる費用について、負担関係を整理し要項を見直す必要がある。今後の市の負担を削減するためにも、自立的経営が見込めるよう指導を

行っていく必要がある。

・効果測定指標について【意見】

本補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。

公金を原資としている以上、助成金については具体的な形で効果を示していくことが求められるところである。サークル活動やキャンプ利用者数に関する目標を設定し、助成金の効果測定方法とすることを検討すべきである。

(2) 奈良市子育てサークル運営補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	奈良市子育てサークル運営補助金
所管課	子ども未来部 子ども育成課
補助金等の目的	財政的基盤が脆弱な子育てサークルの運営費の一部を補助（補助対象経費の 1/2 で、上限 3 万円）することにより、地域で孤立しがちな子育て親子が参加できるふれあいと情報交換の場を確保する。
交付対象経費	報償費（講師謝金等）、旅費、需用費（消耗品費等。食料費、プレゼント代等を除く。）、役務費（通信運搬費等）、使用料及び賃借料（会場借上料等）、備品購入費、その他市長が必要と認める費用
補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	奈良市子育てサークル活動費補助金交付要綱
補助金等の交付期間	（事業開始）平成 15 年度 （事業終了）未定

（単位：千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 （平成 28 年度は予算額）	830	904	812	1,000
（財源内訳）				
一般財源	830	904	812	1,000
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他（基金繰入）	—	—	—	—

奈良市子育てサークル運営補助金は、地域において、子育て中の保護者及びその

乳幼児が集まり、相互の交流を通して、子育てに関する学習及び情報交換を行う自主的な子育てサークル（以下、「サークル」という。）の活動を支援するため、その活動費について、予算の範囲内でサークルに対し補助金を交付するものである。

補助金の交付を受けることができるサークルは、市内に所在し、次のいずれにも該当するものとする。

- （ア）サークルの会員（以下「会員」という。）のうち、市内に住所を有し、保育所及び幼稚園に入所又は入園していない乳幼児の保護者である者が10人以上であること
- （イ）会員の3分の2以上が市内に住所を有すること。
- （ウ）会費を徴収し、月1回以上活動する団体であること。
- （エ）政治的活動、宗教的活動又は営利的活動を目的としないこと。

② 監査結果

・補助金の交付事業に関する収支の確認について【結果】

子ども育成課は、各サークルより補助対象事業に関する収支報告を入手しているが、証拠書類の提出は求めている。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・活動報告書による報告内容の見直しについて【結果】

補助金を交付することの目的からすれば、サークルには10名以上が所属し、その会員の多くがサークル活動に参加することが期待される場所である。

しかしながら、補助対象事業の活動報告書を閲覧したところ、各活動の参加人数が3名程度となっている団体がある。また、参加人数として保護者の人数に乳幼児を含めた人数で報告している団体、年間を通して毎回同じ活動参加人数を報告している団体等もある。

市は、報告を受ける各活動の参加人数について、会員のみとするのか、保護者の人数に乳幼児を含めた人数とするのか、報告単位を明確にすべきである。

また、サークルには最低10名の会員がいることが補助の要件とされているから、この10名の中に全く活動していない会員が含まれていないかを確認できるよう、報告書に参加者の名前の記載を求めるべきである。

・効果測定指標について【意見】

本補助金についても、具体的な効果測定指標が設けられていない。

補助金事業の目的が、少子化対策に加え、経済的に脆弱な子育てサークルを支援

することによって、子育て親子の居場所や交流の場を確保し、1人でも多くの子育ての孤立感や不安感の解消を図ることであることからして、会員数やイベント参加者数等による目標値設定は必ずしも適切とは言えない。

サークルの会員に対しアンケートを実施する、あるいはイベント外の相談対応や支援活動に係る主催者側からの報告を受ける等により、会員の満足度、会員の声を集計、分析することを、効果測定として実践されることから始められたい。

13. 子育て相談課

(1) 奈良県家庭相談員連絡協議会負担金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	奈良県家庭相談員連絡協議会負担金
所管課	子ども未来部 子育て相談課
補助金等の目的	相談員の相談活動強化と会員相互の連絡、親睦を図り、児童福祉の増進を目的とする。
交付対象経費	家庭相談員連絡協議会負担金
補助金等の分類	会費・参加料の性格をもつ負担・分担
交付要綱・要領等の名称	—
補助金等の交付期間	(事業開始) 昭和 45 年度 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	30	30	30	35
(財源内訳)				
一般財源	30	30	30	35
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

奈良県家庭相談員連絡協議会（以下、協議会という。）は、奈良県下の家庭相談員を以って構成され、相談活動の強化と会員相互の連絡、親睦を図り、児童福祉の増進に資することを目的として設置された団体である。

協議会は、会費（年間 1 名当たり 5,000 円）を以って運営され、市では、6 名の家庭相談員を雇用していることから、年間会費 5,000 円×6 名分＝30,000 円を「奈

「奈良県家庭相談員連絡協議会負担金」として支払っている。

協議会では、家庭相談員が相互の連絡並びに情報交換等を行うが、会員数 37 名のうち、平成 27 年 12 月 9 日に実施された研修会の参加人数は 14 名、平成 28 年 2 月 29 日に実施された研修会の参加人数は 11 名と、総会員数のうち半分以下の参加人数となっており、市が雇用している家庭相談員の中にも年間を通して 1 度も研修会に参加していない家庭相談員が 1 名いた。

なお、協議会の会員となっている各市の家庭相談員数は、以下の表のとおりである。

福祉事務所	人数	福祉事務所	人数	福祉事務所	人数
奈良市	6 名	御所市	3 名	大淀町	2 名
生駒市	5 名	桜井市	2 名	大和郡山市	1 名
橿原市	4 名	香芝市	2 名	五條市	1 名
大和高田市	3 名	葛城市	2 名	河合町	1 名
天理市	3 名	宇陀市	2 名	合計	37 名

② 監査結果

・会費の支払に対する効果について【意見】

協議会の事業が、協議会を開催し家庭相談員相互の連絡並びに情報交換、また、研修会等への出席による相談・指導技術の向上により、児童福祉の増進に資することからすれば、「奈良県家庭相談員連絡協議会負担金」の支出による効果は、協議会が主催する研修会に参加してはじめて得られるものであると考える。

また、近年、地域を跨いで支援を必要とするケースも多く発生していることから、地域を越えた連携、相談員同士の信頼関係の構築という観点からすれば、ますます研修会に参加することの重要性が増している。

しかし、市の相談員は、勤務形態や日々の業務の関係から、研修会への参加が乏しくなっているのが実態である。

当該負担金は、奈良県家庭相談員連絡協議会に対する会費であり、近年の研修会の重要性を鑑みれば、支払った会費に対する最大限の効果を享受すべく、相談員が研修会に出席できるよう、市は相談員の業務に配慮すべきである。

さらに、研修が家庭相談員の相談・指導技術向上の場であること、また、研修会への参加人数が会員の半分以下となっている実態からすれば、市は会費を負担するだけでなく、奈良県家庭相談員連絡協議会が実施する研修内容について、より相談・指導技術の向上が見込めるような研修が実施されるよう、市として積極的に奈良県家庭相談員連絡協議会に働きかけていくべきである。

1 4. 廃棄物対策課

(1) 山辺環境衛生組合分担金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	山辺環境衛生組合分担金
所管課	環境部環境事業室 廃棄物対策課
補助金等の目的	奈良市と山辺郡山添村にて構成される山辺環境衛生組合が行う、以下の業務で生じた経費につき、奈良市と山添村で分担すること。 ・し尿処理施設の設置及びこれに伴う財産の取得並びに管理運営 ・し尿の収集・運搬及び処分 ・浄化槽の保守点検及び清掃
交付対象経費	・し尿処理施設の建設費にかかる分担金の3分の2については、奈良市と山添村の計画収集人口により按分して負担し、運営費にかかる分担金の3分の2については、奈良市と山添村の収集量により按分して負担する。 ・し尿処理施設建設費及び運営費の3分の1及び組合の運営に関する経費については、奈良市と山添村で均等に負担する。 ・浄化槽維持管理にかかる負担金については、奈良市と山添村の浄化槽の保守点検基数により按分して負担する。
補助金等の分類	法令、条例又は規則に基づく負担・分担
交付要綱・要領等の名称	山辺環境衛生組合同規約
補助金等の交付期間	(事業開始) 平成17年度 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
分担金の金額 (平成28年度は予算額)	41,650	39,829	40,493	42,628
(財源内訳)				
一般財源	41,650	39,829	40,493	42,628
国庫				
県	—	—	—	—
その他(基金繰入)	—	—	—	—

山辺環境衛生組合は、一部事務組合として月ヶ瀬村、都祁村及び山添村から構成されており、3村区域におけるし尿等処理施設の運営、浄化槽維持管理及びその他組合の運営等を共同で行っていた。平成17年4月に月ヶ瀬村及び都祁村が市と合併したため、同組合は市と山添村にて構成されることになった。そのため、し尿処理施設等の運営・維持に関する経費を市も負担している。

分担金は、毎年9月と4月に納入することが組合、市及び山添村にて締結した覚書において定められており、組合から提出された請求書及び計算資料等を廃棄物対策課の職員が確認し、決裁のうえ分担金を組合に納入している。

② 監査結果

・分担金交付事業に関する収支の確認について【結果】

市の職員が、2か月に1度の割合で、組合の例月出納検査に赴き、組合の出納事務の確認を行っている。その際、組合の経費に関する領収書等の証憑類を確認しているが、分担金計算の基礎となるし尿処理量については、組合からの報告を入手するのみで、実際のし尿処理量データの確認までは行っていない。

現状では、組合からの報告に誤謬等が生じていても、適時に発見できないリスクがある。本市が、適切な分担金を拠出していることの説明責任を果たすため、分担金の検査にあたっては、算出の根拠となる重要な資料の確認を実施する必要がある。

15. リサイクル推進課

(1) 生ごみ処理機器購入助成金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	生ごみ処理機器購入助成金
所管課	環境部環境事業室 リサイクル推進課
補助金等の目的	生ごみ処理機器又は生ごみ堆肥化容器を購入する者に対し助成金を交付することにより、生ごみの自家処理を促し、これの減量を図ることを目的とする。
交付対象経費	・ 生ごみ処理機購入価格の2分の1に相当する額。ただし、20,000円を上限とする。 ・ 生ごみ堆肥化容器購入価格の2分の1に相当する額。ただし、5,000円を上限とする。 ・ 1世帯につき、生ごみ処理機1基、生ごみ堆肥化容器2基までとし、購入後5年間は再申請できない。
補助金等の分類	個人に対する補助等
交付要綱・要領等の名称	奈良市生ごみ処理機器購入助成金交付要綱

補助金等の交付期間	(事業開始) 平成 12 年度 (事業終了) 未定
-----------	---------------------------

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	808	960	1,054	1,200
(財源内訳)				
一般財源	808	960	1,054	1,200
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

当助成金事業は、本市の生ごみの焼却量の削減による環境への配慮及び市民の環境に関する理解を深めてもらうことを目的として、平成 12 年度から生ごみ処理機器又は生ごみ堆肥化容器（以下、「生ごみ処理機器」という。）を購入する市民に、機器購入代金の一部の助成を行っている。なお、助成金の交付については、本市が指定した生ごみ処理機器取扱店に、購入予定者が交付請求及び受領に関する一切の権限を委任することとなっている。

助成金を交付する手続きは、以下のとおりとなっている。

- (ア) 生ごみ処理機器の購入を予定し、本助成金の交付を希望する市民が、機器の購入に先だって、環境部リサイクル推進課に口頭等にて交付申請をする。
- (イ) 本市は、申請者が過去 5 年以内に当助成金制度を利用していないかを確認のうえ、助成金交付券に整理番号及び購入品目を記入し、申請者に送付する。
- (ウ) 購入予定者は、予め助成金交付券に助成金の交付及び受領に関する委託を行う旨を記載し、購入に際して当該交付券を指定店に提出する。購入者は、購入代金から助成金額を控除して、指定店に代金を支払う。
- (エ) 指定店は、毎月本市に助成金交付請求書及び助成金交付券を提出する。
- (オ) 本市は、指定店より提出された助成金交付請求書と助成金交付券を照合し、指定店に助成金を交付する。

② 助成金交付実績

平成 23 年度からの生ごみ処理機器購入助成金に関する申請件数及び実績件数は、以下のとおりとなっている。

【生ごみ処理機器購入助成金実績推移】

年度	生ごみ処理機器		生ごみ堆肥化容器		(参考) 奈良市の世帯数※
	申請件数	実績件数	申請件数	実績件数	
平成 23 年度	29	28	57	56	155,968
平成 24 年度	48	42	44	43	156,045
平成 25 年度	44	41	67	65	157,276
平成 26 年度	43	43	47	45	158,268
平成 27 年度	52	48	56	43	159,297
合計	216	202	271	252	—

※ 翌年度の 4 月 1 日における世帯数（奈良市ホームページより）

平成 12 年度から、生ごみ処理機器購入に関する助成金制度が導入されているが、年間の助成目標件数は定められていない。また、当助成金制度が、市の生ごみ削減にどれほど寄与したかの評価も行っていない。

（参考） 1 世帯あたりの年間生ごみ焼却量

	①奈良市の生ごみ焼却量※1	②奈良市の世帯数※2	1 世帯あたりの生ごみ焼却量（①/②）
平成 23 年度	92,978 t	155,968	596 kg
平成 24 年度	96,179 t	156,045	616 kg
平成 25 年度	92,045 t	157,276	585 kg
平成 26 年度	88,494 t	158,268	559 kg
平成 27 年度	85,546 t	159,297	537 kg

※1 奈良市統計書「統計なら」より。ただし、平成 27 年度は、環境部での集計資料による。

※2 翌年度の 4 月 1 日における世帯数（本市ホームページ「奈良市の人口」より）

③ 監査結果

・助成金請求書類の確認について【結果】

助成金交付の対象となる生ごみ処理機器取扱指定店から、請求書と助成金交付券を受領し、指定店に助成金を交付しているが、レジデータ（レシート）もしくは領収書控までは入手していない。

助成金交付券には、購入者の住所の記入及び押印がなされているが、現状では、販売の事実までを確認できず指定店と申請者の共謀により助成金が不正に受領され

るというリスクが低減できていない。

自治体によっては、生ごみ処理機器購入者に、販売店からの購入後に、領収書とともに申請書を提出させ、確認のうえ購入者に助成金を交付するという仕組みを採用している。

本助成金制度は、市民の生ごみ処理機器購入に関する助成金の交付であるため、指定店から助成金交付券の他に、レジデータの提出を求める、または、購入者より領収書の提出を求める等、市民の購入の事実を確実に確認できるような仕組みを採用する必要がある。

・生ごみ処理機器普及の目標設定について【意見】

生ごみの削減を主たる目的として、当助成金制度を導入し、継続してきたところである。しかし、これまでどのような成果を上げてきたのかが検証されておらず、交付件数等の目標も定められていない。

成果の検証を行わず、また、今年度に達成すべき助成件数や生ごみ削減量等が定められていないにも係らず、毎年予算が編成されていることは、市の財政状況からすれば、不合理であると言わざるを得ない。

さらに、本助成金交付に関する事務は、リサイクル資源の収集を主たる業務としているリサイクル推進課が担当しているが、生ごみの削減により市の環境をどのように保護しているかを検討している部署で所管することを検討することが望ましいと考える。

これまでの効果の検証を行い、その結果をもって、助成金制度を縮小・廃止するか等の検討を行われたい。

16. 土地改良清美事務所

(1) 廃棄物最終処理施設整備事業

① 補助金等の概要

補助金等の名称	(ア) 事業推進及び環境保全対策助成金 (イ) 奈良市精華地区南部土地改良清美事業対策協議会 運営交付金 (ウ) 岩屋地区南部土地改良清美事業対策協議会助成金
所管課	環境部環境事業室 土地改良清美事務所
補助金等の目的	一般廃棄物の最終処分（埋立事業）を安定して継続できるように、地元住民と協働して事業を推進すること。
交付対象経費	一般廃棄物最終処分場の設置に関し、地元自治会が実施する事業の監視や環境保全活動等に対する助成。 (ア)～(ウ)に関する助成金額については、下表参照

補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	(ア) 奈良市米谷町との協定書 (イ) 奈良市精華地区住民代表者との協定書 (ウ) 天理市岩屋町との覚書
補助金等の交付期間	(事業開始) (ア) 昭和 61 年度 (イ) 昭和 62 年度 (ウ) 平成 12 年度 (事業終了) (ア) ～ (ウ) いずれも未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	(ア) 10,000 (イ) 4,000 (ウ) 8,460	(ア) 10,000 (イ) 4,000 (ウ) 8,460	(ア) 10,000 (イ) 4,000 (ウ) 8,900	(ア) 10,000 (イ) 4,500 (ウ) 8,900
(財源内訳)				
一般財源	(ア) 10,000 (イ) 4,000 (ウ) 8,460	(ア) 10,000 (イ) 4,000 (ウ) 8,460	(ア) 10,000 (イ) 4,000 (ウ) 8,900	(ア) 10,000 (イ) 4,500 (ウ) 8,900
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

焼却できないごみや焼却灰などは、これまで、附近の民有地の田、山林を借り受けて埋立処分を行ってきた。昭和 40 年代から 50 年代にかけては、芝辻町及び奈良阪町に一般廃棄物最終処分場を設置し対応してきたところである。

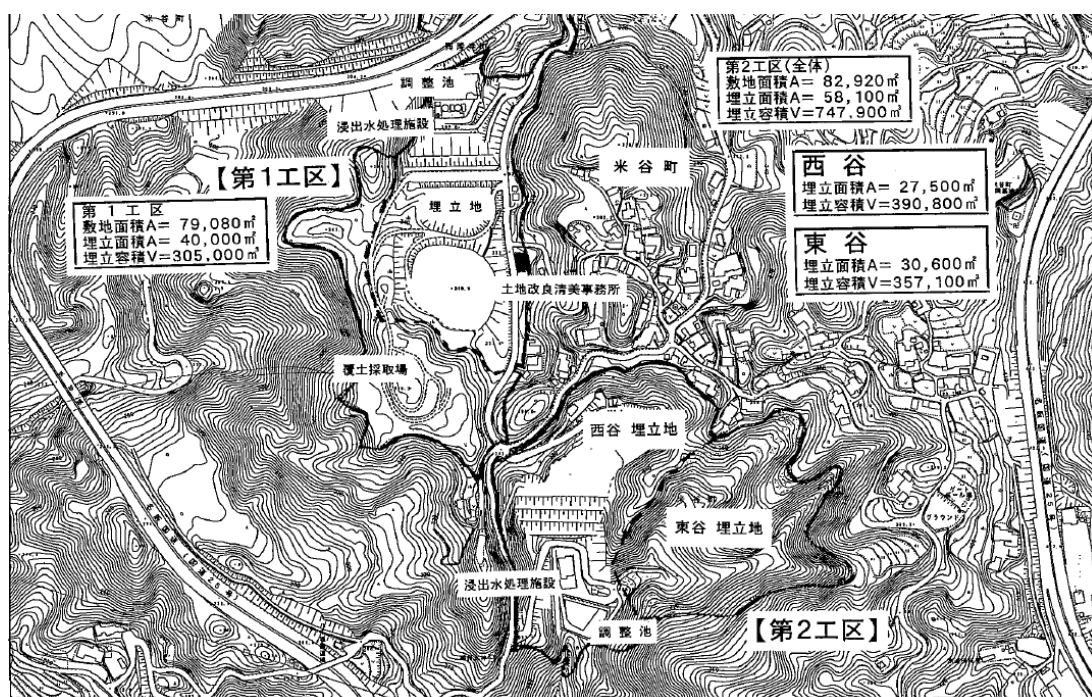
昭和 48 年度に、これまでの一般廃棄物最終処分（埋立処分）を処理物の大地還元プロセスとして積極的に農地造成の中に取り入れ、農業振興を図るとして、南部土地改良清美事業が計画され、米谷町（天理市に近接）との合意のもとに最終処分場が設置されることとなった。

【一般廃棄物最終処分施設設置の経緯】

昭和 48 年	・ 大規模最終処分施設の設置について、米谷町に要請
昭和 49 年	・ 奈良県知事に南部土地改良清美事業計画の事前協議書提出 ・ 奈良県企画部長から支障のない由の通知

	・ 防災と公害に万全を期するため、奈良市南部土地改良清美事業計画委員会設置
昭和 50 年	・ 最終処分施設について、米谷町受け入れの覚書決定
昭和 56 年	・ 米谷町地内に南部土改清美事業一般廃棄物最終処分場（第一工区）を設置。廃棄物の試験的投入を開始
昭和 61 年	・ 米谷町との協定書締結
平成 12 年	・ 米谷町地内に南部土改清美事業一般廃棄物最終処分場（第二工区）を設置。廃棄物の投入を開始

【一般廃棄物最終処分場位置図】



一般廃棄物の最終処分場（埋立処分）が、米谷町に設置されるため、地元の農業基盤整備、環境保全及び嫌悪施設設置に対する補償という観点から、処分場近隣町に助成金が過去から支払われている。個々の助成内容は以下のとおりとなっている。

（ア）事業推進及び環境保全対策助成金

奈良市米谷町内に、廃棄物（環境整美工場で処理した焼却灰及び破砕物並びに土砂ガレキ）の最終処理施設を設置するにあたり、米谷町内の農業生活基盤整備と生活環境の整備を図るための助成が昭和 61 年度から行われている。本市と米谷町で助成に関する覚書は毎年、協定書は 10 年ごとに取り交わし、助成金額が見直され、その際に更新料（地元補償）が支払われることになっている。

本市から米谷町への助成金等の支払いの実績は、以下の表のとおりとなっている。
 なお、助成金の申請・請求・受領の権限に関しては、奈良市南部土地改良清美事業
 推進協議会に委任されている。

助成金の実績

(単位:円)

	南部土地改良清美事業 対策助成金	環境保全対策 助成金	補償金	合計	備考
昭和61年	3,800,000	1,000,000	40,000,000	44,800,000	
昭和62年	3,800,000	1,000,000		4,800,000	
昭和63年	3,800,000	1,000,000		4,800,000	
平成元年	3,800,000	2,000,000		5,800,000	
平成2年	3,800,000	2,000,000		5,800,000	
平成3年	3,800,000	2,000,000		5,800,000	
平成4年	3,800,000	2,000,000		5,800,000	
平成5年	3,800,000	2,000,000		5,800,000	
平成6年	3,800,000	2,000,000		5,800,000	
平成7年	3,800,000	2,000,000		5,800,000	
平成8年	5,700,000	2,300,000	100,000,000	108,000,000	
平成9年	5,700,000	2,300,000		8,000,000	
平成10年	5,700,000	2,300,000		8,000,000	
平成11年	5,700,000	2,300,000		8,000,000	
平成12年	15,700,000	2,300,000		18,000,000	第1工区埋立地 仮整備経 費1,000万円含む
平成13年	5,700,000	2,300,000		8,000,000	
平成14年	5,700,000	2,300,000		8,000,000	
平成15年	8,900,000	2,300,000		11,200,000	共同墓地補修工事費320万 円含む
平成16年	5,700,000	2,300,000		8,000,000	
平成17年	5,700,000	2,300,000		8,000,000	
平成18年	7,700,000	2,300,000	100,000,000	110,000,000	
平成19年	15,700,000	2,300,000		18,000,000	集荷場兼集会所改修工事費 800万円含む
平成20年	15,700,000	2,300,000		18,000,000	滝整備費800万円含む
平成21年	10,700,000	2,300,000		13,000,000	川上流整備工事費300万円 含む
平成22年	7,700,000	2,300,000		10,000,000	
平成23年	7,700,000	2,300,000	50,000,000	60,000,000	
平成24年	7,700,000	2,300,000		10,000,000	
平成25年	7,700,000	2,300,000		10,000,000	
平成26年	7,700,000	2,300,000		10,000,000	
平成27年	7,700,000	2,300,000		10,000,000	
合計	204,200,000	63,000,000	290,000,000	557,200,000	

上記の他、地元地権者（43 名）に最終処分場の土地賃借料として、年間約 8,400 万円を支払っている。

（イ）奈良市精華地区南部土地改良清美事業対策協議会運営交付金

奈良市精華地区の環境及び水質の保全並びに公害等の災害を防止するための助成が、昭和 62 年より行われている。処分場で浄化された水を流す川の下流域にある米谷町を含む 8 町から構成される奈良市精華地区南部土地改良清美事業対策協議会の運営費を交付している。

本市から協議会への交付金は、平成 8 年より 5 年ごとに 50 万円増額されることになっており、支払いの経緯は、以下の表のとおりとなっている。

交付金の実績

（単位：円）

	金額	備考
昭和62年～平成7年	毎年 2,000,000	協議会からの要望
平成8年～平成12年	毎年 2,500,000	協議会からの要望により、 5年ごとに50万円増額
平成13年～平成17年	毎年 3,000,000	
平成18年～平成22年	毎年 3,500,000	
平成23年～平成27年	毎年 4,000,000	
合計	83,000,000	

（ウ）岩屋地区南部土地改良清美事業対策協議会助成金

最終処理施設第二工区の埋立が平成 12 年度に開始されるにあたり、天理市岩屋町の環境保全のために岩屋地区南部土地改良清美事業対策協議会に南部土地改良清美事業対策助成金と環境保全対策助成金が支払われている。

本市から協議会への助成金は、平成 15 年より 3 年ごとに 44 万円増額されることになっており、これまでの支払いの経緯は、以下の表のとおりとなっている。

助成金の実績

(単位：円)

	南部土地改良清美事業 対策助成金	環境保全対策 助成金	合計
平成12年	4,400,000	2,300,000	6,700,000
平成13年	4,400,000	2,300,000	6,700,000
平成14年	4,400,000	2,300,000	6,700,000
平成15年	4,840,000	2,300,000	7,140,000
平成16年	4,840,000	2,300,000	7,140,000
平成17年	4,840,000	2,300,000	7,140,000
平成18年	5,280,000	2,300,000	7,580,000
平成19年	5,280,000	2,300,000	7,580,000
平成20年	5,280,000	2,300,000	7,580,000
平成21年	5,720,000	2,300,000	8,020,000
平成22年	5,720,000	2,300,000	8,020,000
平成23年	5,720,000	2,300,000	8,020,000
平成24年	6,160,000	2,300,000	8,460,000
平成25年	6,160,000	2,300,000	8,460,000
平成26年	6,160,000	2,300,000	8,460,000
平成27年	6,600,000	2,300,000	8,900,000
合計	85,800,000	36,800,000	122,600,000

上記の他に、昭和52年6月に市と天理市が南部土地改良清美事業に伴う環境及び水質の保全並びに災害防止に関する覚書を締結したことに関し、天理市岩屋地区の住民の十分な理解を得られないまま覚書が締結されたとして、昭和56年に奈良県の公害審査会に調停申請が行われ、市が平成12年に和解金1億2,000万円を支払っている。

② 監査結果

・助成金等の使途の確認について【結果】

3つの助成金等とも、毎年4月に前年度の決算書と当年度の予算について協議会から提出を受けている。各助成金等に関する、平成27年度の決算内容は、以下のようになっている。

(ア) 事業推進及び環境保全対策助成金

科目	金額(千円)	備考
【収入の部】	10,054	
奈良市助成金	10,000	事業推進助成金 7,700 千円、環境保全対策助成金 2,300 千円
米谷町負担金	54	自治会、農家組合

【支出の部】	10,054	
会議費	584	会議出席手当、会議賄費
交通費	19	事業推進活動に要する交通費
出工費	759	事業、道路等関係立会出工費
役員手当	500	会長ほか6役員7名の年間手当
環境清美促進費	2,500	地域環境清美活動を行う7団体への助成等
調査研究費	105	地域環境清美活動を行うための調査、研究費
高橋山協力費	250	高橋山管理維持助成金
景観環境整備費	100	寿福寺本堂修繕費
地域活性化対策費	2,325	町の活性化方策を講じるための地域振興推進活動経費
環境保全対策費	2,300	不法投棄監視員2名の手当等
集会所維持管理費	412	什器備品費等を含む集会所の維持管理に要する経費
事務費	37	事務用品等
雑費	163	その他の経費

(イ) 奈良市精華地区南部土地改良清美事業対策協議会運営交付金

科目	金額(千円)	備考
【収入の部】	4,180	
交付金	4,000	奈良市より
負担金	180	委員負担金
雑収入	0	利息等

【支出の部】	4,180	
会議費	136	委員会等会議
委員手当	252	委員手当
調査研究費	900	県外研修・立会等
環境促進費	2,430	環境美化及び対策
事務費	462	

(ウ) 岩屋地区南部土地改良清美事業対策協議会助成金

科目	金額(千円)	備考
【収入の部】	9,506	
助成金	8,900	奈良市より
町負担金	606	自治会支出

【支出の部】	9,506	
会議費	780	総会費、委員会費等
交通費	300	監視員等交通費
促進費	2,740	部会活動費等
調査研究費	2,364	調査活動費等
不法投棄等監視費	2,300	監視員報酬
事務費	407	事務諸費
集会所維持管理費	615	光熱水費等

平成 24 年度の包括外部監査において、当該助成が実質的に地元補償であるとして、決算書の詳細な検証を行っていない旨の指摘があるが、現状においても、証拠書類を確認する等による決算書の詳細な検証は行われていなかった。

廃棄物処理場という嫌悪施設の設置に関する補償や環境保全のために、対策協議会を設置し、その運営等への助成を含め助成金等が交付されることは理解できるが、助成金は地域住民にとって公平となるよう、また、公金が財源となっていることから、市民の多くが理解できるような活用が求められる。しかしながら、提出された決算書のうち、支出の内容説明には、協議会会員の出席手当、役員の手当や近隣寺院本堂の修繕費等のように、支出決定に関する資料等の確認を行い、地元住民に公平な支出であるかどうかを慎重に検証すべきものが含まれている。

また、環境清美活動、地域活性化のための活動、不法投棄監視員に対する報酬等があるが、農業基盤整備や環境保全という助成金の目的に整合し、使途として適切かどうかについて証拠書類を詳細に検証する必要がある。

助成金等については、助成金の使途を証拠書類等により確認し、使途として適切でないものや不明確なものがないかの判断過程を記録することにより、市民に助成金等に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・助成金のあり方について【意見】

南部土地改良清美事業は、谷間の民有地を廃棄物の処分場として利用するとともに、廃棄物による埋め立て完了後に農地として地域に還元することを目的としており、事業の計画当時に農業基盤整備の拡大を求めていた米谷町との合意のもとに着手された経緯がある。

しかしながら、近年の米谷町の農業従事者は少なく、人口減少及び高齢化が進んでいる状況にあり、事業開始時の目的と現状が乖離している。

米谷町世帯数及び人口推移

	世帯数 (単位：世帯)	人口 (単位：人)
平成 16 年度	53	174
平成 18 年度	55	173
平成 21 年度	54	157
平成 24 年度	51	131
平成 27 年度	48	126

「統計なら」より作成

平成22年度米谷町就業者数

15歳以上就業者数	70人
農業従事者数	13人

平成22年国勢調査結果より作成

平成22年度米谷町年齢別人口

20歳未満	12人
20歳以上30歳未満	15人
30歳以上40歳未満	5人
40歳以上50歳未満	10人
50歳以上60歳未満	30人
60歳以上	63人
合計	135人

平成22年国勢調査結果より作成

一方、現状の環境清美工場のごみ焼却設備の老朽化に伴い、クリーンセンターの整備が進められているところであるが、同センターにおいて最新の焼却設備が導入されると、焼却灰の発生が削減されることとなり、処分場の埋立が完了するまでにはさらなる期間を要することとなる。また、ごみの分別収集が定着してきたことも、処分場へのごみ搬入量が削減され、埋立完了までに期間を要することになる要因の一つとなると考える。

市は、厳しい財政状況の下、地元地権者に対して、年間約 8,400 万円の処分場賃借料の支払いに加え、3つの助成金等として平成 27 年度までに 7 億 6,280 万円という多額の助成等を行ってきたが、埋立完了まで長期間を要することから、現状のままでは、今後も多額の資金を要することとなる。

南部土地改良清美事業の当初の目的と米谷町の人口減少・高齢化という現状が乖離していること、地元による助成金等の使途が客観的には適切かどうか判断しかねるものがあること、また、市の財政状況が厳しい状況にあることを鑑みれば、助成等の方法や金額を見直す、負担金交付の期限を設ける等、広く市民の理解が得られるよう今後の対応方針について説明されたい。

1 7. 観光戦略課

(1) アジア太平洋交流センター運営補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	アジア太平洋交流センター運営補助金
所管課	観光経済部 観光戦略課
補助金等の目的	観光分野における世界最大の国連機関である世界観光機関（UNWTO）唯一の地域事務所として奈良市内に設置

	されたアジア太平洋センターの運営経費を助成することにより、奈良の新たな国際観光交流の活性化、国際的プレゼンスの向上をめざす。
交付対象経費	世界観光機関（UNWTO）アジア太平洋センター運営にかかわる事業経費
補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	世界観光機関（UNWTO）アジア太平洋センター運営補助金の交付及び執行に関する要領
補助金等の交付期間	（事業開始）平成 24 年度 （事業終了）未定

（単位：千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 （平成 28 年度は予算額）	3,805	3,885	3,885	3,885
（財源内訳）				
一般財源	3,805	3,885	3,885	3,885
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他（基金繰入）	—	—	—	—

市に設置されているアジア太平洋観光交流センターは、世界観光機関（UNWTO）の唯一の地域事務所であり、平成 24 年に大阪市から市に移転した。平成 27 年度には、遺産観光に関する国際会議が市で実施される等、市の知名度向上、市の観光客数増に向けた取り組みを行っている。

② 監査結果

・補助金の交付事業に関する収支の確認について【結果】

本補助金についても、収支報告を交付先より受けているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・効果測定指標について【意見】

本補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。交付先より、活動実績の報告を受けているものの、奈良の新たな国際観光交流の活性化、国際的プ

レゼンスの向上に寄与したかが明らかとなっていない。

公金を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが求められるところである。MICE（注）の誘致件数や参加人数に関する目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。

注 MICE とは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことである。（出展：観光庁 HP）

（２）日本絵手紙協会公認講師全国大会開催補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	日本絵手紙協会公認講師全国大会開催補助金
所管課	観光経済部 観光戦略課
補助金等の目的	「日本絵手紙協会公認講師全国大会 in 奈良」開催経費を助成することにより、オフシーズンの観光振興を図るとともに、絵手紙という媒体を通して全国に奈良市を PR することを目的とする。
交付対象経費	補助対象事業（日本絵手紙協会公認講師全国大会 in 奈良）の実施に必要な経費
補助金等の分類	イベント等補助
交付要綱・要領等の名称	日本絵手紙協会公認講師全国大会開催補助金の交付及び執行に関する要領
補助金等の交付期間	（事業開始）平成 24 年度 （事業終了）未定

（単位：千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 （平成 28 年度は予算額）	300	300	600	300
（財源内訳）				
一般財源	300	300	600	300
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他（基金繰入）	—	—	—	—

日本絵手紙協会公認講師全国大会開催補助金は、日本絵手紙協会の講師達が、市内の寺社の境内等をスケッチし、絵手紙を作成する行事に対して支給されるものである。具体的には募集用パンフレット、大会用冊子の作成費、拝観料、講師料、宿

泊費、交通費等が補助対象経費とされている。平成 27 年度の全国大会参加者は 366 名であった。

② 監査結果

・補助金の交付事業に関する収支の確認について【結果】

本補助金についても、収支報告を交付先より受けているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・効果測定指標について【意見】

本補助金についても、具体的な効果測定指標が設けられていない。

公認講師全国大会への参加者数、宿泊数等の目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。

18. 観光振興課

(1) 公益社団法人奈良市観光協会補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	公益社団法人奈良市観光協会補助金
所管課	観光経済部 観光振興課
補助金等の目的	公益社団法人奈良市観光協会（以下、「奈良市観光協会」という。）に対し、観光情報提供、観光客誘致宣伝、イベント実施、伝統行事保護・伝承等の観光事業に要する経費の一部を補助し、集客力の拡大と奈良市の観光振興に寄与すること。
交付対象経費	観光情報の提供、観光客誘致宣伝、イベント実施、伝統行事の保護・伝承等の観光事業に要する経費のうち、観光事業活動費、観光協会管理費等、補助対象事業の執行に直接必要な経費。
補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	公益社団法人奈良市観光協会補助金の交付及び執行に関する要領
補助金等の交付期間	（事業開始）昭和 25 年度 （事業終了）未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	101,803	103,900	122,336	145,600
(財源内訳)				
一般財源	101,803	103,900	122,336	145,600
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

奈良市観光協会は、昭和 6 年 8 月に任意団体の奈良市観光協会として発足し、その後、昭和 60 年 11 月 11 日に社団法人化された。奈良市観光協会の会員は、観光関係の事業者、団体により構成されている。奈良市観光協会は、奈良観光の活性化、業界の発展のための諸事業を展開している。主な活動内容として、観光情報の提供、観光誘致宣伝、イベントの実施、伝統行事の保護・伝承、観光産業の振興、広域観光の推進及び観光案内、施設の運営等がある。

② 監査結果

・補助金の交付事業に関する収支の確認について【結果】

観光振興課は、奈良市観光協会より補助対象事業に関する収支報告を入手しているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・再補助先での補助金の使途の確認について【結果】

奈良市観光協会は、市から交付された補助金の一部を再補助という形で、春日若宮おん祭、奈良大文字保存会等に合計で 22,552 千円を交付している。所管課は、再補助先である団体の決算書については入手しているが、再補助先の支出に関する証拠書類を確認することにより使途の適切性を検証していなかった。

そもそも補助金は、原則的には、対象である団体に直接交付すべきである。これについて所管課の説明によれば、同協会が再補助先の多くについて事務局として執行管理を行っているため、事実上は直接補助と大差ない状況にあると認識しているとのことである。そして同協会からの補助の多くは、誘客に貢献する社寺の年中行事に絡んでの観光客の交通安全の確保を使途とした執行がされており、安全・安心を確保して多くの来客動員を維持し続けることを大きな目的としているとのこと

である。

確かにその目的は理解できるが、事実上は直接補助と大差ない状況にあるとの認識であれば、直接補助と同様に、証拠書類の確認を通じて目的に沿った使途・支出であることについて具体的に検証されるべきである。補助金の使途について証拠書類により確認することの必要性を十分に認識していなかったことが根本原因であると考えられる。特に、社寺の年中行事に市が補助しているようにも見受けられる外観を呈していることから、使途の確認が不十分であれば、補助金のあり方そのものを見直す議論にもなりかねない。

奈良市は、再補助先による補助金の使途が奈良市観光協会補助金の目的に合致したものであるというのであれば、再補助先の決算書を通覧するのみではなく、再補助先での支出に係る具体的な証憑書類等の確認を実施することにより、市民に対する説明責任を果たせるようにしていくべきである。

・事務局人件費について【意見】

奈良市観光協会の平成 27 年度の決算の概要は下記のとおりとなっている。

勘定科目	金額(千円)	備考
経常収益	257,707	正会員受取会費、事業収益、補助金等
経常費用	254,961	
事業費	192,117	
事業費(補助対象経費)	82,335	伝統芸能補助事業等
事業費(補助対象外)	109,781	観光案内所の運営等
管理費	62,844	
管理費(事務局人件費)	56,374	給与手当等
管理費(その他)	6,469	賃借料等
当期経常増減額	2,745	
当期一般正味財産増減額	2,738	

奈良市観光協会は、伝統芸能補助事業、春日大社式年造替事業等、様々な事業を実施している。そのなかに、補助対象事業（決算額 82,335 千円）と補助対象外の事業（決算額 109,781 千円、市からの受託事業等）がある。

同協会からの決算書によると、各事業に携わっている事務局職員の人件費が管理費（事務局人件費）56,374 千円と一括されており、その全額が補助対象経費として本市に報告されている。そして、当該補助対象経費のうち 40,000 千円（当初予算額で人件費に相当するもの。）が実際に人件費に相当する補助金として交付されている。

事業費と同様に、事務局人件費も各事務局職員それぞれが担当する業務の割合に応じて各事業にまずは配分すべきであり、事務局人件費の全額を補助対象経費の対象とするのは妥当ではない。

現行では、事務局の正職員の人件費について、その4分の3を市からの補助金、残り4分の1を自主財源で賄うこととしている。これは、奈良市観光協会に対して事務局人件費の4分の3を補助するとした取り決めに踏襲しているためである。しかし、4分の3という按分比率を機械的に継続するのは適切でない。

奈良市観光協会の団体運営についてどこまで財政的自立を促すのかという中長期的な視点を勘案して、補助すべき範囲について見直しを行う必要がある。

・効果測定指標について【意見】

本補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。交付先より、活動実績の報告を受けているものの、観光情報の提供人数、宣伝回数やイベント等に参加した人数がどのようになっているかまでは報告されておらず、活動の実施がどれほど本市の観光振興に寄与したかが明らかとなっていない。

公金を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが求められるところである。観光情報の提供人数、宣伝回数やイベント等に参加した人数に関する目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。

(2) 柳生観光協会補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	柳生観光協会補助金
所管課	観光経済部 観光振興課
補助金等の目的	柳生観光協会に対し、観光情報提供、観光客誘致宣伝、イベント実施、柳生の観光資源の保護・開発、柳生観光施設の整備改善等の事業に要する経費の一部を補助し、「柳生ブランド」を推進し、集客力拡大、柳生と奈良市全体の観光振興に寄与することを目的とする。
交付対象経費	観光情報の提供、観光客誘致宣伝、イベント実施、柳生の観光資源の保護・開発、柳生観光施設の整備改善等の観光事業に要する経費のうち、観光協会事業費、観光協会事務費等、補助対象事業の執行に直接必要な経費。
補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	柳生観光協会補助金の交付及び執行に関する要領

補助金等の交付期間	(事業開始) 昭和 44 年度 (事業終了) 未定
-----------	---------------------------

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	3,318	3,340	3,435	3,435
(財源内訳)				
一般財源	3,318	3,340	3,435	3,435
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

柳生観光協会は、昭和 39 年（1964 年）に柳生観光協会設立準備委員会が発足したところをその起源とする。柳生地区における観光資源の開発、観光施設の整備保存を図るとともに、活力ある観光地づくりを推進するため、柳生さくら祭等の各種事業を展開している。

② 監査結果

・補助金の交付事業に関する収支の確認について【結果】

本補助金についても、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・経理区分の不備について【結果】

同協会の決算書の概要は下記のとおりである。

勘定科目	金額(千円)	備考
歳入の部		
会費	434	
補助金	3,435	奈良市補助金
分担金	100	
事業収入	195	
委託金	8,167	家老屋敷管理費 4,707 千円、陣屋跡管理費 518 千円、駐車場管理費 2,942 千円
雑収入	20	

繰越金	1	
【歳入合計】	12,352	
歳出の部		
会議費	131	
事務費	3,193	職員手当等、渉外費 22 千円は補助対象外経費
事業費	841	
委託金	8,167	家老屋敷管理費 4,706 千円、陣屋跡管理費 517 千円、駐車場管理費 2,940 千円、指定管理料残金 2 千円
負担金	17	
繰越金	1	
【歳出合計】	12,352	

同協会は、指定管理事業者として、旧柳生藩家老屋敷(指定管理料 4,706 千円)、旧柳生藩陣屋跡(指定管理料 517 千円)及び柳生観光駐車場(指定管理料 2,940 千円)の運営を行っている。

柳生観光協会の決算書によると、歳出額の内訳は、指定管理事業に要するもの 8,167 千円、補助対象経費 4,161 千円（歳出合計から委託金及び渉外費を控除したもの）、その他補助対象経費とならない経費 22 千円となっている。このうち、補助対象経費 4,161 千円については、指定管理事業と明確に区分し実績報告される必要があるが、現状そうはなっていない。市に対し実績報告として提出されているのは、指定管理事業を含めた柳生観光協会全体の事業に対するものである。

現状の収支に関する報告では、補助対象事業にて補助金がどのように使用されたのか分からず、補助金額として適切な金額かどうかの判別ができない。

今後、補助金の交付額が適切かどうか判断するため、また、補助による成果を把握するためにも、補助対象となった事業を区分した事業報告を提出させる必要がある。

・自主財源の確保について【意見】

当団体は、観光団体であることから、観光資源を活用することにより自主財源を獲得することが可能である。現状では、料金収入を得ることができる旧柳生藩家老屋敷、旧柳生藩陣屋跡、柳生観光駐車場については、利用料金制でない指定管理事業であるため、自主財源の確保をすることができない。そのため、指定管理事業について利用料金制を検討すること、指定管理事業以外の観光資源を用いることや、柳生ブランドを活用したイベントを実施することにより収益性を高める努力をしていくべきである。今後、自主財源を確保していき、補助金を減額できるよう検討し

ていく必要がある。

・効果測定指標について【意見】

本補助金についても、具体的な効果測定指標が設けられていない。

観光客数、観光情報の提供人数及びイベントに参加した人数等に関する目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。

(3) 大仏堂保護事業補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	大仏堂保護事業補助金
所管課	観光経済部 観光振興課
補助金等の目的	大仏堂を守る会に対し、大仏堂保護事業を補助することで、大仏堂の保護活動を通じて自然愛護の精神の高揚を図って行くと同時に観光客の誘致を目的とする。
交付対象経費	調査研究事業費、保護事業費、普及事業費、事務費。
補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	大仏堂保護事業補助金の交付及び執行に関する要領
補助金等の交付期間	(事業開始) 平成 8 年度 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	360	360	360	360
(財源内訳)				
一般財源	360	360	360	360
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

大仏堂とは、東大寺境内で観察されるゲンジ螢のことをいう。大仏堂を守る会は、戦後、環境悪化により生息数が減少したものを、再び増加させていく取組みを実施している。大仏堂の会は日本ホテルの会にも所属し、大規模な育成を実施しているとのことである。大仏堂保護事業補助金は、当該団体への運営費補助金である。

② 監査結果

・補助金の交付事業に関する収支の確認について【結果】

本補助金についても、交付先より収支報告は受けているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・効果測定指標について【意見】

大仏蛭を守る会は、自然保護の観点から、継続的に蛭の幼虫の放流や、蛭の餌であるカワニナを放流するといった活動を行っている。

蛭のふ化等により、地域住民が協力して環境改善に取り組むこと、自然愛護の精神を高揚すること及び里で見られる貴重な蛭の鑑賞を楽しんでもらうことを補助目的としているが、観光振興課では、大仏蛭の生息数を増加させることは容易ではないとのことで、補助金の交付によりどれほどの効果が発現したかの確認を行っていない。現状からすれば、補助を行うこと自体が目的とされていると捉えられかねない。

補助金を交付している以上、それに見合う効果を数値的に示すことも必要である。補助目的の達成度合いが測定できるよう、蛭の生息数、水質の改善状況や蛭鑑賞者数等を効果測定指標として設定することを検討されたい。

(4) 月ヶ瀬観光協会補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	月ヶ瀬観光協会補助金
所管課	観光経済部 観光振興課
補助金等の目的	月ヶ瀬観光協会に対し、月ヶ瀬梅溪梅まつりに要する事業経費の一部を補助することで、梅まつり事業充実と月ヶ瀬観光情報提供・観光客誘致宣伝等への積極的な取り組みを行い、梅まつり集客拡大、月ヶ瀬・奈良市全体の観光振興に寄与することを目的とする。
交付対象経費	梅まつりに要する事業経費のうち、補助対象事業の執行に直接必要な経費。
補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	月ヶ瀬観光協会補助金の交付及び執行に関する要領
補助金等の交付期間	(事業開始) 平成 20 年度 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	500	500	500	500
(財源内訳)				
一般財源	500	500	500	500
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

月ヶ瀬観光協会は、全国から訪れる観梅客に対応し月ヶ瀬観光の活性化・業界の発展に寄与する活動を実施している。主な事業として、観光施設の風致保存並びに利用開発に関する調査研究並びに実施、観光施設の設置並びに業者指導統制、観光に関する紹介宣伝並びに図書の刊行等を実施している。

② 監査結果

・補助金の交付事業に関する収支の確認について【結果】

本補助金についても、収支報告を交付先より受けているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・補助対象経費の区分について【結果】

月ヶ瀬観光協会は、月ヶ瀬梅溪梅まつり等を実施し、市の観光振興を図っている団体である。本補助金は、同協会に対して事業経費の一部を補助するものである。

同協会の決算書によると、月ヶ瀬観光協会補助金と梅の郷づくり補助金の二つの補助金の交付を受けている。月ヶ瀬観光協会補助金は、奈良市観光振興課から梅まつりを補助するために交付されるものであり、梅の郷づくり補助金は、奈良市農林課から、苗木の購入を補助するために交付されるものである。梅の郷づくり補助金の平成 27 年度補助金額は 120 千円である。

二つの補助金は交付目的を異としており、補助対象経費は別に管理する必要がある。しかし、月ヶ瀬観光協会の決算書は、補助金ごとに補助対象経費が区分されておらず、協会全体の決算書があるのみであり、各補助金の対象となる事業ごとの収支が分からず、補助金額として適切な金額かどうかの判別ができない。

異なる目的の補助金であるならば、それぞれの補助金交付額が適切かどうか判断

するため、また、補助による成果を把握するためにも、補助対象となった事業を区分した事業報告・収支報告を提出させる必要がある。

なお、両補助金が、月ヶ瀬梅林による観光の活性化という大きな枠組みでは、共通の目的であるとも考えられる。月ヶ瀬観光協会補助金と梅の郷づくり補助金は統合して交付することも検討されたい。

・効果測定指標について【意見】

本補助金についても、具体的な効果測定指標が設けられていない。
観光客数、観光情報の提供人数、宣伝回数やイベント等に参加した人数に関する目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。

(5) なら・観光ボランティアガイドの会補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	なら・観光ボランティアガイドの会補助金
所管課	観光経済部 観光振興課
補助金等の目的	特定非営利活動法人なら・観光ボランティアガイドの会に対し、観光ボランティアガイド養成事業を補助することで、観光客のガイドに関する事業、市民レベルの観光事業振興に関する事業を実施し、併せて事業の充実と拡大を図ることを目的とする。
交付対象経費	事業費（観光客のガイドに関する事業費等）・管理費等。
補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	なら・観光ボランティアガイドの会補助金の交付及び執行に関する要領
補助金等の交付期間	（事業開始）平成 9 年度 （事業終了）未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	2,487	2,495	2,495	2,495
(財源内訳)				
一般財源	2,487	2,495	2,495	2,495
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他（基金繰入）	—	—	—	—

特定非営利活動法人なら・観光ボランティアガイドの会は、観光客のガイド等を実施し、市の観光振興に寄与している。市は、当該団体の運営費について補助している。

② 監査結果

・補助金の交付事業に関する収支の確認について【結果】

本補助金についても、収支報告を交付先より受けているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・補助金の分割について【結果】

市は、なら・観光ボランティアガイドの会に対し、下記の3つの補助金を交付している。各補助金の平成27年度の執行金額は下記のとおりである。

補助金名	平成27年度の各補助金の執行金額
なら・観光ボランティアガイドの会補助金	2,485千円
ガイド付ツアー事業補助金	200千円
ウェルカムガイド事業補助金	100千円

いずれも本市観光振興課から交付されている補助金であり、ガイド付ツアー事業はガイドによる解説付きのウォーキングツアーを実施することを目的としており、また、ウェルカムガイド事業は市で新しく暮らし始める方々に、歴史と文化を紹介するガイドを実施することを目的としている。両補助金の目的は、観光客のガイドに関する事業等を実施するという、なら・観光ボランティアガイドの会補助金の目的と同一のものとなっている。

ガイド付ツアー事業は、元々は委託事業として実施していたものを補助金へ切り替えたものである。また、ウェルカムガイド事業は、なら・観光ボランティアガイドの会からの提案に基づき、事業補助化したものである。しかし、ガイド付ツアー事業についても、ウェルカムガイド事業についても、ともになら・観光ボランティアガイドの会の実施する事業であり、市にとってはいずれも目的が同一であることから、特段分離する合理性はない。また、市民感覚からすれば、過大に補助金が交付されているように捉えられる。

3つの補助金は、同一団体に同一目的で交付されているものである。ウェルカムガイド事業補助金に関しては、(6)で述べるとおり、事業の継続の是非について検討すべきであるが、奈良・観光ボランティアガイドの会補助金とガイド付ツアー

事業補助金について、統合して交付する必要がある。

・効果測定指標について【意見】

本補助金についても、具体的な効果測定指標が設けられていない。

ガイドとして参加した人数・回数に関する目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。

(6) ウェルカムガイド事業補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	ウェルカムガイド事業補助金
所管課	観光経済部 観光振興課
補助金等の目的	特定非営利活動法人なら・観光ボランティアガイドの会に対し、ウェルカムガイド事業を補助することで、奈良市で新しく暮らし始める方々に歴史・文化を知ってもらうとともに、「もてなしのまちづくり」に向けた豊かな地域社会の形成につなげることを目的とする。
交付対象経費	事業費、調査研究費、事務費。
補助金等の分類	イベント等補助
交付要綱・要領等の名称	ウェルカムガイド事業補助金の交付及び執行に関する要領
補助金等の交付期間	(事業開始) 平成 25 年度 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	100	100	100	100
(財源内訳)				
一般財源	100	100	100	100
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

ウェルカムガイド事業は、市に新たに転入された方に、なら・観光ボランティアガイドの会が無料で市の観光案内をすることで、市の魅力を理解してもらおうとする事業である。

② 監査結果

・補助金の交付事業に関する収支の確認について【結果】

本補助金についても、収支報告を交付先より受けているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・補助金の効果的な運用について【結果】

ウェルカムガイド事業補助金に関する収支決算書を閲覧したところ、支出額総額が102,800円であり、そのうち83,600円がパンフレット作製費であった。これは、補助対象経費全体の約81%が、パンフレットの製作に充てられているということである。パンフレット製作費の内訳は、案内・申込書、パンフレット5,000枚のカラー印刷に伴うものである。

また、ガイド利用実績については、平成26年度6件、平成27年度6件となっているが、市への転入者数は毎年12,000人を超えている。この実態を踏まえると、現状では補助金の効果は限定的であり、十分に効果が発揮されているとは言えない。

パンフレットの配布方法は、転入予定者に対して、市の各窓口で他の転入に伴う資料と同時に配布しているとのことであるが、この方法だけではウェルカムガイド事業について、十分に周知できておらず、費用に見合う効果がないと言わざるを得ない。

そのため、今後も当該補助事業を継続するには、他の周知方法も検討していく必要がある。事業自体が魅力的なものであれば、周知方法を改善することにより、利用者を増加させることが可能である。周知方法を改善しても希望者が増加しない場合には、事業の継続の是非について検討すべきである。

19. 商工労政課

(1) 公益財団法人奈良県労働者福祉協議会事業補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	公益財団法人奈良県労働者福祉協議会事業補助金
所管課	観光経済部 商工労政課
補助金等の目的	安心して暮らせる地域社会づくりへの貢献を目的とするライフサポートセンター事業に要する経費の一部を補助する。
交付対象経費	補助対象事業の実施に必要な人件費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃

	借料
補助金等の分類	事業費補助
交付要綱・要領等の名称	奈良県労働者福祉協議会事業補助金の交付及び執行に関する要領
補助金等の交付期間	(事業開始) 平成 21 年度 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	1,320	1,320	1,320	1,320
(財源内訳)				
一般財源	1,320	1,320	1,320	1,320
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

当補助金は、公益財団法人奈良県労働者福祉協議会（以下、当協議会という。）に対し、ライフサポートセンター事業に要する経費の一部について補助金を交付することにより、勤労者をはじめ広く市民を対象に労働相談や暮らし・生活相談に加えて障害者の雇用促進や多重債務相談事業を実施し、地域に根ざした活動を行い、安心して暮らせる地域社会づくりに貢献するものである。

② 監査結果

・ライフサポートセンター事業の実績報告書の確認について【結果】

ライフサポートセンター事業の実績報告書の記載内容に誤りがあった。実績報告書の相談員及びサポーターの事業への参加者数は「4 名×260 日＝1,040 日」とされていたが、実際は相談員が 5 名であり、勤務日数は延べ 493 日であった。

市は当協議会から実績報告書を入手しているが、人件費や経費の発生が確認できる証憑書類については確認していないことが誤りの原因である。

当補助金拠出の目的が、ライフサポート事業の実施に必要な人件費、旅費、需用費等の補助にある以上、市は相談員の人数や勤務日数について、出勤簿や勤務日誌等の勤務状況が確認できる書類を確認すべきである。また、市は当協議会に対しても事実に基づく実績報告を行うよう指導すべきである。

・ライフサポートセンターの運営について【意見】

ライフサポートセンターを利用する相談者数は、平成 27 年度は年間 367 名と、1 日平均 1.5 人程度にとどまっている。当センターの運営時間は土日を除く平日の午前 10 時～午後 5 時となっており、平日の昼間に勤務する一般的な勤労者は、当センターを利用する機会を持つことが困難な場合もあると考えられる。

当補助金の目的が、勤労者をはじめとした多くの市民が、安心して暮らせる地域社会づくりへの貢献にある以上、当センターは利用者の利便性を考慮した運営を行う必要がある。

土曜日や日曜日、または午後 5 時以降に運営を行うことや、相談に予約制を導入することなど、利用者の利便性を考慮した柔軟な運営方法を検討することを当協議会に求められたい。

・効果測定指標について【意見】

当補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。特にライフサポートセンター奈良の相談件数は発足当初から 1 年間の相談件数は約 700 件あったものの、近年は 350 件程度と減少傾向にある。

公費を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが必要である。例えば、相談件数や相談者の満足度などの具体的な数値目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討するべきである。

(2) 奈良市シルバー人材センター運営補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	奈良市シルバー人材センター運営補助金
所管課	観光経済部 商工労政課
補助金等の目的	高年齢者の就業機会を確保・提供するシルバー人材センター事業に要する経費の一部を補助する。
交付対象経費	シルバー人材センター事業に要する経費（補助率 50%以内）
補助金等の分類	事業費補助
交付要綱・要領等の名称	奈良市シルバー人材センター運営補助金交付要領
補助金等の交付期間	（事業開始）昭和 56 年度 （事業終了）未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	11,861	11,930	11,930	11,930
(財源内訳)				
一般財源	11,861	11,930	11,930	11,930
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

当補助金は、高年齢者が健康で意欲と能力のある限り、年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け、多くの高年齢者に対し就業機会を確保・提供するため、予算の範囲内で、公益社団法人奈良市シルバー人材センター（以下、当センターという。）に運営補助金を交付するものである。

② 公益社団法人奈良市シルバー人材センターの収支状況

当センターの収支状況は以下のとおりである。

【正味財産増減計算書の概要】

(単位：千円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
経常収益	402,515	402,285
経常費用	400,961	396,484
当期経常増減額	1,554	5,800
当期一般正味財産増減額	1,554	5,800
一般正味財産期首残高	58,529	60,083
一般正味財産期末残高	60,083	65,884

上記のとおり、当センターには、平成 27 年度末において 65,884 千円の一般正味財産期末残高が残存している。

③ 監査結果

・公益社団法人奈良市シルバー人材センターの自主財源による運営について【結果】

当センターには、平成 27 年度末において 65,884 千円の一般正味財産期末残高（注 1）が残存しており、平成 27 年度の当期一般正味財産増減額（注 2）も 5,800 千円の黒字となっている。

当センターに補助金額を大きく上回る一般正味財産期末残高が残存している状況で、財政状況の厳しい市が当センターの運営経費に関して補助金を交付することは、

市民の理解を得られるか疑問の残るところである。

特に当センターは公益法人であり、収支相償（注3）が求められているため、財政状況を考慮したうえ、補助金の減額を検討すべきである。

注1 公益法人等が、使途の制約が付されていない資産を受け入れた場合や事業活動により自ら獲得した場合に計上する項目であり、剰余金と同義である。

注2 法人が獲得した収益から抛出した費用を差し引いた額。法人の儲けを表す。

注3 公益法人認定法において規定される、公益法人が行う公益目的事業について、収入がその実施に要する適正な費用を超えてはならないという考え方

・効果測定指標について【意見】

当補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。

公費を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが必要である。例えば、会員数や就業者数などの具体的な数値目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。

（3）中小企業振興補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	中小企業振興補助金
所管課	観光経済部 商工労政課
補助金等の目的	商店街等の活性化に資する各商店街の賑わい振興事業に対し補助金を交付する。
交付対象経費	商店街のイメージアップ若しくは活性化又は顧客の確保を図るためのイベントの開催に要する経費
補助金等の分類	イベント等補助
交付要綱・要領等の名称	中小企業振興補助金交付要領
補助金等の交付期間	（事業開始）昭和51年度 （事業終了）未定

（単位：千円）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
補助金等の金額 （平成28年度は予算額）	1,873	595	1,200	1,200
（財源内訳）				
一般財源	1,873	595	1,200	1,200
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—

その他（基金繰入）	—	—	—	—
-----------	---	---	---	---

当補助金は、振興施設設置事業等に対する支援を行うことにより、本市の中小企業の振興を図るため、補助金を交付するものである。

当補助金の補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、以下のとおりである。

補助対象事業等	補助対象経費	補助率	補助限度額
振興施設設置事業	街路灯、アーケード、アーチ、駐車場、駐輪場、カラー塗装、休憩施設、共同便所、案内板、植栽、防犯対応設備及びインキュベーション施設その他商店街等の振興に資するものと認められる施設の設置等に要する経費（用地の権原取得に要する経費を除く）	25%以内	600 万円。 ただし、中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）の認定を受けた計画に基づく事業については、この限りではない。
福利厚生施設等設置事業	従業員の福利厚生施設その他必要と認められる施設の設置等に要する経費（用地の権原取得に要する経費を除く。）	10%以内	500 万円
賑わい振興事業	商店街のイメージアップ若しくは活性化又は顧客の確保を図るためのイベント（奈良県が行う同種の補助を受けて開催されるものを除く。）の開催に要する経費（金券若しくは商品券又は補助金等を受けて作成された物品の取得に要する経費を除く。）	30%以内	30 万円。ただし、4 以上の補助事業者等による共催の場合は、60 万円
組織化事業	第 2 条 2 号の事業協同組合又は同条第 3 号の商店街振興組合の設立手続等に要する経費（設立後 1 年	50%以内	30 万円

	以内のものを含む)		
ゴミのない商店街推進事業	ゴミのない商店街の推進に資するものと認められるゴミ容器を商店街が購入するために要する経費	30%以内	—

② 監査結果

・補助金の使途について【結果】

船橋通り商店街協同組合は、市の賑わい振興事業補助金を利用して、船橋通り商店街協同組合法人化 30 周年記念式典を開催しているが、当式典において参加者に対して景品を配布している。

補助対象事業に関する収入及び支出の状況は以下のとおりである。

(単位：円)

区分	科目	摘要	金額
収入の部	商店街自己負担金	会費等	732,945
	奈良市補助金	奈良市補助金	300,000
	計		1,032,945
区分	科目	摘要	金額
支出の部	会場設営費	会場使用料	116,185
		備品等使用料	42,500
		花代	97,000
	企画・演出費	講師等代金	250,000
		司会及びシナリオ作成	43,200
		景品代等	370,880
	広報費	チラシ印刷	50,000
		カメラ撮影	63,180
	計		1,032,945

当式典における景品代等は 370 千円と補助対象事業費の 35.9%を占める。また、当式典の参加者は葉書により招待された 150 名程度の船橋通り商店街共同組合関係者に限定されている。

商店街の賑わいを創造するために交付された補助金の公共性を考慮すれば、公費により特定の者に景品を配布することは望ましいことではなく、日常生活で商店街を利用する市民に還元されるべきである。当式典の景品代については、補助対象経費から除くべきであったと考えられる。

・効果測定指標について【意見】

当補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。

公費を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが必要である。例えば、商店街の集客数やイベントの参加者数などの具体的な数値目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討するべきである。

(4) 一般社団法人奈良市商店街振興会事業補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	一般社団法人奈良市商店街振興会事業補助金
所管課	観光経済部 商工労政課
補助金等の目的	市内の多くの商店街が加盟している商店街振興会に補助を行うことにより、商店街の活性化、地域の商業振興を図る。
交付対象経費	商店街活性化事業及びキャンペーン等展開事業
補助金等の分類	事業費補助
交付要綱・要領等の名称	商店街活性化事業補助金交付要領
補助金等の交付期間	(事業開始) 昭和 52 年度 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	4,500	3,000	3,000	3,000
(財源内訳)				
一般財源	4,500	3,000	3,000	3,000
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

当補助金は、商店街の活性化に必要な事業を支援することにより、本市商業の振興を図るため、交付されるものである。

当補助金の補助対象事業及び補助対象経費は、以下のとおりである。

補助対象事業	補助対象経費
商店街活性化事業	教育研究事業費 女性ニーズ研究事業費 地域催事推進事業費

	地域密着化事業費 商店街情報誌発行事業費 ごみ減量推進事業費 高度情報化事業費 セーフティステーション設置事業費
キャンペーン等展開事業	調査研究費 研修会・ガイドブック制作費 参加店ステッカー等制作費 企画運営コーディネート費

② 一般社団法人奈良市商店街振興会の収支状況

一般社団法人奈良市商店街振興会（以下、当振興会という。）の商店街活性化事業の収支状況は以下のとおりである。

【商店街活性化事業収支決算書】

（単位：円）

区分	科目	金額	備考
収入の部	会費収入	1,463,167	市補助金
	補助金収入	3,000,000	
	負担金収入	966,250	
	計	5,429,417	
区分	科目	金額	備考
支出の部	地域催事推進事業	1,060,010	販売促進
	地域密着化事業	3,871,807	お客様感謝イベント等
	商店街情報誌発行事業	412,496	商振会ニュース（7・1月）
	高度情報化事業	85,104	HPの拡充整備
	計	5,429,417	

③ 監査結果

・他団体への再補助について【意見】

当振興会は地域密着化事業として、市から交付された補助金の一部を再補助という形で、各地域の商店街振興組合等に合計 1,445 千円交付しているが、市は再補助先である団体の補助金の使途が確認できる証憑を入手しておらず、市の補助金が再補助先で適切に使用されたことを十分に確認していない。

確かに権限関係において、市は再補助先に対する直接の調査権を有しておらず、市の監査権も再補助先には及ばない。しかし、補助金の適正執行という実質を重視するならば、市は再補助先である団体の補助金の使途が確認できる証憑を当振興会

より入手し、再補助先での補助金の使途が当補助金の交付要領に反していないことを確認すべきであり、それが難しいのであれば、市から直接再補助先の団体に補助金を交付すべきである。

・効果測定指標について【意見】

当補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。

公費を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが必要である。例えば、商店街の集客数やイベントの参加者数などの具体的な数値目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。

20. 農林課

(1) 奈良市水田農業構造改革対策推進補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	奈良市水田農業構造改革対策推進補助金
所管課	観光経済部 農林課
補助金等の目的	水田農業構造改革対策の円滑な推進を図るため。
交付対象経費	事業推進経費
補助金等の分類	事業費補助
交付要綱・要領等の名称	奈良市水田農業構造改革対策推進補助金の交付及び執行に関する要領
補助金等の交付期間	(事業開始) 平成 14 年度 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	1,000	1,000	1,000	1,000
(財源内訳)				
一般財源	1,000	1,000	1,000	1,000
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他(基金繰入)	—	—	—	—

当補助金は、水田農業構造改革対策の円滑な推進を図るため、農家の指導調整及び集落ぐるみで米の数量調整の達成が図れるよう誘導するものである。

当補助金の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、以下のとおりである。

補助対象経費	補助率	補助限度額
事業推進費：消耗品・印刷製本費・食料費等	定額	予算の範囲内で上限、下限なし

② 監査結果

・支出内容の確認について【結果】

当補助金の事業計画及び実績報告は以下のとおりである。

【事業計画】

(単位：円)

	会議開催日	事業推進費負担額	備考
奈良支店	3 月中	56,016	消耗費・印刷製本・食料費等
奈良市柏木支店	3 月中	36,254	消耗費・印刷製本・食料費等
平城支店	3 月中	47,263	消耗費・印刷製本・食料費等
奈良南部支店（東市）	3 月中	57,373	消耗費・印刷製本・食料費等
奈良南部支店（辰市）	3 月中	29,254	消耗費・印刷製本・食料費等
奈良南部支店（五ヶ谷）	3 月中	47,573	消耗費・印刷製本・食料費等
奈良南部支店（帯解）	3 月中	46,980	消耗費・印刷製本・食料費等
奈良南部支店（明治）	3 月中	36,329	消耗費・印刷製本・食料費等
富雄支店	3 月中	64,003	消耗費・印刷製本・食料費等
伏見支店	3 月中	26,521	消耗費・印刷製本・食料費等
都跡支店	3 月中	53,767	消耗費・印刷製本・食料費等
田原支店	3 月中	78,588	消耗費・印刷製本・食料費等
田原支店（水間）	3 月中	31,591	消耗費・印刷製本・食料費等
柳生支店	3 月中	48,374	消耗費・印刷製本・食料費等
大柳生支店	3 月中	64,908	消耗費・印刷製本・食料費等
奈良東里支店	3 月中	41,311	消耗費・印刷製本・食料費等
奈良東里支店（狭川）	3 月中	28,894	消耗費・印刷製本・食料費等
月ヶ瀬支店	3 月中	47,358	消耗費・印刷製本・食料費等
都祁支店	3 月中	160,643	消耗費・印刷製本・食料費等
合計		1,000,000	

【実績報告】

(単位：円)

	会議開催日	事業推進費負担額	備考
奈良支店	3 月 26 日	56,016	消耗費・印刷製本・食料費等
奈良市柏木支店	3 月 23 日	36,254	消耗費・印刷製本・食料費等
平城支店	3 月 20 日	47,263	消耗費・印刷製本・食料費等
奈良南部支店（東市）	3 月 24 日	57,373	消耗費・印刷製本・食料費等
奈良南部支店（辰市）	3 月 24 日	29,254	消耗費・印刷製本・食料費等
奈良南部支店（五ヶ谷）	3 月 24 日	47,573	消耗費・印刷製本・食料費等
奈良南部支店（帯解）	3 月 24 日	46,980	消耗費・印刷製本・食料費等
奈良南部支店（明治）	3 月 24 日	36,329	消耗費・印刷製本・食料費等
富雄支店	3 月 26 日	64,003	消耗費・印刷製本・食料費等
伏見支店	3 月 23 日	26,521	消耗費・印刷製本・食料費等
都跡支店	3 月 25 日	53,767	消耗費・印刷製本・食料費等

田原支店	3 月 19 日	78,588	消耗費・印刷製本・食料費等
田原支店（水間）	3 月 19 日	31,591	消耗費・印刷製本・食料費等
柳生支店	3 月 20 日	48,374	消耗費・印刷製本・食料費等
大柳生支店	3 月 18 日	64,908	消耗費・印刷製本・食料費等
奈良東里支店	3 月 19 日	41,311	消耗費・印刷製本・食料費等
奈良東里支店（狭川）	3 月 19 日	28,894	消耗費・印刷製本・食料費等
月ヶ瀬支店	3 月 20 日	47,358	消耗費・印刷製本・食料費等
都祁支店	3 月 20 日	160,643	消耗費・印刷製本・食料費等
合計		1,000,000	

このように、当補助金は計画と実績が全く同額となっているが、通常であれば計画と実績が全く同額となることはないと考えられる。これについて、市に確認したところ、支出内容については確認していない旨回答があった。

奈良市補助金等交付規則 15 条によれば、市は補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査する責任を負っている。市は補助金が目的に整合したうえ補助対象経費に該当するかについて、証憑書類等を基礎として確認する必要がある、また、使途として適切でないものや不明確なものがないかの判断過程を記録することにより、市民に助成金等に関する説明責任を果たす必要がある。

【奈良市補助金等交付規則】

（補助金等の額の確定）

第 15 条 市長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書（別記第 5 号様式）により、当該補助事業者等に通知するものとする。

・補助金交付要綱の記載について【意見】

当補助金の要綱によれば、補助対象経費には「食料費等」が含まれる。また、実績報告書を確認したところ、実際に食料費等として補助金を使用したとの報告がなされていた。

これについて市に説明を求めたところ、実際に提供されているのはお茶であるとの回答を得たが、現状の要綱には食料費等がお茶に限られる旨の記載はなく、食事を含めた飲食の提供も可能な内容となっている。要綱の記載を改め、食料費を含まない内容とするのが望ましいと考えられる。

・効果測定指標について【意見】

当補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。交付先より、活動実績の報告を受けているものの、農家の指導調整や米の数量調整にどのように寄与したかが明らかとなっていない。

公金を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが必要であり、具体的な数値目標を設定し、補助金の効果測定指標とすることを検討すべきである。

(2) 鹿害防止対策事業補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	鹿害防止対策事業補助金
所管課	観光経済部 農林課
補助金等の目的	天然記念物として指定されている「ならの鹿」は駆除不可能なので、農作物に与える被害を防止し、農家の営農意欲を高めるため、鹿害防止柵の設置及び鹿害阻止農家組合の運営に補助をする。
交付対象経費	鹿害防止対策事業に要する経費
補助金等の分類	団体運営費補助
交付要綱・要領等の名称	鹿害防止対策事業補助金の交付及び執行に関する要領
補助金等の交付期間	(事業開始) 昭和 62 年度 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	10,000	10,000	10,000	10,000
(財源内訳)				
一般財源	10,000	10,000	10,000	10,000
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

当補助金は、鹿が農作物に与える被害を防止するため、被害実態を調査し、その対策を講じ、関係農業者の営農・生産意欲の向上を図ることを目的とする。

当補助金の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、以下のとおりである。

補助対象経費	補助率	補助限度額
目的達成のための活動内容で、その効果が見込まれる事業に要する経費とする。	定額	予算の範囲内で上限、下限なし

② 鹿害阻止農家組合運営補助事業の収支状況

鹿害阻止農家組合（以下、当組合という。）の運営補助事業の収支状況は以下のとおりである。

【収支精算書】

（単位：円）

区分	科目		金額
収入の部	補助金	市	300,000
		鹿害対策協議会	270,000
		JA	50,000
	自己資金		178,620
	計		798,620
区分	科目		金額
支出の部	委託費		65,000
	研修費		302,620
	調査費		420,000
	雑費		11,000
	計		798,620

③ 監査結果

・研修会の実施について【結果】

鹿害阻止農家組合は現地視察研修会として、兵庫県養父市を訪問しているが、初日の夜に慰労会を実施し、2日目に鳥取市内を散策している。

現地視察研修会の状況は以下のとおりである。

開催日	平成 28 年 3 月 2 日(木)～3 月 3 日(金)
場所	兵庫県養父市広谷 250-1 養父市役所 産業環境推進課
参加人数	11 名
参加日程	鹿害阻止組合員 10 名 鹿害阻止組合事務局 1 名
日程	【3 月 2 日】 兵庫県養父市 産業環境推進課 (研修内容)

	・農作物の鹿等からの獣害防止対策について ・福知山市管内における鹿害の状況について ・鹿等からの獣害防止対策について ・防護柵等の現地見学 【3月3日】 鳥取市内散策																		
収支報告	【収入】 <table> <tr> <td>鹿害阻止農家組合研修費</td><td>760,186 円</td></tr> </table> 【支出】 <table> <tr> <td>研修用バス 1 台貸切代及び諸経費</td><td>290,740 円</td></tr> <tr> <td>昼食代(1 日目)1,080 円×11 名</td><td>11,880 円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>302,620 円</td></tr> </table> ※宿泊及び自主参加による慰労金及び見学会費用については各自負担 <table> <tr> <td>参加者負担金</td><td>14,600 円×11 名＝160,600 円</td></tr> <tr> <td>宿泊代（慰労会含む）</td><td>24,840 円×11 名＝273,240 円</td></tr> <tr> <td>昼食代（2 日目）</td><td>2,160 円×11 名＝ 23,760 円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>457,600 円</td></tr> <tr> <td>総計</td><td>760,220 円</td></tr> </table>	鹿害阻止農家組合研修費	760,186 円	研修用バス 1 台貸切代及び諸経費	290,740 円	昼食代(1 日目)1,080 円×11 名	11,880 円	合計	302,620 円	参加者負担金	14,600 円×11 名＝160,600 円	宿泊代（慰労会含む）	24,840 円×11 名＝273,240 円	昼食代（2 日目）	2,160 円×11 名＝ 23,760 円	合計	457,600 円	総計	760,220 円
鹿害阻止農家組合研修費	760,186 円																		
研修用バス 1 台貸切代及び諸経費	290,740 円																		
昼食代(1 日目)1,080 円×11 名	11,880 円																		
合計	302,620 円																		
参加者負担金	14,600 円×11 名＝160,600 円																		
宿泊代（慰労会含む）	24,840 円×11 名＝273,240 円																		
昼食代（2 日目）	2,160 円×11 名＝ 23,760 円																		
合計	457,600 円																		
総計	760,220 円																		
補助対象経費	バス貸切代、諸経費及び 1 日目の昼食代 302,620 円を補助対象経費としている。																		

当研修会の宿泊代、慰労会の経費及び 2 日目の昼食代は組合員の自費であるが、研修期間を 2 日間とし、行先も養父市から見て市とは逆方面の鳥取としているため、貸切バスやその他の諸経費は、鳥取市内散策に関する支出を含むと考えられる。

補助金は公費であり、鹿害の防止を講じるために交付されたものであるため、個人の余暇や不透明な使途に利用することは厳に慎むべきである。研修に関する支出と散策に関する支出は明確に区別し、研修に関する支出のみを補助対象経費とするべきである。市の審査にあたっては、交付先の使途が補助目的に適うものであるかどうか、証憑書類等を基礎として確認し、不備がある場合は補助金の返還を求める等の対応が必要である。

・支出内容の確認について【結果】

市は当現地視察研修会の支出について 302,620 円の領収書を確認しているが、当

該領収書には「県外視察研修費」の記載があるのみであり、支出の内容が不明である。

奈良市補助金等交付規則 15 条によれば、市は補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査する責任を負っている。市は支出の内容が明確になった実績報告書及び証憑書類を入手したうえ、補助金が補助対象経費に適切に支出されているかを確認する必要がある。

・ 鹿害阻止農家組合巡視相談料の受領について【結果】

当組合は巡視相談料として、調査員である組合員に対して 1 名当たり 30 千円を支払っている。当支払にあたり、調査員である組合員から鹿害阻止農家組合巡視相談料支払名簿に受領印を貰っているが、2 名の組合員については、組合長が代理受領したうえ、署名していた。

巡視相談料支払名簿の受領印は調査員である組合員が巡視相談料を受け取ったことを証明する重要な書類である。また、代理受領された場合、2 名の組合員が最終的に巡視相談料を受け取っているか明確にはならない。調査員である組合員が受け取ったことを明確にするためにも、調査員である組合員が直接受領し、押印するとともに、代理受領は控えるべきである。

・ 効果測定指標について【意見】

当補助金について、具体的な効果測定指標が設けられておらず、当該補助金の拠出が鹿害の防止及び農業者の営農・生産意欲の向上にどのように効果を及ぼしているかが明らかとなっていない。

公費を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが必要である。例えば、鹿害の件数や被害量等具体的な数値目標を設定し、補助金の効果測定指標とすることを検討するべきである。

2 1. 予防課

(1) 奈良市女性防災クラブ等活動助成金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	奈良市女性防災クラブ等活動助成金
所管課	消防局 災害対策室 予防課
補助金等の目的	火災予防及び地域住民への防災意識の普及啓発。
交付対象経費	報償費、交通費、視察研修費、研修会費、啓発費、訓練参加費、会議費、企画・調査費、印刷製本費、通信運搬費、保険料（共済費）、手数料
補助金等の分類	事業費補助

交付要綱・要領等の名称	奈良市女性防災クラブ等活動助成金交付要領
補助金等の交付期間	(事業開始) 平成 23 年度 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	4,037	4,078	4,052	4,128
(財源内訳)				
一般財源	4,037	4,078	4,052	4,128
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

当助成金は、地域及び家庭での防災の要となる女性による組織として、奈良市女性防災クラブ連合会及び女性防災クラブ（以下「女性防災クラブ等」という。）の組織拡充と活動の推進を図るため、女性防災クラブ等が行う活動に対し、予算の範囲内において奈良市女性クラブ等活動助成金（以下「助成金」という。）を交付するものである。

助成対象団体は、火災予防及び地域住民への防火・防災意識の啓発を目的に市内に居住する女性により結成された女性防災クラブ等である。

助成金の交付の対象となる経費は、交付対象事業の執行に直接必要な経費とされ、交付対象事業の執行とは直接関係のない団体運営に係る一般管理的な費用である交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費、予備費、備品購入費などは除かれる。

具体的な補助金額は、以下の式で算定される。

補助金額＝150,000 円＋会員加算額

(会員加算額)

会員数が 50 人以下のクラブ 3,000 円×会員数

会員数が 51 人以上のクラブ 150,000 円＋1,600 円×（会員数－50 人）

② 監査結果

・実績報告の確認について【結果】

「奈良市女性防災クラブ等活動助成金交付要領」では、交付対象団体は、事業の完了後、補助事業等実績報告書に添えて、「活動報告書」を市に提出することになっている。

女性防災クラブ等から提出された「活動報告書」を閲覧したところ、たとえば、

最大のクラブ員数を有する女性防災クラブでは、クラブ員数が 258 名であるにも関わらず、年間の活動内容のうち、参加人数が一番多かった 9 月の「炊き出し講習」でも 106 名の参加であり、クラブ員数の半分にも達していなかった。

このクラブの活動報告書の内容は以下のとおりである。

月別	事業内容	参加人員
4 月	地区女性防災クラブ総会	86 名
5 月	研修会	62 名
6 月	市女性防災クラブ総会	1 名
7 月	役員会	12 名
9 月	研修旅行	84 名
10 月	役員会	8 名
11 月	炊き出し講習	106 名
	中旬から 1 人暮らし慰問訪問	8 名
12 月	中旬まで 1 人暮らし慰問訪問	8 名
	消防団見廻り	1 名
1 月	出初式	19 名
	文化財セミナー	9 名

また、次にクラブ員数が多い、別の女性防災クラブでは、クラブ員数が 135 名に対し、参加人数が一番多かった 4 月のクラブ総会・役員会での参加者が 59 名であり、こちらもクラブ員数の半分にも達していなかった。

以上から、助成金額の算定の基礎となっているクラブ員数の中には、まったく活動をしていないクラブ員数が含まれていると考える。また、女性防災クラブで活動しているクラブ員は特定の者に限られ、その特定の者だけが助成金の恩恵を受けていることになる。火災予防及び地域住民への防火・防災意識の啓発という目的からすれば、幅広い世代に渡っての活動が期待されるが、特定の者だけの活動に限られると、円滑な世代交代による地域活性化を阻害することになる。

市では平成 28 年度から「奈良市女性防災クラブ等活動助成金運用マニュアル（平成 28 年度改訂）」を作成し、女性防災クラブ等の会長がクラブ員 1 人 1 人の活動状況を「クラブ員活動報告書」に記入し、年度末に「補助事業等実績報告書」等の書類とともに市に対して提出する運用方法に変更している。

活動結果報告書を閲覧した限りでは、助成金の使途は各女性防災クラブ等の自主性に任されているものの、中には、助成金額（231,600 円）の約 7 割（171,000 円）を 32 名での他県防災センターへの視察研修に充てている女性防災クラブがある。

補助対象事業の観点から補助に値する活動内容であるかどうか、徹底した実績確

認をお願いしたい。

・補助金額の算定方法の見直しについて【意見】

上記に記載のとおり、具体的な助成額は、クラブ会員数を基礎に算定される。また、助成金は、精算されるものでないため、この算定方法であれば、クラブ員が活動すればするほど活動資金が不足する一方、クラブ員が活動しなければ資金が余るということになる。

助成金額の算定において、過年度の活動規模及び活動内容を加味した算定方法に改めるべきである。また、定額ではなく、実績報告に基づいて精算する方法について検討されたい。

・自治会の活動との統合について【意見】

自治会は、よりよい地域社会になるよう、同じ地域に住んでいる人たちがお互いに助け合い、支え合ったり、親睦を深めたりする活動を行っている任意の団体であり、会員の自由な意思により結成され、会員の会費等の収入で自主的に運営されている。

市には約 1,100 の自治会が組織され、一部を除き、概ね小学校区ごとに組織された 49 の地区自治連合会に所属している。市では、地区自治連合会を中心に結成された自主防災・防犯組織に対し、その活動に関する事業に要する経費の一部について「奈良市自主防災・防犯組織活動交付金」を交付している。

自主防災・防犯組織の活動は、団体の組織体制の充実、地域の防火・防災啓発及び広報、火災予防運動及び防災訓練等への実施・参加、防災に関する情報交換等、多くの部分で女性防災クラブ等の活動と共通する。

女性防災クラブ等のクラブ員が各地域の自治会の会員であることからすれば、地区ごとの自主防災・防犯組織が実施する自主防災活動に対する交付金と女性防災クラブ等の活動としての助成金を分けて交付することに合理性がなく、また、市民感覚からすれば、過大に助成金が交付されているように捉えかねない。

市の財政状況を勘案し、女性防災クラブ等の活動に関する助成金を自主防災・防犯組織に対する交付金と統合して交付することを検討すべきである。

・効果測定指標について【意見】

本助成金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。交付先より、活動実績の報告を受けているものの、市としてどの程度の活動を目標とするかを示した上で、その実績を対比しないと、補助金の効果が明確にならない。

公金を原資としている以上、助成金については具体的な形で効果を示していくことが求められるところである。世代交代による地域活性化を図るため、新規にクラブ会員となった人数や各種催しの開催数、参加人数等に参加した人数に関する目標を設定

し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。

2.2. 文化財課

(1) 月ヶ瀬梅溪保勝会事業補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	月ヶ瀬梅溪保勝会事業補助金
所管課	教育総務部 文化財課
補助金等の目的	月ヶ瀬梅林の保存活用のための諸事業を行う団体として大正 8 年に設立された、公益財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会の事業を支援することで、名勝月ヶ瀬梅林（大正 11 年名勝指定）の保護を図る。そのため同会が行う、名勝月ヶ瀬梅林の保護管理事業（梅樹の剪定、雑木・竹の伐採、梅林の下草刈り、清掃、薬剤散布、施肥、梅樹の捕植等）への補助を行う。
交付対象経費	管理費、育成費
補助金等の分類	事業費補助
交付要綱・要領等の名称	奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱
補助金等の交付期間	（事業開始） 不明 （事業終了） 未定

（単位：千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 （平成 28 年度は予算額）	6,000	6,000	6,000	6,000
（財源内訳）				
一般財源	6,000	6,000	6,000	6,000
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他（基金繰入）	—	—	—	—

月ヶ瀬の梅は、月ヶ瀬地区の中央を流れる五月川の溪谷を中心に、その両岸に生育しており、江戸時代以来、景勝地として親しまれてきた。大正 11 年には、梅溪の多くの地域が「名勝月ヶ瀬梅林」として名勝指定された。しかし、昭和 44 年に五月川下流に高山ダムが造られ、そのダム湖に「名勝月ヶ瀬梅林」の指定地の一部が水没した。ダム湖完成後、当時の月ヶ瀬村は、「月ヶ瀬梅溪の環境保護に関する条例」を制定するなど、新たな梅の植樹や公園整備などを行い、梅林の再生を進めている。

現在、月ヶ瀬全体に広がる梅林を「梅溪」と呼び、そのなかに名勝に指定された「名勝月ヶ瀬梅林」地区が点在しているのが現状である。

月ヶ瀬梅林は国の名勝指定を受け、本来は市に管理責任があるが、その業務の特殊性から、その管理を月ヶ瀬梅溪保勝会に任せている。月ヶ瀬梅溪保勝会は、地元住民の集まりで、かつ梅林のある地権者の集まりでもある。文化財課が補助している「月ヶ瀬梅溪保勝会事業補助金」の目的は、国が指定した名勝月ヶ瀬梅林の景観の保護であり、具体的には、点在する名勝指定された梅木が生えている指定地の梅の消毒、剪定、施肥、下草刈り、植樹、雑木の伐採等である。月ヶ瀬梅林の面積は広範囲に及ぶため、予算に合わせて、年初に、月毎の作業場所及び作業内容を文化財課と月ヶ瀬梅溪保勝会で合意している。

② 監査結果

・補助金の交付事業に関する収支の確認について【結果】

文化財課は、月ヶ瀬梅溪保勝会より補助対象事業に関する収支報告を入手しているが、証拠書類の確認は行っていない。

公金が投入されている以上、証拠書類等により使途を確認するとともに、使途に問題がないと判断するに至った過程を記録し、市民に補助金交付に関する説明責任を果たせるようにする必要がある。

・補助事業実施に関する確認方法について【結果】

文化財課と月ヶ瀬梅溪保勝会で、年内に作業する作業場所及び作業内容を合意しているが、口頭での取り決めであり、作業予定場所及び作業予定内容に関する記録が残されていない。このため、平成 27 年度の各月に実施されたはずの作業場所及び作業内容が事後的に確認できなかった。また、完了結果報告についても、一部実施作業状況の写真があるものの、報告の詳細が口頭で行われ、文書による提出あるいは記録も残されていない状況である。市では口頭のみで業務結果の確認を行い、補助金を交付しているが、第三者に対し事後的に説明できない状況からして、実施結果の検証手続きとして不十分であり、説明責任が果たせていない。

実施された作業内容を事後的に説明責任が果たせるよう、先方との合意事項は記録を残す必要がある。また、補助金の目的は、名勝景観の保護という数値等で明確に表しにくいものであるため、実施計画等で、実施内容を明確にすべきである。

・補助金に対する横断的な検証手続の実施について【結果】

月ヶ瀬梅林については、市から 2 つの補助金が交付されている。先述の文化財課の月ヶ瀬梅溪保勝会事業補助金 6 百万円（以下、「前者」という。）と月ヶ瀬行政センター地域振興課の月ヶ瀬梅溪保勝会補助金 1 百万円（以下、「後者」という。）であ

る。

後者は、月ヶ瀬梅溪保勝会に対し、月ヶ瀬梅林における雑木等樹木伐採に要する経費について補助金を交付することにより、月ヶ瀬梅林一帯の良好な景観を保護・育成し、梅文化の発展に寄与することを目的とする。補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、月ヶ瀬梅林における雑木等樹木伐採に要する経費であり、補助金の額は、補助対象経費の実支出額とし、予算の範囲内で市長が決定する。

補助金の交付先は、両者ともに月ヶ瀬梅溪保勝会で共通している。また、両者の目的は、ともに月ヶ瀬の梅林景観の保護育成であり、交付先である月ヶ瀬梅溪保勝会が実施する作業も竹の伐採、笹枯らし剤の散布等の部分で共通している。両者の作業の違いと言えば、前者の対象が月ヶ瀬梅林に点在する名勝となった梅木及び敷地であるのに対し、後者の対象が、名勝を含む月ヶ瀬梅林一帯「梅溪」であることである。この結果、両者は名勝となった梅木付近の竹の伐採、笹枯らし剤の散布等で対象の範囲が被ることになる。このため、文化財課では前者の補助対象から雑木伐採を除いたが、実施結果報告書と一緒に提出された作業状況を示す写真を閲覧したところ、数枚の同じ写真がそれぞれの補助金で提出されていた。現状、両者での作業内容は重複しないはずであることからして、両者の実施結果に同じ写真が提出されることは理解しがたい。

補助金の交付を受けた月ヶ瀬梅溪保勝会が、月ヶ瀬梅林で実施する同じ作業で、名勝となっている梅木の敷地とそれ以外の敷地を分けて作業を実施するのは現実的でなく、効率的でない。このことからすれば、名勝となっている梅木の敷地とそれ以外の敷地をわざわざ分けて補助金を交付することに合理性はなく、同じ交付先に対する交付金の二重の交付と受けとられても反論の根拠に乏しい。同じ補助金の交付先については、作業対象が被らないよう、課間の十分なコミュニケーションをとるとともに、横断的な目で補助金の重複がないかどうかの検証を行う必要がある。また、同じ補助金に統一することも検討されたい。

・効果測定指標について【意見】

本補助金について、具体的な効果測定指標が設けられていない。交付先より、活動実績の報告を受けているものの、補助対象事業の実施により梅林保存数がどのようになったかは報告されておらず、補助金交付がどのような効果をもたらしたかが明らかとなっていない。

公金を原資としている以上、補助金については具体的な形で効果を示していくことが求められるところである。保存梅林数等に関する目標を設定し、補助金の効果測定方法とすることを検討すべきである。

2 3. 学校教育課

(1) 全国中学校総合体育大会選手派遣補助金

① 補助金等の概要

補助金等の名称	全国中学校総合体育大会選手派遣補助金
所管課	学校教育部 学校教育課
補助金等の目的	公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会出場に要する経費の一部について補助金を交付することにより、学校教育の一環として生徒相互の親睦を深め、技能の向上及び健全な青少年の育成を図るため、出場する本市の生徒の負担を軽減することを目的として助成。
交付対象経費	全国中学校体育大会出場に要する経費のうち、宿泊費、交通費、参加料、及びその他市長が認めた経費
補助金等の分類	イベント等補助
交付要綱・要領等の名称	全国中学校体育大会及び近畿中学校総合体育大会派遣補助金の交付及び執行に関する要領
補助金等の交付期間	(事業開始) 不明 (事業終了) 未定

(単位：千円)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 (平成 28 年度は予算額)	447	377	772	1,060
(財源内訳)				
一般財源	447	377	772	1,060
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他 (基金繰入)	—	—	—	—

全国中学校体育大会及び近畿中学校総合体育大会派遣補助金は、奈良市中学校体育連盟（以下「連盟」という。）に対し、全国中学校体育大会及び近畿中学校総合体育大会出場に要する経費の一部について補助金を交付することにより、学校教育の一環として生徒相互の親睦を深め、技能の向上及び健全な青少年の育成を図るため、出場する本市の生徒の負担を軽減することを目的とするものである。

補助金の対象となる体育大会は、公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する全国中学校体育大会、近畿各府県及び公益財団法人近畿中学校体育連盟が主催する近畿中学校総合体育大会である。

補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、全国中学校体育大会及び近畿中学校総合体育大会出場に要する経費のうち、宿泊費、交通費、参加料及び市長が認めた経費である。

この宿泊費には、宿泊をした場合のみ朝食・夕食を補助対象経費とし、一人当たり 1 泊につき朝食・夕食を含み 13,800 円（奈良市職員等の旅費に関する条例参照）を上限とする。

補助対象経費	補助額	備考
宿泊費	対象経費の 3 分の 2 以内	補助額上限 9,200 円
交通費	対象経費の 3 分の 2 以内	
参加料	対象大会の実施要綱等に明記された額	スキー競技のビブス・リフト代、陸上競技のナンバーカード代を含む
その他	対象経費の 3 分の 2 以内を基準とするが、そのつど協議	

② 監査結果

・交付要綱での交付要件の見直しについて【意見】

スキー大会が、富良野スキー場北の峰ゾーンにて、平成 28 年 2 月 2 日から 2 月 6 日まで開催されており、この大会には、市内の中学生が 1 名出場しており、宿泊実績は以下のとおりとなっていた。

宿泊期間	宿泊費	補助額
1 月 30 日から 2 月 6 日までの 7 泊 8 日	75,600 円	50,400 円

出場者は、男子ジャイアントスラローム及び男子スラロームに出場するため、大会への出場日は 2 月 3 日及び 2 月 5 日であるが出場者から提出された決算書をもとに宿泊期間の 8 日間に係る経費を補助対象経費としていた。

他の競技においても、選手派遣に関する補助金が交付されており、市内の中学生が総勢 15 名出場しているが、補助対象となる宿泊費は出場期間中の数日分であるのが大半の中、大会の開会前から閉会式までの滞在費が補助対象経費に含まれているのは不公平である。

要領では、補助対象経費は「出場に要する経費」となっており、宿泊費で言えば、大会会場での滞在期間、大会の開催期間、大会の出場期間と解釈が分かれるところであるが、宿泊費については、「宿泊をした場合のみ朝食・夕食を補助対象経費とし、一人当たり 1 泊につき朝食・夕食を含み 13,800 円（奈良市職員等の旅費に関する条例参照）を対象経費の上限とする。」と条件があるのみであり、要件が明確でない。

補助金の交付を受ける者の公平性を保つため、要領での交付要件を明確にすべき

である。

2 4. 議会総務課

(1) 政務活動費

① 補助金等の概要

補助金等の名称	奈良市議会政務活動費
所管課	議会 議会事務局 議会総務課
補助金等の目的	市議会議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する。
交付対象経費	市議会議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するための経費
補助金等の分類	法令、条例又は規則に基づく負担・分担
交付要綱・要領等の名称	奈良市議会政務活動費の交付に関する条例（以下、「条例」） 奈良市議会政務活動費の交付に関する規程（以下、「規程」） 奈良市議会政務活動費執行の手引（以下、「手引」）
補助金等の交付期間	（事業開始）平成 13 年度 （事業終了）未定

（単位：千円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
補助金等の金額 （平成 28 年度は予算額）	22,862	25,146	24,240	32,760
（財源内訳）				
一般財源	22,862	25,146	24,240	32,760
国庫	—	—	—	—
県	—	—	—	—
その他（基金繰入）	—	—	—	—

なお、年度ごとの執行額及び執行率については下記のようにになっている。前後の年度と比べ平成 25 年度のみ執行率が低くなっているが、奈良市議会議員の改選期にあたったためと考えられる。

（単位：千円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
交付総額（返還額込み）	31,710	32,200	32,760	31,990
決算額	25,330	22,862	25,146	24,240

決算額執行率	79.9%	71.0%	76.8%	75.8%
--------	-------	-------	-------	-------

政務活動費については、地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項にかけて下記のように定められている。

第14項	普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
第15項	前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
第16項	議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

市においても条例及び規程を定め（以下に抜粋）、議員もしくは会派からの交付申請に基づき、政務活動費を交付している。

【奈良市議会基本条例】

第33条	（政務活動費） 1. 議員又は会派は、政策形成能力の向上、議会の活性化等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動及び政策提言等を行うものとする。 2. 議員又は会派は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。 3. 議会は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるものとする。 4. 政務活動費に関しては、別に条例で定めるところによる。
------	---

【奈良市議会政務活動費の交付に関する条例】

第5条	（政務活動費を充てることができる経費の範囲） 1. 政務活動費は、議員又は会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。
第7条	（収支報告書等の提出） 1. 政務活動費の交付を受けた議員（会派として交付を受けた場合は、会派の経理責任者）は、議長が別に定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）並びに当該収支報告書に係る領収書等の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを議長に提出しなければならない。 2. 収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。
第9条	（収支報告書等の保存及び閲覧） 1. 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書等を提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。 2. 議長は、前項の収支報告書等の閲覧の請求があったときは、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第7条各号に掲げる情報が記録されている部分を除き、その閲覧に供するものとする。
第10条	（透明性の確保） 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

【奈良市議会政務活動費の交付に関する規程】

第6条 (会計帳簿等の整理保管)

政務活動費の交付を受けた議員及び会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

なお政務活動費は、以前は政務調査費と呼ばれ、交付目的が「議員の調査研究に資するため」とされていたが、平成 24 年 8 月の地方自治法改正により、「議員の調査研究その他の活動に資するため」と交付目的範囲が広くなり、名称も政務活動費に変更された。

市の政務活動費は、平成 23 年度以前は議員 1 人当たり月額 80 千円であったが平成 24 年度から減額され月額 70 千円となり、四半期ごとに前渡し交付されている。年間上限は議員 1 人当たり 840 千円となり、中核市平均の 1,130 千円（出典：全国市民オンブズマン「2015 年度政務活動費アンケート調査」）より低い水準といえる。毎年 4 月 30 日までに前年度分の収支報告書と領収書等の証拠書類の写しが市議会議長に提出され、交付額より政務活動費総額が少ない場合、残余分は返還される。

平成 27 年度の交付総額は 31,990 千円、執行額は 24,718 千円、返還額は 7,749 千円（返還率 24.2%）であった（執行額には交付額を超えて支出した経費も含んでいる）。

政務活動費対象経費のうち、執行額が多かった項目は順に事務所費、広報費、資料購入費、研修費、調査研修費であった。

今回、奈良市議会政務活動費の交付に関する条例第 7 条により提出された収支報告書等について、議員数名分を抽出し閲覧した。前述したとおり、市の政務活動費は他の中核市と比べ金額も低めであり、用途については条例で定めた上、手引において詳細な運用方針が規定されている。支出内容については、議長の命を受けた議会総務課が手引に照らして精査した上で必要に応じて議員に口頭で説明を求めている、適正な審査に努めている状況が見受けられた。

下記に挙げた個々の発見事項はいずれも金額的には僅少であるが、昨今の政務活動費の使途に係る世間の注目度合いに鑑みると、厳密な運用が求められると考えて監査結果としている。

② 監査結果

・市内交通費の支出について【結果】

市内交通費については、ガソリン代の 1 / 4 を政務活動費として認めると規定されている。一方で市外交通費については、距離(キロメートル)単価 20 円で計算する

と手引において規定されている。

今回調査閲覧した中で、距離（キロメートル）単価 20 円で市外交通費を計上している視察日当日に給油したガソリン代について、市内交通費の計算上控除せず、月間分の総給油額に含めてその 1 / 4 を市内交通費として計上しているケースがあった。結果、ガソリン代が二重払いされている可能性が否めない。

このような二重払いの疑いが生じないよう、厳密な運用及び確認が求められる。

・宿泊費に関する領収書について【結果】

現在、手引では、「一泊上限 15,500 円（実費弁償、朝・夕食代含む）」とされているだけで、領収書等の記載要件までは求められていない。

今回閲覧した宿泊費に関する領収書の中に、市内の旅行会社が手配した上限額どおりの領収書が散見された。それらの領収書ではどこに泊まったか不明な上、宿泊日さえ不明なものもあった。

政務活動に係る経費支出、さらに実費弁償という要素も勘案すれば、当該政務活動との関連性と実費の具体的内容が、事後検証しうる程度に明らかにされた形で領収書等の証拠書類により提出されることが必要であると思料する。民間企業等の経費精算においては出張等に係る経路や使用交通機関、宿泊施設名を記載して一連の旅程と宿泊の連続性と関係性を明らかにして精算が行われるのが一般であり、政務活動費としての支出に同等以上の透明性と説明責任が求められることは論を俟たないであろう。

宿泊に係る領収書には、宿泊日と宿泊施設名の記載が求められる。

・人件費の支出について【結果】

人件費の支出については、手引により「毎月の給与支払が客観的（口座振替等）に確認できることとする」、「3 親等以内の親族は雇用対象外とする」と規定されている。

平成 27 年度に人件費を政務活動費として計上している議員は 3 名であったが、全て現金の手渡しとして、被雇用者からの領収書が証拠書類として提出されている。また、議会事務局においては、被雇用者の名前等から 3 親等以内でないことを確認し場合に依じて質問することであるが、3 親等以内の親族ではないことの確認は文書上特に行われていない。

条例において「領収書等の証拠書類」としているところ、議員自ら取り決めた手引においてわざわざ「客観的（口座振替等）に確認できること」としているのは、人件費であるが故に、金融機関口座等を通じた記録による事後確認を客観視かつ容易ならしめて疑問の余地が生じないように格段の配慮を要請しているものと理解される。支払手数料を要するとしても、現金手渡しではなく、金融機関口座を通じた

支払いを励行すべきである。

また、雇用対象者が議員と 3 親等以内の親族ではないことについては、議員本人からの確認を文書でとってことが求められる。

・ルールの特典化について【意見】

政務活動費については手引で詳細が定められているが、実際に運用するに当たっては政務活動費として認められるかどうか判断が困難な場合が多々ある。

今回閲覧した中で、ホームページ、インターネットプロバイダ契約に関する支出に関して下記のような事例があった。

規定内容	・インターネットプロバイダ契約は、議員 1 人 1 契約とし、会派についても 1 会派 1 契約とする。 ・ホームページについては、議員 1 人 1 サイトとし、会派についても 1 会派 1 サイトとする。
検出事項	・選挙活動については政務活動費として認められないはずであるが、ホームページに選挙活動の記録が掲載されているものがあった（記載内容のほとんどが選挙活動の記録のものもあった）。 このような場合には、政務活動費として計上する理由及び計上を認めた理由を明確にしておく必要がある。 ・2013 年の選挙時から未更新であるものの年間 100 千円超のホームページ関連費用を計上している議員が散見された。ホームページが年度内に全く更新されていなくても当年度の政務活動費としての計上が現状は認められている。 議会総務課にその根拠について質問したところ、いつでも情報発信を行える状態にしておくことに対して計上が認められないとはいえないとのことであった。しかし、市民感覚からすると、実際に情報発信をしてこそ政務活動費としての支出が理解されるのであり、年に一度も活動報告を掲載せず更新していないのに公金を負担することは、ただの無駄遣いを感じられるのではなかろうか。 ホームページ関連費用については、一定の有効活用が認められる場合に政務活動費として補助金支出が認められるというようなルールを作成されることが望まれる。 ・インターネット利用料の証拠書類が払込受領証のみで利用明細等が添付提出されていない議員がいた。インターネット利用料は基本料金のみ認められるということであり、金額が定額で

	あれば固定の契約だと推測して、特に利用明細までは求められていないとのことであった。 推測ではなく、契約期間と基本料金額を明示した証拠書類を提出されるような運用に改められたい。
--	---

政務活動費の使途に関する透明性を確保できるよう、また公金が有効活用されるよう、判定が困難な場合にどのように対応すべきかの事例を整理・共有していく必要がある。

・収支実績確認の実効性強化について【意見】

これまでの監査結果の中にも実績確認が不十分であったと思われる点が見受けられたが、収支報告書については提出期限の4月30日までに提出されたものを5月末までに議会事務局が確認する実務となっており、調査期間が実質1ヶ月しかないため、時間的に余裕がなくややもすれば詳細な確認が困難になっているのではないかと考える。

そこで、複数回たとえば年に2回に分けて証拠書類を提出してもらい業務の平準化を図り職務遂行の負担を軽減することにより、確認精度の向上に努めるという運用などを検討されたい。

また、政務活動費に含めることが妥当か否か判断の難しい支出をより少なくするべく、他自治体での事例、判例を参考にされ、手引の見直しを図られたい。

・政務活動費の更なる透明性の確保について【意見】

条例においては、議員又は会派が「政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負う」とされており、議会及び議長が「使途の透明性の確保に努める」ものとされている。そして、議員又は会派が第一義的な説明責任を負うことを理由に、収支報告書に係る領収書等の証拠書類については、原本ではなく写しを議長に提出することとされている。

しかし、領収書等の原本を議長に提出するとした方が、議会及び議長が使途の透明性確保に努めるという要請に適っており、議員自身による説明の支障となるわけでもないのであるから、原本提出を推進すべく検討願いたい。

さらに、他自治体の事案を契機に使途の適正性検証に対する市民目線が厳格さを増しており、これまでよりも容易かつ低コストで検証可能な仕組みづくりを望む声があることに向き合うのであれば、領収書等の証拠書類についてもインターネットによる全部公開が望まれるところである。

・政務活動費の交付方法について【意見】

市においては、政務活動費の交付を年4回に分け前払いで行っている。

政務活動費を事前に受けとると、予算を使い切ろうという意識が生まれ、不正使用を誘発するというリスクもある。この点、完全後払いにすると、実績報告までは自己で立替えねばならず、冗費を抑え有効活用を促す効果が期待できる。実際に、政務活動費の支払いを収支報告の提出を前提とした後払い方式とし、交付金額が減少した自治体がある。

限られた予算が最大限有効に活用される工夫の一つとして、政務活動費の交付方法を見直すことについて検討されたい。

以上